

第 7 期

障がい者計画・障がい福祉計画

第 3 期

障がい児福祉計画

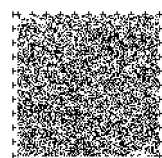


令和6年3月



福島県

南相馬市



はじめに

長らく猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられ、今年度は4年ぶりに「おひさまといっしょに」や「障がい者スポーツ交流会」が開催されるなど、障がいのある方をはじめ、皆様と一堂に会することのできる日常がいかに重要か改めて感じました。

令和5年3月、本市は「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を基本目標とした「南相馬市第三次総合計画」を策定しました。この目標の実現には、地域の支え合いや医療、福祉の充実により、障がいのある方が安心して暮らし続けられるまちにしていける必要があります。

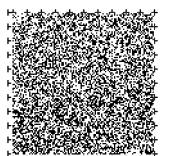
この度作成した「第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、災害時など非常時における業務継続への支援、医療的ケア児への支援、情報アクセシビリティの向上など、時代に即した新たな施策を盛り込んでいます。

本計画が、基本理念に掲げる「誰もが健康で安心して暮らすことができるまちづくり 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現」に寄与することを心から願うとともに、今後も引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました「南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見を賜りました多くの市民、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

南相馬市長 門馬 和夫



目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 国計画の主な内容	4
(1)第5次障害者基本計画について	4
(2)第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて	6
3 計画の位置付け	8
4 計画の期間	10
5 計画の策定体制	10
(1)市民協働での仕組みづくり	10
(2)障がい福祉に関するアンケート調査の実施	11
(3)関係団体ヒアリング調査の実施	11
(4)パブリックコメント等の住民意見の聴取	12
第2章 障がい者を取りまく現状	13
1 障がい者等の推移	15
(1)人口・世帯数の推移	15
(2)障がい者等の状況	16
(3)就労の状況	22
(4)健診の状況	23
(5)就学の状況	24
2 障がい福祉に関するアンケート調査結果	26
(1)権利擁護について	26
(2)障がい福祉サービスについて	29
(3)療育・保育・教育について	31
(4)地域生活について	32
(5)保健・医療サービスについて	34
(6)就労について	36
(7)市内の生活環境について	38
(8)災害時の避難について	40
3 関係団体ヒアリング調査結果	42
(1)地域生活への移行について	42
(2)他の団体等との連携・協力について	42
(3)活動の問題点や課題	42
(4)障がい者(児)支援として、特に必要なこと	42
(5)日常生活用具給付等事業について	43
(6)災害時の避難について	43
(7)他団体と連携・協力することで出来ることや行いたいこと	43

4 前計画の総括	44
(1)基本施策1 権利擁護・人権擁護の推進	44
(2)基本施策2 障がいのある人への支援の充実	44
(3)基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実	44
(4)基本施策4 地域における支援体制の充実	45
(5)基本施策5 保健・医療サービスの充実	45
(6)基本施策6 社会参加の促進と自立への支援	45
(7)基本施策7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進	45
第3章 計画の基本理念と体系	47
1 総合計画との関係	49
2 まちづくりの基本姿勢と障がい分野の位置づけ	50
3 基本理念	50
4 基本理念実現のために	51
5 SDGsの推進	53
6 計画の体系	54
第4章 障がい者計画の施策の展開	57
1 権利擁護・人権擁護の推進	59
(1)障がいのある人に対する市民の理解促進・福祉教育の充実	59
(2)障がい者差別の解消、合理的配慮の推進	61
(3)障がい者への虐待防止施策の充実	62
(4)障がい者の権利擁護施策の充実	63
2 障がいのある人への支援の充実	64
(1)障がいのある人への支援施策の普及	64
(2)相談体制の充実	66
(3)日常生活を支えるサービスの充実	68
(4)発達障がい者への支援	69
(5)障がいのある人の高齢化への対応	69
3 障がいのある子どもへの支援の充実	70
(1)障がいのある子どもへの支援	70
(2)障がいのある子どもの親への支援	71
(3)切れ目のない支援体制の構築	72
(4)保健・保育・教育・医療との連携	72
(5)発達障がい児への支援	75
(6)医療的ケア児への支援(新規)	76
4 地域における支援体制の充実	77
(1)地域自立支援協議会の運営の強化	77
(2)関係団体との連携強化・充実	77
(3)福祉を担う人材の確保・養成	79
(4)地域移行・地域定着支援の充実	80
(5)地域生活支援拠点等の整備	81

5 保健・医療サービスの充実	83
(1)健康づくりの推進	83
(2)医療サービスの充実	84
(3)こころの健康づくりの推進	84
6 社会参加の促進と自立への支援	85
(1)障がいのある人の雇用(就労)の場の確保	85
(2)就労定着に向けた支援	87
(3)スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実	87
7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進	89
(1)やさしいまちづくりの推進	89
(2)障がいのある人の生活の場の確保	90
(3)防犯対策の推進	91
(4)災害対策	92
(5)非常時における業務継続への支援	93
(6)情報アクセシビリティの向上	94
第5章 障がい福祉計画の事業の展開	95
1 成果目標の設定	97
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	97
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	98
(3)地域生活支援の充実	99
(4)福祉施設から一般就労への移行等	100
(5)相談支援体制の充実・強化等	103
(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	105
2 自立支援給付事業の推進	106
(1)訪問系サービス	107
(2)日中活動系サービス	109
(3)居住系サービス	116
(4)相談支援	118
3 地域生活支援事業の実施	120
(1)理解促進研修・啓発事業	120
(2)自発的活動支援事業	121
(3)相談支援事業	121
(4)成年後見制度利用支援事業	123
(5)コミュニケーション支援事業	124
(6)日常生活用具給付等事業	125
(7)移動支援事業	127
(8)地域活動支援センター機能強化事業	128
(9)訪問入浴サービス事業	129
(10)日中一時支援事業	129
(11)社会参加促進事業	130

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開 133

- 1 成果目標の設定 135
 - (1)障がい児支援の提供体制の整備等 135
- 2 障がい児通所及び障がい児相談の事業の充実 137
 - (1)児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 137
 - (2)障がい児相談支援 139
 - (3)発達障がい者等に対する支援 140
 - (4)こども・子育ての支援等における体制整備 140

第7章 計画の推進 141

第8章 資料編 145

- 1 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会共同設置要綱 147
- 2 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会委員名簿 150
- 3 計画策定の経緯 154
- 4 障がい者制度改革の動向 155

<「障がい」の表記について>

障害の「害」という漢字が、マイナスのイメージを受け好ましくないという意見があるため、本計画では、法令用語、施策名称、固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成19年9月に署名した障害者権利条約（平成26年1月批准）を受けて、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立（一部を除き平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の成立（平成28年4月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年5月施行）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月施行）など、国内法を整備し、障がい者施策を充実させてきました。

さらに、令和3年5月に、「障害者差別解消法」の一部改正、令和4年6月に「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定が行われ、令和6年4月に施行されます。令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されています。

また、令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第一号）においては、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障がい者等に対する虐待の防止や障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

令和5年3月に策定された「第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）」においては、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」を掲げています。

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、国の制度改正、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境、社会経済情勢の変化等を踏まえて、障がい者施策の推進を計画的に図ってきました。

このたび、現行の計画期間が終了となることから、当該計画を見直し、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする新たな「第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。また、本計画では、障がいのある人が自立した生活のもと安心して暮らすことができるとともに、障がいのある人もない人も一人の人間として尊重され、互いに思いやりを持っていきいきと暮らせるまちづくりの推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取組上の課題などを踏まえ、策定するものとします。

2 国計画の主な内容

2 国計画の主な内容

(1) 第5次障害者基本計画について

国の「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念のもと、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するための基本的な方向が定められています。

感染症の拡大やSDGsの取組の推進など社会情勢が変化する中、目指すべき社会の実現に向けて、11の分野で施策の基本的な方向が定められ、各分野に共通する横断的視点として「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮したきめ細かい支援」等が掲げられています。

障害者基本計画（第5次）の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画（第5次）の位置づけ

位置づけ：政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画
 （障害者基本法第11条に基づき策定し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定）
 計画期間：2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間

2. 計画の背景（社会情勢の変化）

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

⇒大会を契機に進展した機運を一過性のものにせず、引き続きアクセシビリティの向上や心のバリアフリーの理解促進に取り組むことが必要

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

⇒感染症拡大時を始めとした非常時には、脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められる

(3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

⇒「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は障害者基本計画の理念にも通ずるため、共生社会の実現に向け、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害者施策を推進することが求められる

3. 実現を目指すべき社会

「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる
共生社会

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会

デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会

障害者施策が国民の**安全・安心**や**社会経済の進歩**につながるしなやかで豊かな社会

4. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保	(2) 共生社会の実現に資する取組の推進	(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援	(5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進	(6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

各分野における障がい者施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

4. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

8. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障がい学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障がい者雇用の促進
- (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障がい者の国際交流等の推進

2 国計画の主な内容

(2) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和4年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和5年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示されました。基本指針は、国が障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとされています。

令和5年5月に見直された基本指針では、これまでの指針で示されていた、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障がい者等に対する虐待の防止や障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

<基本指針見直しの主なポイント>

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度障がい者等への支援など、地域ニーズ対応 ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障がい者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障がい者等に対する虐待の防止	・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障がい福祉人材の確保・定着	・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の位置付け

3 計画の位置付け

「第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」に基づき障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」、並びに「児童福祉法第33条の20第1項」に基づき障がい児相談支援の提供体制の整備や、障がい児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的とした「障がい児福祉計画」の3つの計画からなっています。

障がい児福祉計画は、「児童福祉法」の一部改正により、同法第33条の20に基づき策定する市町村障害児福祉計画であり、国の定める基本指針（こども家庭庁・厚生労働省告示）に即して定める計画です。市町村障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20第6項及び「障害者総合支援法」第88条第6項の規定により、市町村障害福祉計画と一体に策定することができる計画であるとされていることから、障がい福祉計画と一体的に策定するものとしています。

○障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法 第88条第1項

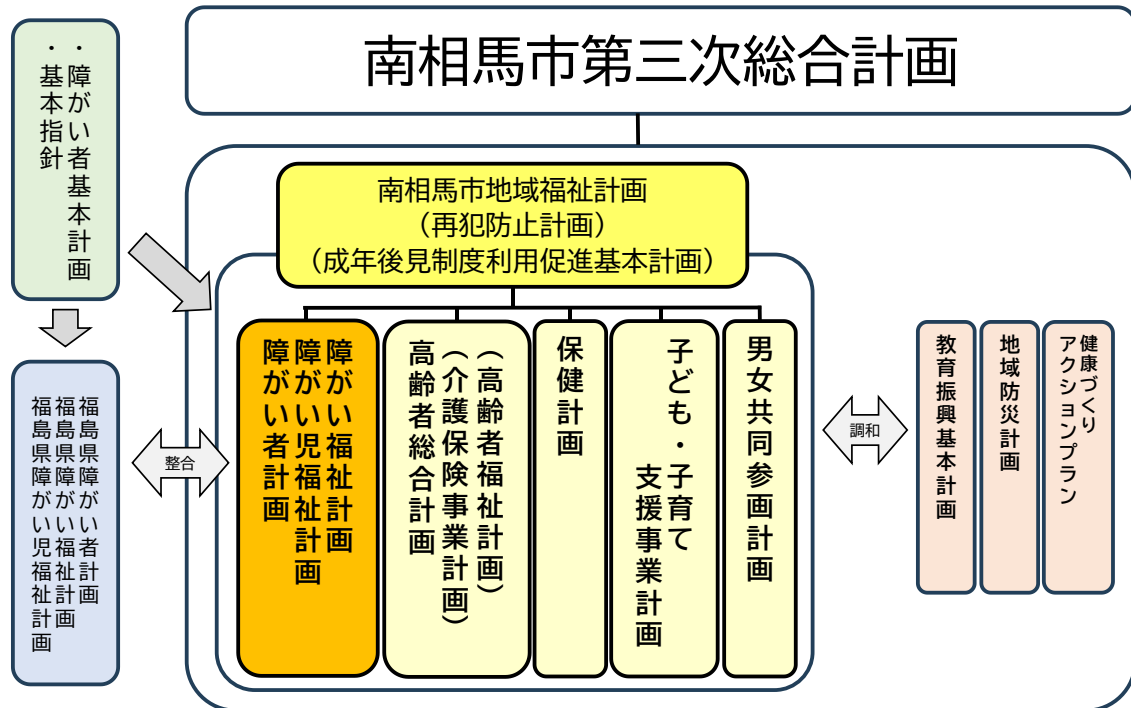
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする。

○児童福祉法 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする。

本計画は、障がいのある人が自立した生活のもと安心して暮らすことができるとともに、障がいのある人もない人も一人の人間として尊重され、互いに思いやりを持っていきいきと暮らせるまちづくりの推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取組上の課題等を踏まえ、策定するものです。

<計画の位置づけ>



4 計画の期間

4 計画の期間

「第7期障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から8年度（2026年度）までの3か年計画です。令和8年度（2026年度）末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者計画 障がい福祉計画	第5期計画								
			見直し	第6期計画					
						見直し	第7期計画		
障がい児福祉計画	第1期計画								
			見直し	第2期計画					
						見直し	第3期計画		

5 計画の策定体制

(1) 市民協働での仕組みづくり

計画策定にあたっては、障害者総合支援法第88条9項及び児童福祉法第33条の20第9項において、「市町村障害（児）福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ協議会の意見を聞くように努めなければならない。」と規定されていることから、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会の委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。

●南相馬市

南相馬市は本計画の決定機関として、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会の提案を尊重し、庁議において計画を決定します。また、担当課は計画策定全般にわたる事務局機能及び庁内調整を行います。

●南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会

南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会は、計画を協議する機関であり、相談支援、保健医療、教育、就労支援、権利擁護等の各関係機関で構成します。

●市民、地域団体、関係機関 など

市民、地域団体、関係機関は、計画を推進する主体者として、アンケートやパブリックコメントを通じた計画全般への意見を提言し、計画策定及び計画推進に積極的に関与していただきます。

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

①調査の目的

「第7期障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、支援を必要とされている方々などの生活の様子や将来の希望等についてサービス向上を目指すための計画策定における基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

②調査期間

令和5年5月26日（金）～令和5年6月13日（火）

※集計処理にあたっては、6月29日（木）着分の調査票まで含めています

③調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方、障がい（児）福祉サービス利用者、難病の方 2,000人

④調査方法

郵送による配布・回収

※回収率向上策として、礼状兼督促状を令和5年6月5日（月）に発送しました

⑤回収状況

配布数①	総回収数	有効回収数②	有効回収率 ②／①
2,000	1,104	1,102	55.1%

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

①調査の目的

市内の障がい福祉関係団体、障がい児・者団体に対し、障がいのある人の地域での生活、市の障がい福祉施策や災害時の不安等についての課題や要望等を中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

②実施方法

各団体へ調査票を郵送で配布・回収

一部の団体についてはお集まりいただき、グループヒアリングを実施

③グループヒアリング実施日時

令和5年6月26日（月） 14:00～

④グループヒアリング実施場所

南相馬市役所 東庁舎2階 第1会議室

5 計画の策定体制

⑤対象団体

●グループヒアリングへの参加

あいネット「歩の会」、音訳ボランティアこだまの会、家族会あおい麦、
高次脳機能しょうがい友の会「ひめさゆりの会」、
全国パーキンソン病友の会 福島県支部 相双方部会、南相馬市身体障がい者福祉会

●郵送での回答

南相馬市福祉事業所連絡協議会、福島県自閉症協会相双分会、
障がい児者ひまわりの会、しゃべり場 つぼみの会、南相馬手話サークル耳通口
公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会 相双方部、いち・に・さんの会、
パソコン要約筆記 南相馬 かきつばた、おひさまクラブ、相双地域腎友会

(順不同)

⑥調査テーマ

「団体の対象者」「会員の人数、新規加入者、退会者」「団体の活動頻度」
「団体の活動内容」「地域生活に必要なこと」「他の団体等との連携・協力」
「団体の活動における問題点や課題」「障がい児・者支援で必要なこと」
「日常生活用具給付等事業への意見」「災害対策」「南相馬市への要望」

(4) パブリックコメント等の住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策等の案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、社会福祉課、市民課総合案内窓口、各区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センターにおいて計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

第2章 障がい者を取りまく現状

第2章 障がい者を取りまく現状

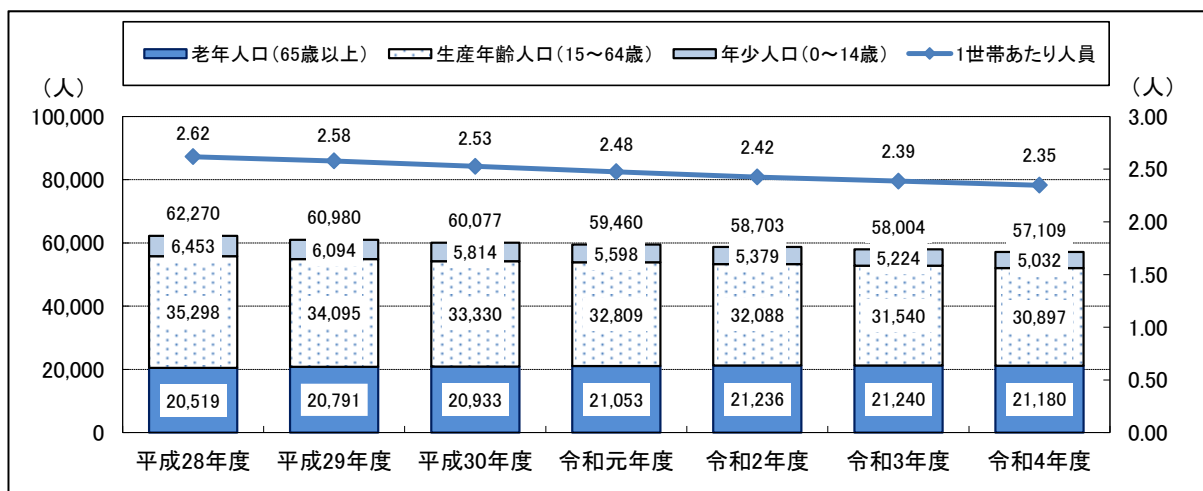
1 障がい者等の推移

(1) 人口・世帯数の推移

各年度末時点での本市の総人口の推移は、令和4年度末時点で57,109人と、平成28年度末の62,270人から5,161人減少(8.3%減)しています。老年人口割合については平成28年度から令和4年度にかけて増加、一方で年少人口割合と生産年齢人口割合については減少しており、少子高齢化が進行している状況がうかがえます。

また、世帯数については、平成28年度以降は概ね増加傾向にあり、平成29年度にわずかに減少したもののその後増加に転じ、令和4年度末には24,326世帯となっています。これにより、1世帯あたりの人数は減少し続けています。

＜人口・世帯数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市住民基本台帳

＜人口・世帯数の推移（各年度末現在）＞

(単位：人・世帯・%)

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総人口	62,270	60,980	60,077	59,460	58,703	58,004	57,109
0~14歳	6,453	6,094	5,814	5,598	5,379	5,224	5,032
年少人口割合	10.4	10.0	9.7	9.4	9.2	9.0	8.8
15~64歳	35,298	34,095	33,330	32,809	32,088	31,540	30,897
生産年齢人口割合	56.7	55.9	55.5	55.2	54.7	54.4	54.1
65歳以上	20,519	20,791	20,933	21,053	21,236	21,240	21,180
老年人口割合	33.0	34.1	34.8	35.4	36.2	36.6	37.1
世帯数	23,779	23,657	23,777	24,015	24,208	24,304	24,326
1世帯あたりの人数	2.62	2.58	2.53	2.48	2.42	2.39	2.35

※外国人住民を含む。

出典：南相馬市住民基本台帳

1 障がい者等の推移

(2) 障がい者等の状況

①障害者手帳所持者数の推移

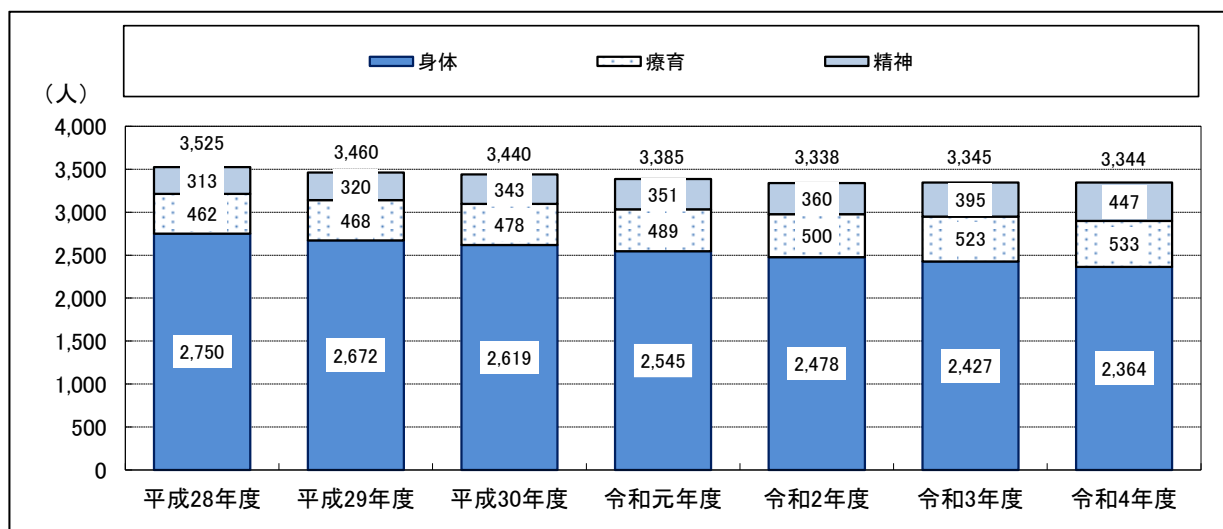
各年度末時点での本市の障がい児者数について、各種手帳所持者数を合算した人数の推移をみると、令和4年度末で3,344人と、平成28年度末の3,525人から181人減少(5.1%減)していますが、前頁のとおり市内の人口自体が減少しており、人口における障害者手帳所持者の割合としては、平成28年度末の5.7%から令和4年度末では5.9%と増加しています。

また、手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者は平成28年度以降減少傾向となっており、令和4年度末には2,364人となっています。

療育手帳所持者は平成28年度以降増加傾向となっており、令和4年度末には533人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成28年度以降増加傾向となっており、令和4年度末には447人となっています。

＜障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市社会福祉課

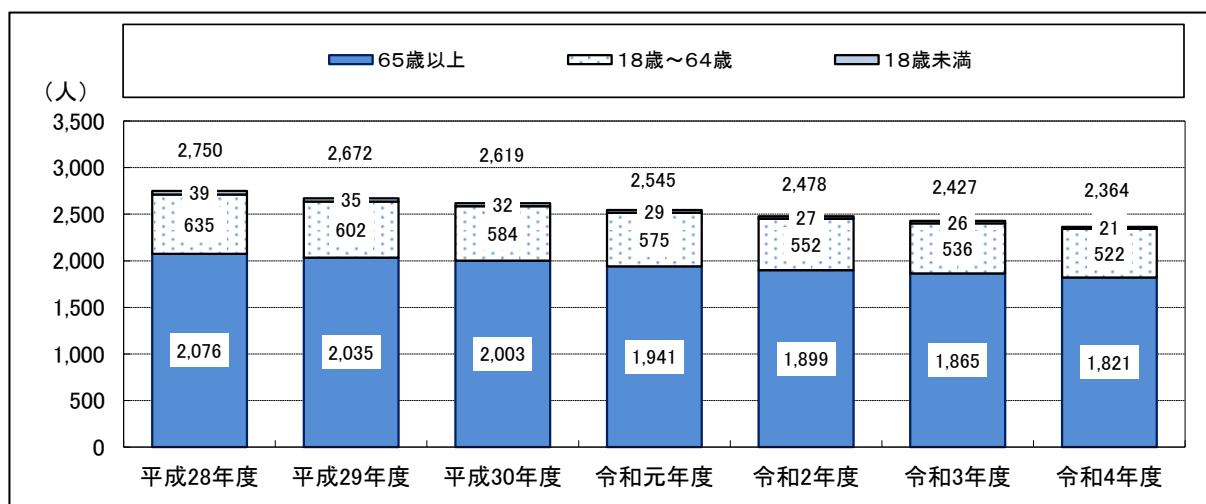
②身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末では2,364人と、平成28年度末の2,750人から386人減少（14.0%減）しています。

年代別にみると、令和4年度末の65歳以上は1,821人（平成28年度末から255人減少、12.3%減）、18歳～64歳は522人（平成28年度末から113人減少、17.8%減）、18歳未満は21人（平成28年度末から18人減少、46.2%減）となっており、いずれの年代においても減少しています。

人口における身体障害者手帳所持者数の割合としては、平成28年度末の4.4%から令和4年度末では4.1%と減少しています。

＜身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市社会福祉課

＜身体障害者手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）＞

(単位：人)

年度 等級	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1級	908	876	869	830	779	762	732
2級	371	351	333	326	325	320	318
3級	429	423	406	389	378	374	365
4級	606	607	615	616	615	611	602
5級	216	207	197	189	186	176	166
6級	220	208	199	195	195	184	181
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	2,750	2,672	2,619	2,545	2,478	2,427	2,364

出典：南相馬市社会福祉課

第2章 障がい者を取りまく現状

1 障がい者等の推移

＜身体障害者手帳所持者の障がい種類別の内訳（令和4年度末現在）＞

（単位：人）

種類 等級	視覚 障がい	聴覚 平衡 機能 障がい	音声・ 言語そ しゃく 機能 障がい	肢体 不自由	心臓 機能	呼吸器 機能	じん臓 機能	肝臓 機能	ぼうこう ・ 直腸 ・ 小腸 ・ 免疫機能	計
1級	50	3	3	186	305	2	176	4	3	732
2級	51	35	3	220	4	3	0	0	2	318
3級	4	22	18	193	91	24	3	1	9	365
4級	9	102	9	297	63	4	0	0	118	602
5級	19	2	0	145	0	0	0	0	0	166
6級	16	75	0	90	0	0	0	0	0	181
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	149	239	33	1,131	463	33	179	5	132	2,364

出典：南相馬市社会福祉課

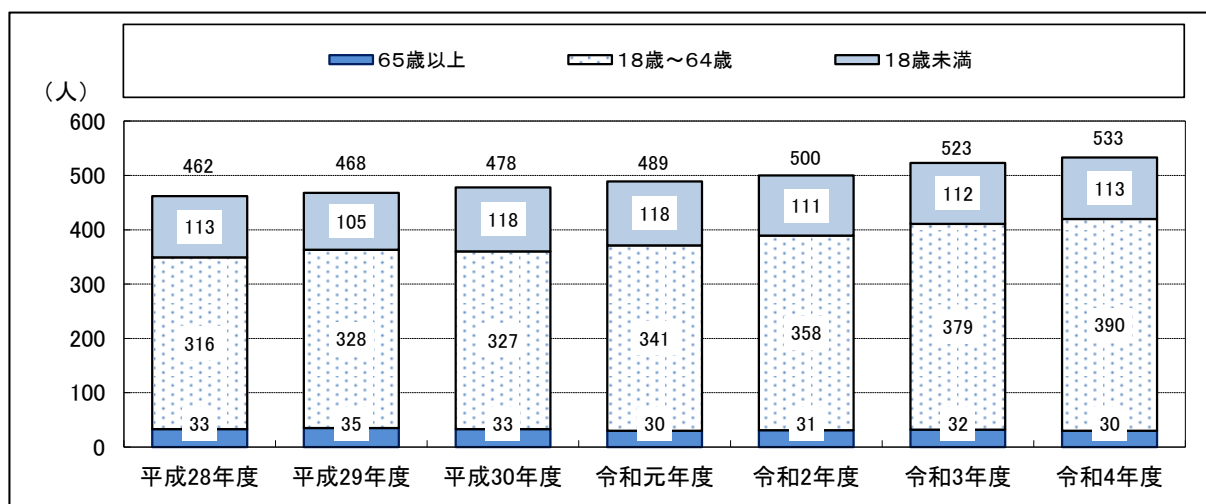
③療育手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末では533人と、平成28年度末の462人から71人増加（15.4%増）しています。

年代別にみると、令和4年度末の65歳以上は30人（平成28年度末から3人減少、9.1%減）、18歳～64歳は390人（平成28年度末から74人増加、23.4%増）、18歳未満は113人（平成28年度末から増減なし）となっており、65歳以上では減少、18歳～64歳では増加しています。

人口における療育手帳所持者数の割合としては、平成28年度末の0.7%から令和4年度末では0.9%と増加しています。

＜療育手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市社会福祉課

＜療育手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）＞

(単位：人)

年度 障がい 程度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
A（最重度）	19	25	23	28	28	32	32
A（重度）	106	101	99	94	94	98	100
B（中度）	195	195	194	185	183	179	180
B（軽度）	142	147	162	182	195	214	221
計	462	468	478	489	500	523	533

出典：南相馬市社会福祉課

1 障がい者等の推移

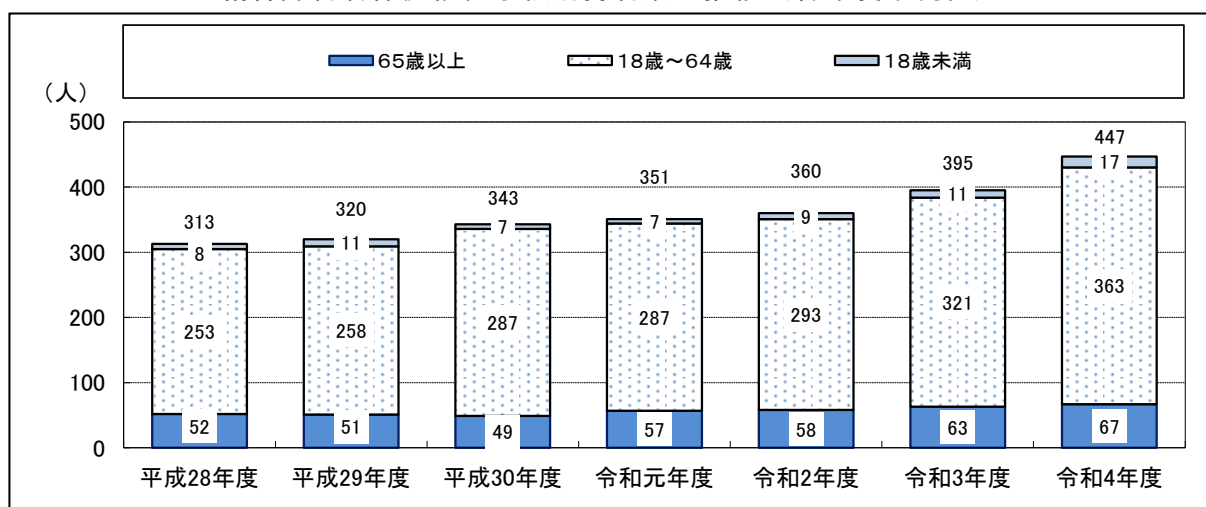
④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末では447人と、平成28年度末の313人から134人の増加（42.8%増）となっています。

年代別にみると、令和4年度末の65歳以上は67人（平成28年度末から15人増加、28.8%増）、18歳～64歳は363人（平成28年度末から110人増加、43.5%増）、18歳未満は17人（平成28年度末から9人増加、112.5%増）となっており、すべての年代で増加しています。

人口における精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合としては、平成28年度末の0.5%から令和4年度末では0.8%と増加しています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市社会福祉課

＜精神障害者保健福祉手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）＞

(単位：人)

年度 等級	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1級	42	40	37	35	31	29	31
2級	190	198	208	204	209	243	273
3級	81	82	98	112	120	123	143
計	313	320	343	351	360	395	447

出典：南相馬市社会福祉課

⑤自立支援医療受給者の状況

本市の自立支援医療費受給者数の推移をみると、更生医療受給者証所持者数は令和元年度から令和3年度にかけて増加傾向、令和3年度以降は22人で推移しています。育成医療受給者証所持者数は、平成30年度以降減少傾向となっており、令和4年度は1人となっています。精神通院医療受給者証所持者数は概ね増加傾向となっており、令和4年度は709人となっています。

<自立支援医療受給者数の推移>

(単位：人)

項目 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
更生医療受給者証 所持者数(各年度実人数)	14	14	17	22	22
育成医療受給者証 所持者数(各年度実人数)	7	6	2	2	1
精神通院医療受給者証 所持者数(各年度末現在)	629	604	710	661	709
計	650	624	729	685	732

出典：福島県、南相馬市

⑥特定疾患患者の状況

本市の特定疾患患者の状況をみると、指定難病医療費受給者証交付数については令和3年度に減少しましたが概ね増加傾向となっており、令和4年度は508人となっています。一方、小児慢性特定疾病医療費受給者証交付数については平成30年度以降増減を繰り返しており、令和4年度には31人となっています。

<特定疾患患者数の推移>

(単位：人)

項目 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
指定難病医療費受給者 証交付数 (各年度末現在)	468	471	503	453	508
小児慢性特定疾病 医療費受給者証交付数 (各年度10月1日現在)	35	30	34	35	31

出典：福島県

1 障がい者等の推移

(3) 就労の状況

福島県の障がい者雇用数をみると、令和5年度の常用労働者数 239,619.5 人に対して障がい者数 5,479.5 人（実雇用率 2.29%）と、平成 28 年度から増加傾向にあります。雇用率達成企業については、令和 5 年度の対象企業数 1,519 社に対して法定雇用率（一般の民間企業 2.3%）を達成しているのが 56.7%と、平成 28 年度から増加傾向で推移しています。

また、ハローワーク相双の障がい者雇用数をみると、令和 5 年度には常用労働者数 10,691.5 人に対して障がい者数 212.0 人（実雇用率 2.14%）となっています。雇用率達成企業の割合については、法定雇用率が 2.2%に引き上げとなった平成 30 年度以降は減少傾向にあり、令和 5 年度には対象企業数 106 社に対して法定雇用率達成企業が 59.4%となっています。

<民間企業における雇用状況（各年 6 月 1 日現在）>

法定雇用率 2.3%

	年度	対象企業数	常用労働者数	障がい者数	実雇用率 (%)	雇用率達成企業 の割合 (%)
福島県	H28	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6
	H29	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7
	H30	1,425	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1
	R1	1,464	243,013.5	5,126.0	2.11	54.7
	R2	1,456	239,887.5	5,170.5	2.16	55.7
	R3	1,512	241,963.0	5,195.0	2.15	53.1
	R4	1,520	240,342.5	5,264.5	2.19	54.3
	R5	1,519	239,619.5	5,479.5	2.29	56.7
相双	H28	71	7,554.0	176.5	2.34	69.0
	H29	81	8,502.0	189.5	2.23	70.4
	H30	84	8,745.0	194.5	2.22	72.6
	R1	89	9,177.5	218.0	2.38	69.7
	R2	100	9,857.5	215.5	2.19	61.0
	R3	108	10,257.5	234.5	2.29	58.3
	R4	103	9,991.5	219.5	2.20	60.2
	R5	106	10,691.5	212.0	2.14	59.4

*平成 30 年 4 月 1 日に法定雇用率が 2.0%から 2.2%に、令和 3 年 3 月 1 日には 2.3%に引き上げられている。

*常用雇用重度身体・知的障がい者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障がい者は 0.5 カウントしている。

*対象企業は平成 25 年から平成 29 年は 50 人以上、平成 30 年から令和 2 年は 45.5 人以上、令和 3 年より 43.5 人以上規模となっている。

*平成 30 年より精神障がい者である短時間労働者であって、「雇入れから 3 年以内の方」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から 3 年以内の方」かつ「令和 5 年 3 月 31 日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方」は、雇用率算定の際に対象者 1 人につき本来 0.5 カウントとしているところを、1.0 カウントとして算定している。

出典：福島労働局 障害者の雇用状況の推移

(4) 健診の状況

健診で経過観察※が必要となった幼児数をみると、1歳6か月児は令和4年度末で要観察幼児数146人、要観察幼児率47.2%となっています。

また、3歳児は令和4年度末で要観察幼児数93人、要観察幼児率28.5%となっています。

※健康診査時に助言指導を行い、その結果の確認やその経過を定期的に確認する必要がある幼児。主に言語や運動、精神発達の遅れ等が挙げられる。

＜健診で経過観察が必要となった幼児数（各年度末現在）＞

	年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1歳6か月児	健康診査対象幼児数	335	363	346	300	285	354	313
	健康診査受診幼児数(A)	334	360	340	294	278	341	309
	要観察幼児数(B)	151	181	164	143	76	147	146
	要観察幼児率(B/A)	45.2%	50.3%	48.2%	48.6%	27.3%	43.1%	47.2%
3歳児	健康診査対象幼児数	284	351	355	345	277	415	331
	健康診査受診幼児数(C)	275	344	345	337	269	411	326
	要観察幼児数(D)	68	100	80	80	48	75	93
	要観察幼児率(D/C)	24.7%	29.1%	23.2	23.7%	17.8%	18.2%	28.5%

出典：南相馬市こども家庭課

1 障がい者等の推移

(5) 就学の状況

小学校の就学状況をみると、平成28年度から令和3年度までは減少傾向にありましたが、令和4年度に増加し、令和5年度の児童数は2,110人となっています。一方、特別支援学級在籍児童数については平成28年度から概ね増加傾向であり、令和5年度は116人となっています。福島県立相馬支援学校通学児童数については横ばいで推移しており、令和5年度は18人となっています。

中学校の就学状況をみると、平成28年度以降は減少傾向となっており、令和5年度は1,045人となっています。一方、特別支援学級在籍生徒数については平成28年度以降概ね増加傾向となっており、令和5年度は40人となっています。相馬支援学校通学生徒数については概ね横ばいで推移しており、令和5年度は14人となっています。

高校の就学状況をみると、相馬支援学校通学生徒数については増減を繰り返しており、令和5年度には21人となっています。

<市内小中学校及び高等部の就学状況（各年度5月1日現在）>

(単位：人)

小学校	年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	①市内児童数	2,166	2,158	2,090	2,021	2,011	2,005	2,045	2,110
	内：特別支援学級 在籍児童数	74	79	82	82	96	95	97	116
	②相馬支援学校 通学児童数	20	15	17	14	15	17	17	18

中学校	年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	①市内生徒数	1,290	1,266	1,254	1,206	1,178	1,119	1,116	1,045
	内：特別支援学級 在籍生徒数	29	31	36	35	30	36	43	40
	②相馬支援学校 通学生徒数	12	13	11	14	14	13	13	14

高等部	年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	相馬支援学校 通学生徒数	28	24	23	30	33	25	26	21

出典：南相馬市学校教育課
福島県立相馬支援学校

<市内小中学校及び高等部の児童・生徒数（令和5年5月1日現在）>

（単位：人）

	学年 項目	1	2	3	4	5	6
小学校	①児童数	390	373	362	353	285	347
	内：特別支援学級 在籍児童数	20	17	23	23	20	13
	②相馬支援学校 通学児童数	4	3	5	1	1	4
中学校	①生徒数	321	360	364			
	内：特別支援学級 在籍生徒数	9	14	17			
	②相馬支援学校 通学生徒数	3	6	5			
高等部	相馬支援学校 通学生徒数	5	9	7			

出典：南相馬市学校教育課
福島県立相馬支援学校

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

(1) 権利擁護について

①差別や偏見、疎外感を感じる場面

全体では「外での人の視線」が 22.3%と最も多く、以下「仕事や収入面」(13.4%)、「隣近所づきあい」(10.0%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、重複所持者では「外での人の視線」等が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は「仕事や収入面」(36.5%)、「隣近所づきあい」(21.2%)も多くなっています。

<差別や偏見、疎外感を感じる場面（全体・障がい区分別）>

(単位：%)

	調査数	外での人の視線	仕事や収入面	隣近所づきあい	病院など医療機関の利用等	交通機関の利用等	市職員の対応・態度	収集コミュニケーションや情報の	店などでの対応	地区の行事・集まり	公共施設の利用等	教育の場	学習機会やスポーツ・趣味の活動	その他	特にな	無回答
全 体	1,102	22.3	13.4	10.0	9.4	8.0	7.7	6.8	6.5	4.4	4.4	3.4	3.4	2.4	44.4	12.5
身体	688	15.4	7.4	6.8	8.6	8.6	6.3	4.8	3.5	3.8	3.1	0.7	1.9	1.6	51.5	14.4
療育	155	37.4	18.7	14.2	11.6	7.7	8.4	13.5	15.5	4.5	7.7	9.7	8.4	2.6	37.4	5.2
精神	137	39.4	36.5	21.2	11.7	5.8	14.6	11.7	12.4	8.8	6.6	5.1	4.4	3.6	24.1	8.8
重複	46	37.0	19.6	13.0	15.2	13.0	13.0	2.2	10.9	4.3	8.7	-	2.2	2.2	26.1	15.2
手帳なし	50	20.0	12.0	6.0	8.0	4.0	4.0	8.0	4.0	4.0	6.0	20.0	10.0	10.0	34.0	12.0

※調査結果の見方について

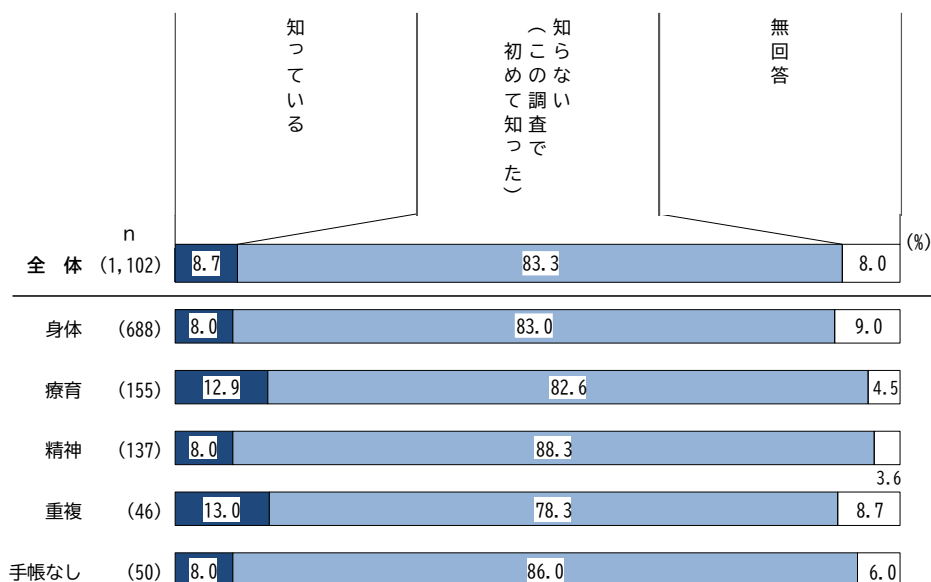
- 調査数（n）とは回答者数であり、100%が何人の回答に相当するかを示すものです。
- 調査数（n）が少数の場合は統計上の信頼性が低くなるため、文章中で言及していないことがあります。
- 障がい区分別の集計方法は以下のとおりです。
 - ・身体：身体障害者手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・療育：療育手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・精神：精神障害者保健福祉手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・重複：複数の手帳を所持していると回答した方について集計
 - ・手帳なし：手帳を所持していないと回答した方について集計

②合理的配慮の提供（義務化）の認知状況

全体では「知っている」が 8.7%、「知らない（この調査で初めて知った）」が 83.3% となっています。

障がい区分別にみると、「知らない（この調査で初めて知った）」の割合が最も高いのは精神障害者保健福祉手帳所持者で 88.3% となっています。

＜合理的配慮の提供の認知状況（全体・障がい区分別）＞

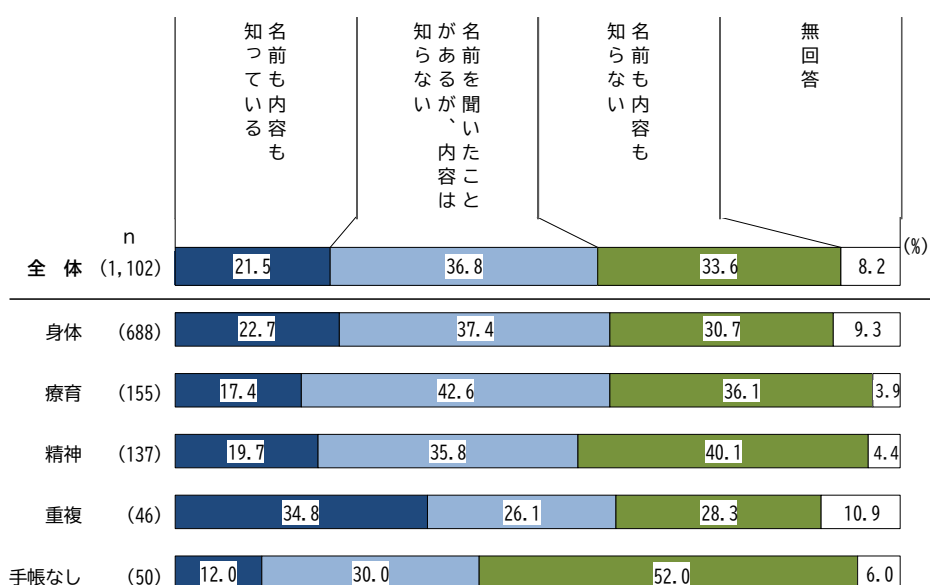


③成年後見制度の認知状況

全体では「名前も内容も知っている」が 21.5%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 36.8%、「名前も内容も知らない」が 33.6% となっています。

障がい区分別にみると、「名前も内容も知らない」が精神障害者保健福祉手帳所持者では約 4 割、手帳なしの方では 5 割を超え、多くなっています。

＜成年後見制度の認知状況（全体・障がい区分別）＞



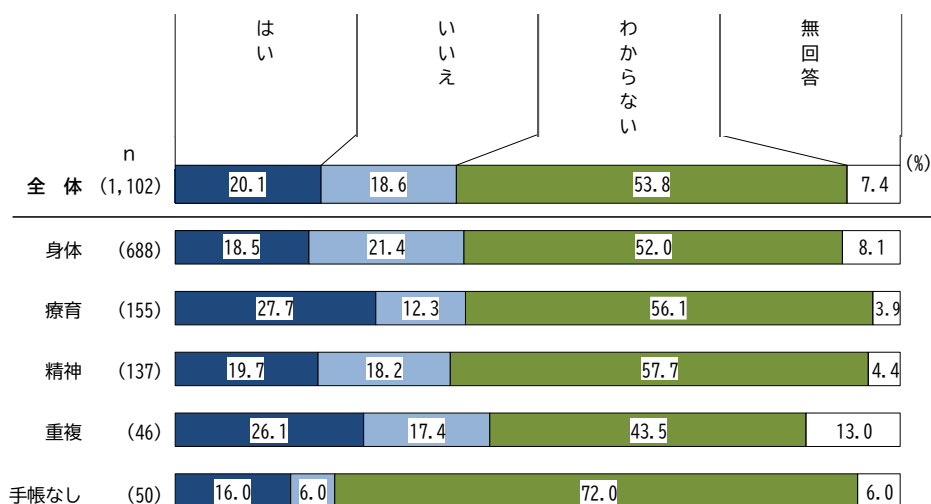
2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

④成年後見制度の利用意向

将来的に成年後見制度を利用したいか尋ねたところ、全体では「はい」が20.1%、「いいえ」が18.6%となっています。

障がい区分別にみると、どの区分でも「わからない」が4割以上と、最も多くなっています。

＜成年後見制度の利用意向（全体・障がい区分別）＞



■課題■

差別や偏見、疎外感を感じることにについては、「外での人の視線」「仕事や収入面」「隣近所づきあい」等が多く挙げられており、障がいのある人が、家庭や地域、学校、会社等のあらゆるところで差別や偏見、疎外感を感じるものないまちづくりの推進のため、市民への理解促進や福祉教育の充実を図ることが求められます。

また、合理的配慮の提供の認知状況については、「知っている」は1割弱にとどまり、「知らない（この調査で初めて知った）」が8割強となっています。成年後見制度の認知状況については、「名前も内容も知っている」は約2割にとどまり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」が3割台となっています。ともに認知度向上のための情報発信や利用促進を図っていくことが求められます。

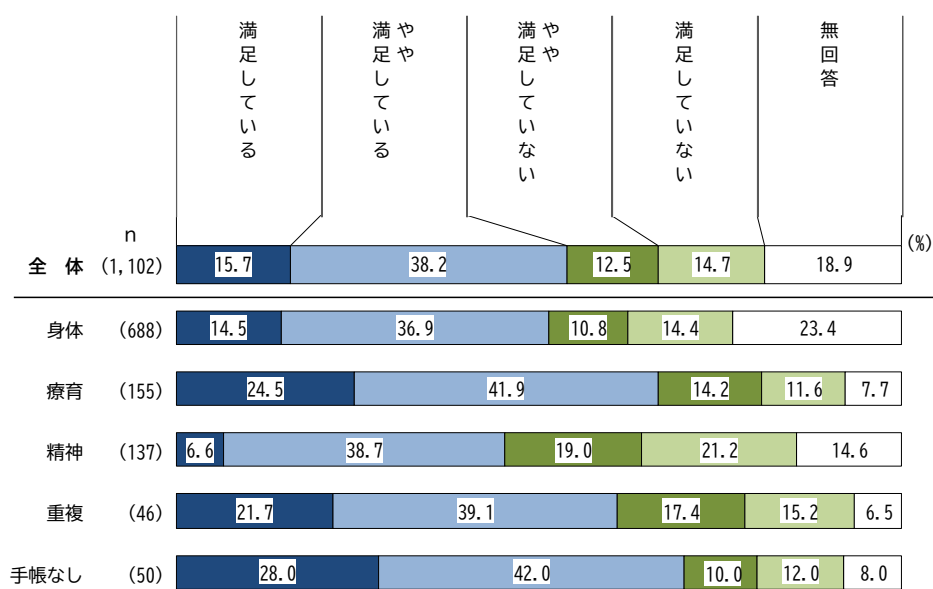
なお、成年後見制度の利用意向については、「わからない」が5割を超えており、成年後見制度の利用を促進するためにも認知度向上が必要です。

(2) 障がい福祉サービスについて

①障がい福祉サービスの満足度

全体では満足している割合（「満足している」＋「やや満足している」）が 53.9%と、満足していない割合（「満足していない」＋「やや満足していない」）の 27.2%に比べて多くなっています。

<障がい福祉サービスの満足度（全体・障がい区分別）>



障がい福祉サービスに満足していない理由として、全体では「サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから」が 57.3%と最も多く、以下「サービス利用のための申請や手続きが大変だから」(37.0%)、「使えるサービスが少なく（事業所が少ない等）、利用しにくいから」(35.3%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「使えるサービスが少なく（事業所が少ない等）、利用しにくいから」(60.0%)、「送迎等で家族の負担が大きいから」(32.5%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「サービス利用についての相談先がないから」(41.8%)の割合が全体と比べ高くなっています。

<障がい福祉サービスに満足していない理由（全体・障がい区分別）>

(単位：%)

	調査数	サービスに関する情報が少ないから	サービス利用のための申請や手続きが大変だから	サービス利用が少なく（事業所が少ない等）、利用しにくいから	使えないサービスが少なく（事前がわからないから）	サービス利用についての相談先がないから	送迎等で家族の負担が大きいから	利用したいサービスがあるから	通所の人間関係に不安があるから	ヘルパーや施設職員等の障がいに対する理解等に不安があるから	医療ケア等を受けるから	その他	無回答
全 体	300	57.3	37.0	35.3	27.3	18.0	14.7	13.3	11.0	6.7	9.0	5.3	
身体	173	60.1	40.5	28.3	22.5	16.8	16.8	10.4	8.7	6.4	8.7	4.0	
療育	40	52.5	40.0	60.0	35.0	32.5	5.0	17.5	15.0	5.0	7.5	10.0	
精神	55	63.6	32.7	38.2	41.8	9.1	21.8	18.2	16.4	7.3	7.3	-	
重複	15	40.0	26.7	46.7	26.7	26.7	-	20.0	13.3	13.3	6.7	6.7	
手帳なし	11	36.4	9.1	27.3	9.1	18.2	-	9.1	9.1	-	36.4	18.2	

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

②障がい福祉サービスについて相談しやすい体制

全体では「地域の身近なところで相談できること」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」「1ヶ所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」が約4割と多くなっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「地域の身近なところで相談できること」(52.3%)、「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」(52.9%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「平日の昼間以外も相談できること」(29.2%)、手帳なしの方では「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」(54.0%)の割合が全体と比べ高くなっています。

<障がい福祉サービスについて相談しやすい体制（全体・障がい区分別）>

	調査数	地域の身近なところで相談できること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	1ヶ所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること	平日の昼間以外も相談できること	電話、ファックス、メール等を使つて相談できること	その他	わからない	無回答
全 体	1,102	40.8	40.4	40.3	19.0	14.9	1.9	15.7	8.1
身体	688	38.2	35.3	42.0	15.6	13.7	1.7	14.7	9.4
療育	155	52.3	52.9	43.9	26.5	18.7	2.6	13.5	3.9
精神	137	39.4	48.2	38.0	29.2	19.7	1.5	20.4	4.4
重複	46	45.7	43.5	30.4	19.6	13.0	-	19.6	10.9
手帳なし	50	50.0	54.0	36.0	20.0	14.0	2.0	20.0	2.0

■課題■

障がい福祉サービスの満足度は満足している割合が 53.9%、満足していない割合が 27.2%となっており、満足している割合の方が多くなっていますが、3割弱の方は障がい福祉サービスに満足していないと回答しています。

障がい福祉サービスに満足していない理由として、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから」が6割弱と多く、それ以外にも「サービス利用のための申請や手続きが大変だから」「使えるサービスが少なく（事業所が少ない等）、利用しにくいから」等が多くなっています。支援が必要な人に必要な情報が行き渡るような周知方法の充実や手続きの簡便化等、サービスを利用しやすい体制づくりが求められます。

また、障がい福祉サービスについて相談しやすい体制に必要なこととして、「地域の身近なところで相談できること」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」「1ヶ所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」が多くなっています。多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センターを中心として、障がいのある人に応じて、専門的な相談や複合的な相談にも対応することができる総合的な相談支援体制の充実やわかりやすい情報提供に努めることが求められます。

(3) 療育・保育・教育について

①療育・保育・教育全般で困っていること

全体では「園での活動や学校の授業についていけない（カリキュラムがあわない）」が24.3%と最も多く、以下「費用など経済的負担が大きい」が23.0%、「通園・通学の送迎が大変である」が20.3%となっています。

＜療育・保育・教育全般で困っていること（全体・障がい区分別）＞

(単位：%)

	調査数	園での活動や学校の授業についていけない（カリキュラムがあわない）	費用など経済的負担が大きい	通園・通学の送迎が大変である	先生の配慮や生徒たちの理解が得られない	療育や機能訓練等の指導を受ける機会が少ない	療育・保育・教育についての情報が少ない	夏休みなど長期の休み中に倒れ仕事等が忙しく、子どもの面がみられない	友だちができない	帰宅後、下校後に仕事等が忙しく、子どもの面がみられない	障害施設（保育所・幼稚園等）に入れない	障害を理由として、希望する人に配慮されていない	トイレ等の設備が障がいのある人にとって利用できない	学校内・園内での介助が十分でない	障がいや預かり保育などのサービスを利用できない	障がいや理由として、児童クラブや預かり保育などのサービスを利用できない	医療的なケア（投薬・吸引・導尿等）が受けられない	その他	特になし	無回答
全 体	74	24.3	23.0	20.3	18.9	17.6	16.2	16.2	12.2	12.2	5.4	5.4	5.4	4.1	1.4	9.5	27.0	6.8		
身体	3	-	33.3	100.0	33.3	-	33.3	-	-	-	66.7	33.3	-	33.3	33.3	33.3	-	-		
療育	32	31.3	25.0	21.9	9.4	21.9	15.6	15.6	12.5	9.4	3.1	3.1	3.1	3.1	-	6.3	28.1	6.3		
精神	5	20.0	40.0	-	60.0	20.0	-	20.0	-	40.0	-	-	-	-	-	-	20.0	-		
重複	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0		
手帳なし	32	21.9	18.8	15.6	21.9	15.6	18.8	18.8	15.6	12.5	3.1	6.3	9.4	3.1	-	12.5	28.1	6.3		

■課題■

療育・保育・教育全般で困っていることとして、「園での活動や学校の授業についていけない（カリキュラムがあわない）」「費用など経済的負担が大きい」「通園・通学の送迎が大変である」等が多くなっており、教育機関との連携や保護者の負担軽減等の障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた細やかな支援の充実が求められます。

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

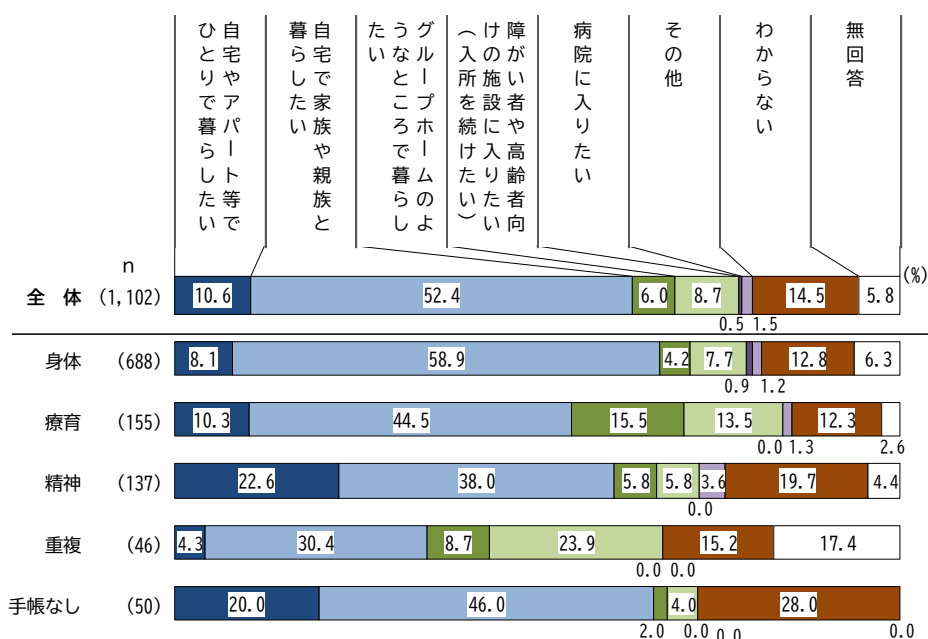
(4) 地域生活について

①将来希望する暮らし方

全体では「自宅で家族や親族と暮らしたい」が52.4%と最も多く、「自宅やアパート等でひとりで暮らしたい」(10.6%)を合わせた63.0%の人が自宅での生活を希望しています。

障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自宅やアパート等でひとりで暮らしたい」(22.6%)、重複所持者では「障がい者や高齢者向けの施設に入りたい(入所を続けたい)」(23.9%)の割合が全体と比べ高くなっています。

＜将来希望する暮らし方（全体・障がい区分別）＞



②将来希望する場所で暮らすために必要な支援

全体では「家族の支援」が60.8%と最も多く、以下「経済的支援」(41.1%)、「医療的ケアが適切に得られること」(39.7%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「地域住民等の理解」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的支援」、「相談対応等の充実」、「一般就労(障がい者雇用も含む)の場」等の割合が全体と比べ高くなっています。

＜将来希望する場所で暮らすために必要な支援（全体・障がい区分別）＞

	調査数	家族の支援	経済的支援	医療的ケアが得られること	必要な在宅サービスが利用できること	家族以外ヘルパー等、ホームヘルプ等	相談対応等の充実	住居の確保	障がい者に適した地域住民等の理解	一般就労(障がい者雇用を含む)の場	コミュニケーションに関する支援	同じ障がいを持つ仲間	その他	特にな	わからない	無回答
全 体	878	60.8	41.1	39.7	27.4	26.4	22.4	19.5	19.5	17.0	14.6	10.8	1.4	5.1	2.3	2.2
身体	557	60.7	35.5	45.1	31.6	28.2	16.5	17.6	13.5	9.5	10.1	7.7	1.1	6.6	2.2	2.2
療育	132	68.2	47.0	29.5	25.0	26.5	31.1	28.0	36.4	26.5	22.7	18.9	0.8	2.3	2.3	1.5
精神	104	52.9	60.6	33.7	17.3	19.2	37.5	20.2	27.9	36.5	24.0	13.5	4.8	2.9	1.9	2.9
重複	31	48.4	41.9	38.7	22.6	35.5	25.8	32.3	16.1	25.8	29.0	16.1	-	-	3.2	-
手帳なし	36	72.2	50.0	19.4	11.1	13.9	41.7	11.1	30.6	38.9	19.4	22.2	-	2.8	5.6	-

③利用したい日中活動場所

全体では「気軽にくつろげる場所」が43.4%と最も多く、以下「いつでも利用できる場所」(32.6%)、「人と気軽に話ができる場所」(32.4%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「送迎がある場所」(34.8%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談ができる場所」(41.6%)、「就労に向けた支援がある場所」(20.4%)の割合が全体に比べ高くなっています。また、手帳なしの方では「いつでも利用できる場所」(44.0%)、「レクリエーションがある場所」(36.0%)の割合が全体と比べ高くなっています。

<利用したい日中活動場所（全体・障がい区分別）>

(単位：%)

	調査数	気軽にくつろげる場所	いつでも利用できる場所	人と気軽に話ができる場所	送迎がある場所	相談ができる場所	レクリエーションがある場所	就労に向けた支援がある場所	その他	無回答
全 体	1,102	43.4	32.6	32.4	23.6	19.7	15.1	9.1	6.8	13.4
身体	688	44.5	30.2	33.6	22.2	15.1	12.4	4.8	6.7	16.3
療育	155	43.2	42.6	32.3	34.8	25.8	22.6	16.8	7.1	5.2
精神	137	41.6	28.5	29.2	17.5	41.6	8.0	20.4	9.5	5.1
重複	46	39.1	34.8	21.7	26.1	10.9	28.3	10.9	2.2	23.9
手帳なし	50	50.0	44.0	36.0	28.0	22.0	36.0	16.0	4.0	4.0

■課題■

将来希望する暮らし方として、63.0%の人が自宅での生活を希望しており、将来自宅でも安心して生活できるよう、在宅サービス等の整備や一緒に暮らす家族への支援等、負担軽減が求められます。希望する場所で暮らすために必要なこととしては、「家族の支援」が最も多くなっていますが、それ以外では「経済的支援」「医療的ケアが適切に得られること」も多くなっており、経済的支援の拡充や医療機関の充実等が求められます。

また、利用したい日中活動場所については、「気軽にくつろげる場所」「いつでも利用できる場所」「人と気軽に話ができる場所」等、気軽な利用や地域との交流ができるような場所を希望する回答が多くなっており、それぞれのニーズに合った活動場所の整備や既にある施設や事業の周知などを行うことが求められます。

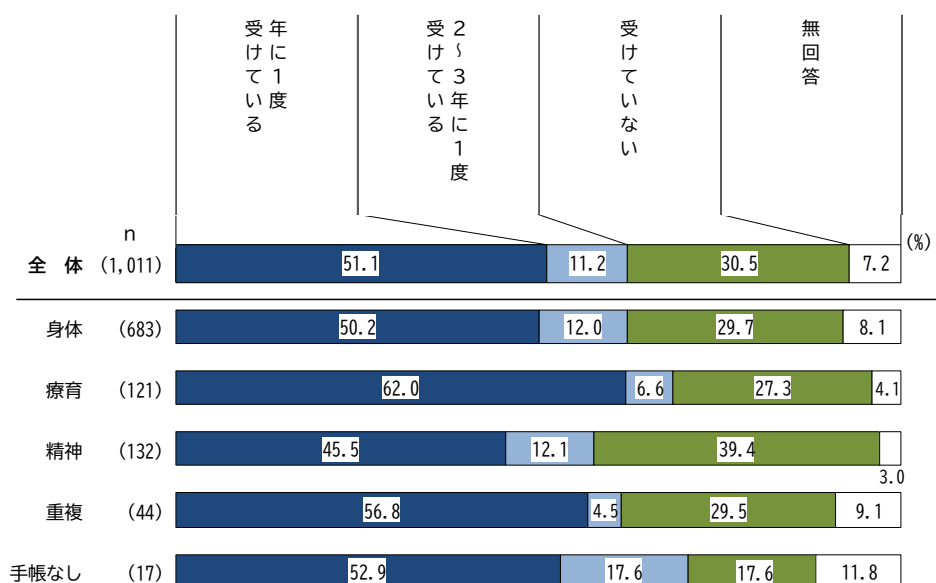
2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

(5) 保健・医療サービスについて

①健康診断やがん検診等の受診状況

全体では健康診断やがん検診等を「年に1度受けている」が51.1%と過半数を占め、「2～3年に1度受けている」(11.2%)を合わせると6割以上の方が健康診断やがん検診等を受診しています。一方、健康診断やがん検診等を「受けていない」は30.5%となっています。

<健康診断やがん検診等の受診状況（全体・障がい区分別）>



②悩みや心配など相談したいこと

全体では「自分の病気や障がいに関すること」が35.1%と最も多く、以下「高齢になったときのこと」(33.9%)、「災害が発生した時のこと」(27.7%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「将来のこと（仕事、住まい、結婚等）」「就労（仕事）のこと」「教育、学校のこと」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自分の病気や障がいに関すること」「高齢になったときのこと」「経済的なこと」等の割合が全体と比べ高くなっています。また、手帳なしの方では「将来のこと（仕事、住まい、結婚等）」「仲間（づくり）のこと」「教育、学校のこと」等の割合が全体と比べ高くなっています。

＜悩みや心配など相談したいこと（全体・障がい区分別）＞

(単位：%)

	調査数	自分の病気や障がいに関すること	高齢になったときのこと	災害が発生した時のこと	経済的なこと	将来のこと（仕事、住まい、結婚等）	生活に関すること	障がい者サービスのこと	就労（仕事）のこと	家族関係のこと	仲間（づくり）のこと	教育、学校のこと	社会復帰に関すること	その他	今はない	人には相談したくない	無回答
全 体	1,102	35.1	33.9	27.7	25.7	17.8	16.7	15.5	13.3	10.6	7.6	4.4	4.3	2.1	19.2	1.5	5.3
身体	688	35.9	30.1	30.8	21.1	7.3	13.1	15.4	5.5	8.0	4.4	0.3	2.0	2.5	21.9	1.7	6.0
療育	155	29.0	42.6	31.0	27.1	42.6	23.2	17.4	27.7	14.2	14.8	15.5	1.3	1.9	15.5	0.6	1.3
精神	137	48.2	45.3	17.5	46.7	37.2	27.7	16.8	36.5	19.7	13.1	3.6	21.2	1.5	8.0	2.2	4.4
重複	46	34.8	45.7	15.2	30.4	28.3	17.4	23.9	13.0	10.9	4.3	-	4.3	-	13.0	-	13.0
手帳なし	50	18.0	22.0	24.0	24.0	28.0	24.0	6.0	18.0	12.0	22.0	34.0	-	-	24.0	-	-

■課題■

6割以上の方が健康診断やがん検診等を受診していますが、一方で約3割の方が受診していない状況にあり、疾病の予防や重症化防止のため、健康診断・各種がん検診等の充実や受診しやすくするための体制づくりが求められます。また、悩みや心配など相談したいこととしては、「自分の病気や障がいに関すること」「高齢になったときのこと」「災害が発生した時のこと」等が多くなっており、障がいのある人の様々な悩みについて基幹相談支援センターを中心にした、気軽に相談できる体制の整備や関係機関との連携、それら相談支援体制の周知が求められます。

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

(6) 就労について

①働く上での悩みや困りごと

全体では「収入が少ない」が44.6%と最も多く、次いで「職場の人間関係」(15.6%)、「身体的な負担が大きい」(14.9%)、「障がいがない人と比べて、仕事の内容や昇進等に差がある」「障がいに対する職場の理解不足」(ともに11.2%)となっており、職場での交流関係の悩み・困りごとの回答が一定数みられます。

障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのために作業に集中できない、気が散りやすい」(28.2%)、「障がいや病気のことを職場に話せない」(17.9%)等の割合が全体と比べ高くなっています。

<働く上での悩みや困りごと（全体・障がい区分別）>

(単位：%)

	調査数	収入が少ない	職場の人間関係	身体的な負担が大きい	障がいの内容や昇進等に比べて、差がある	障がいに対する職場の理解不足	障がいがない、気が散りやすい	自分にあつた内容の仕事がない	職場までの通勤	職場の設備が障がいに対応していない	通勤や病気に障がいのための	障がいのことを職場に話せない	その他	特に悩みや困りごとはない	無回答
全 体	269	44.6	15.6	14.9	11.2	11.2	8.9	7.8	7.4	5.9	5.2	5.2	3.0	31.2	5.6
身体	134	36.6	9.7	17.9	9.0	11.9	3.0	6.7	2.2	10.4	6.0	2.2	3.0	38.8	7.5
療育	69	42.0	21.7	8.7	14.5	7.2	11.6	8.7	10.1	2.9	4.3	4.3	-	30.4	4.3
精神	39	61.5	23.1	20.5	15.4	20.5	28.2	12.8	15.4	-	7.7	17.9	5.1	17.9	2.6
重複	17	64.7	11.8	11.8	11.8	5.9	5.9	5.9	17.6	-	-	-	11.8	11.8	5.9
手帳なし	6	66.7	50.0	-	-	-	-	-	16.7	-	-	16.7	-	16.7	-

②障がい者が働くために必要なこと

全体では「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」が58.8%と最も多く、以下「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」(47.7%)、「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」(45.1%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」「生活できる給料」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」

「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」「生活できる給料」、手帳なしの方では「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」「生活できる給料」「就職後のアフターケア」「仕事をするための訓練・研修機会の充実」等の割合が全体と比べ高くなっています。

<障がい者が働くために必要なこと（全体・障がい区分別）>

(単位：%)

	調査数	障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解	障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制	障がいのある方に配慮した職場の施設・設備	生活できる給料	働く場所の紹介（あつせん）や相談体制の充実	企業等の積極的な雇用	通勤（交通手段）の確保や通	就職後のアフターケア	障がい者就労施設など福祉に	仕事をするための訓練・研修機会の充実	公共住宅やアパート、グループホーム等の住居の確保	自営業を希望する障がいのある方への支援の充実	その他	無回答
全 体	1,102	58.8	47.7	45.1	39.6	34.1	33.1	29.0	26.8	26.6	25.7	18.6	13.2	4.2	18.2
身体	688	52.9	43.3	42.4	33.1	30.2	29.9	25.3	20.5	23.0	21.2	14.5	13.5	3.9	22.7
療育	155	74.8	55.5	56.8	51.6	41.3	44.5	40.6	38.7	41.3	43.2	32.3	11.6	5.8	6.5
精神	137	70.8	63.5	44.5	54.0	46.0	37.2	32.1	40.1	27.7	27.0	23.4	15.3	1.5	7.3
重複	46	56.5	37.0	43.5	41.3	32.6	28.3	34.8	21.7	32.6	19.6	21.7	8.7	6.5	15.2
手帳なし	50	68.0	56.0	56.0	54.0	42.0	38.0	36.0	50.0	32.0	40.0	16.0	14.0	8.0	10.0

■課題■

働く上での悩みや困りごととして、「収入が少ない」「職場の人間関係」「身体的な負担が大きい」が多くなっています。また、障がい者が働くために必要だと思うことについても、「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」や「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」等が多くなっていることから、事業所に対しての障がいのある方に対する理解の促進やそれぞれの状況に応じた就労先の確保や工賃水準の向上等を関係機関と連携しながら行い、障がいのある人の雇用確保や就労定着を図っていくことが求められます。

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

(7) 市内の生活環境について

①外出時の不安

全体では「交通機関がない」が22.3%と最も多く、以下「道路に段差が多い」(21.1%)、「経費がかかる」(16.6%)、「駅や建物等に階段や段差が多い」(16.2%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「会話が困難」(31.6%)が最も多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「人目が気になる」(40.9%)が最も多くなっています。

<外出時の不安（全体・障がい区分別）>

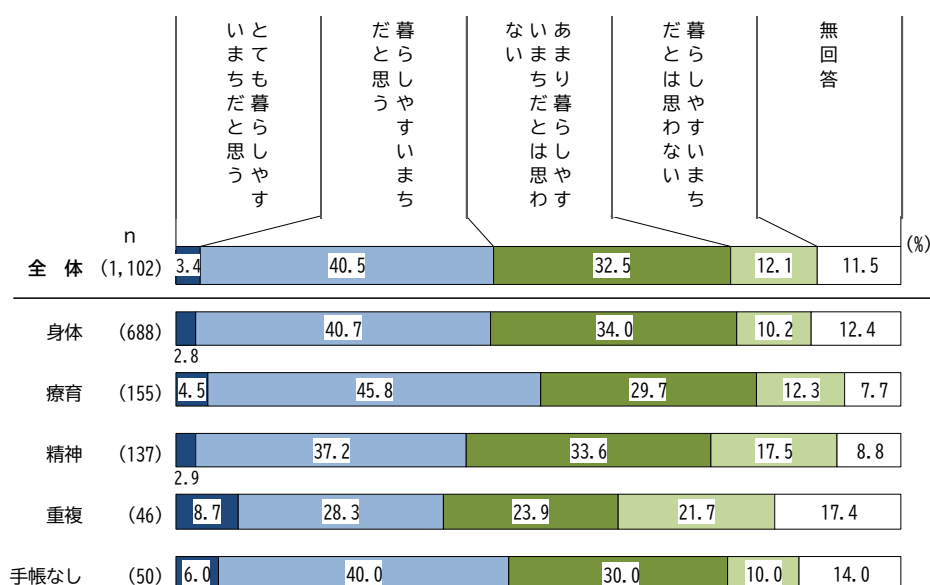
(単位：%)

	調査数	交通機関がない	道路に段差が多い	経費がかかる	駅や建物等に階段や段差が多い	人目が気になる	障がい者用トイレが整っていない	会話が困難	車などが多く危険を感じる	障がい者用駐車場がない	介護者がいない	音の出る信号機がない	案内板がない	その他	特に不安はない	無回答
全 体	1,102	22.3	21.1	16.6	16.2	14.5	13.7	13.4	11.4	11.4	10.1	4.7	4.5	4.4	23.1	7.2
身体	688	21.8	25.4	15.7	19.5	8.4	16.6	9.2	8.9	15.8	10.8	5.4	4.1	4.1	23.4	8.1
療育	155	21.3	14.2	16.1	13.5	20.0	14.2	31.6	21.3	4.5	12.9	4.5	9.0	5.2	23.2	3.2
精神	137	23.4	8.8	24.8	5.1	40.9	2.2	15.3	11.7	2.9	5.1	0.7	2.9	4.4	19.7	5.1
重複	46	30.4	26.1	15.2	23.9	15.2	17.4	19.6	17.4	8.7	10.9	6.5	4.3	4.3	10.9	8.7
手帳なし	50	24.0	18.0	14.0	8.0	14.0	8.0	8.0	14.0	4.0	8.0	6.0	2.0	10.0	36.0	4.0

②南相馬市の暮らしやすさ

全体では暮らしやすい（「とても暮らしやすいまちだと思う」＋「暮らしやすいまちだと思う」）が43.9%、暮らしやすいとは思わない（「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」＋「暮らしやすいまちだとは思わない」）が44.6%と、南相馬市を暮らしやすいと思わない方がやや多くなっています。

<南相馬市の暮らしやすさ（全体・障がい区分別）>



③南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由

全体では「交通が不便」が 63.3%と最も多く、以下「利用しやすい医療機関が少ない」(43.8%)、「買い物等が不便」(43.6%)、「障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない」(41.5%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない」「身近に障がいのある方の働く場所が少ない」「障がいのある方のための福祉施設が整っていない」「余暇等で気軽に過ごせる(遊べる)場所が少ない」「地域住民の理解や協力が少ない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「身近に障がいのある方の働く場所が少ない」、重複所持者では「障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない」「障がいのある方のための福祉施設が整っていない」「余暇等で気軽に過ごせる(遊べる)場所が少ない」「常に介護が必要な方が在宅で暮らせるような 24 時間サービスが整っていない」等の割合が全体と比べ高くなっています。また、手帳なしの方では「情報格差がある(情報が必要な方に届きにくい等)」「空気・緑・日照など自然環境がよくない」等の割合が全体と比べ高くなっています。

<南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由(全体・障がい区分別)>

(単位: %)

	調査数	交通が不便	利用しやすい医療機関が少ない	買い物等が不便	障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない	道路の段差や歩道が整備されていない	身近に障がいのある方の働く場所が少ない	障がいのある方のための福祉施設が整っていない	情報格差がある(情報が必要な方に届きにくい等)	余暇等で気軽に過ごせる(遊べる)場所が少ない	常に介護が必要な方が在宅で暮らせるような 24 時間サービスが整っていない	機能訓練を行うためのリハビリ施設が少ない	地域住民の理解や協力が少ない	空気・緑・日照など自然環境がよくない	その他	無回答
全 体	491	63.3	43.8	43.6	41.5	36.9	29.3	27.5	27.1	26.9	25.5	22.8	22.6	2.9	6.1	1.8
身体	304	64.5	46.1	46.1	38.2	45.1	20.4	21.4	25.7	19.7	26.6	27.0	16.4	2.3	4.9	2.0
療育	65	61.5	40.0	41.5	60.0	26.2	47.7	53.8	35.4	46.2	32.3	18.5	43.1	4.6	9.2	-
精神	70	65.7	40.0	40.0	37.1	15.7	51.4	27.1	25.7	34.3	14.3	11.4	31.4	-	8.6	-
重複	21	52.4	47.6	23.8	61.9	28.6	38.1	52.4	19.0	38.1	38.1	14.3	19.0	-	4.8	-
手帳なし	20	55.0	40.0	40.0	45.0	40.0	30.0	20.0	50.0	35.0	20.0	30.0	30.0	15.0	10.0	-

■課題■

外出時の不安について、「交通機関がない」「道路に段差が多い」「経費がかかる」「駅や建物等に階段や段差が多い」等が多く挙げられています。

南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由としては、「交通が不便」「利用しやすい医療機関が少ない」「買い物等が不便」等が多く挙げられており、引き続き、施設整備の推進やインフラ整備を進め、障がいの有無に関わらず、だれもが暮らしやすいやさしいまちづくりの推進が求められます。

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

(8) 災害時の避難について

①災害時の不安

全体では「避難所では生活できない」が45.7%と最も多く、以下「病気の治療ができない」(30.1%)、「どこに避難すればいいかわからない」(28.3%)となっています。

障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「どこに避難すればいいかわからない」(40.0%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(43.9%)、「家族の安否確認がとれない」(29.0%)、手帳なしの方では「どこに避難すればいいかわからない」(46.0%)、「家族の安否確認がとれない」(38.0%)、「避難方法がわからない」(36.0%)、「家が壊れるかもしれない」(34.0%)等の割合が全体に比べ高くなっています。また、重複所持者では「避難所では生活できない」(56.5%)の割合が全体に比べ高くなっています。

<災害時の不安（全体・障がい区分別）>

(単位：%)

	調査数	避難所では生活できない	病気の治療ができない	どこに避難すればいいかわからない	災害に関する情報が入手できない	日用品が手に入らない	避難方法がわからない	家が壊れるかもしれない	周囲とコミュニケーションがとれない	家族の安否確認がとれない	備蓄など、何を用意してよいかわからない	その他	特にない	無回答
全 体	1,102	45.7	30.1	28.3	27.2	22.8	22.5	22.1	17.8	17.5	13.2	2.6	9.3	9.0
身体	688	45.8	32.3	24.1	27.0	20.8	19.0	20.8	9.6	14.5	9.9	2.0	9.4	9.9
療育	155	45.8	21.9	40.0	32.9	25.8	31.6	25.2	43.9	29.0	22.6	1.3	12.3	6.5
精神	137	51.1	36.5	32.8	21.9	27.7	24.1	24.1	26.3	16.1	19.0	6.6	4.4	5.8
重複	46	56.5	32.6	23.9	19.6	26.1	23.9	17.4	26.1	13.0	10.9	4.3	8.7	13.0
手帳なし	50	24.0	10.0	46.0	36.0	28.0	36.0	34.0	20.0	38.0	22.0	2.0	8.0	8.0

②避難所で生活できない理由

全体では「慣れない場所が苦手だから」が56.3%と最も多く、以下「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」(55.0%)、「トイレが使いにくいから」(48.6%)、「人が多くいる場所が苦手だから」(48.4%)となっています。

障がい区分別にみると、「慣れない場所が苦手だから」「人が多くいる場所が苦手だから」は療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳なしの方で、「避難所には障がい者を理解している支援者がいないから」は療育手帳所持者、重複所持者で割合が全体と比べ高くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「トイレが使いにくいから」、療育手帳所持者では「障がいに対する周囲の理解がないから」、重複所持者では「生命維持のための医療機器が必要だから」、手帳なしの方では「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」等も割合が全体と比べ高くなっています。

＜避難所で生活できない理由（全体・障がい区分別）＞

(単位：%)

	調査数	慣れない場所が苦手だから	人に迷惑をかけてしまうことが心配だから	トイレが使いにくいから	人が多くいる場所が苦手だから	間仕切りや個室の部屋がない	障がいに対する周囲の理解がないから	避難所がバリアフリーになっていない	避難所には障がい者を理解している支援者がいない	自宅のベッドから動けない	生命維持のための医療機器が必要だから	その他	無回答
全 体	504	56.3	55.0	48.6	48.4	38.7	26.2	23.8	23.4	10.3	9.1	8.1	0.2
身体	315	47.3	57.5	60.0	37.8	37.1	17.8	32.1	18.1	14.9	11.4	8.6	-
療育	71	74.6	62.0	33.8	60.6	39.4	53.5	11.3	45.1	1.4	1.4	7.0	1.4
精神	70	81.4	42.9	20.0	91.4	48.6	32.9	4.3	20.0	1.4	1.4	7.1	-
重複	26	42.3	46.2	26.9	26.9	42.3	34.6	15.4	34.6	11.5	23.1	7.7	-
手帳なし	12	91.7	75.0	41.7	75.0	41.7	33.3	16.7	33.3	-	-	16.7	-

■課題■

災害時の不安について、「避難所では生活できない」「病気の治療ができない」「どこに避難すればいいかわからない」が多くなっています。また、避難所で生活できない理由としては、「慣れない場所が苦手だから」「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」

「トイレが使いにくいから」等の回答が多く挙げられており、障がいのある人等の要配慮者に対応した避難所の整備や災害時の避難経路等の周知、障がい特性に応じた支援体制の拡充等、災害時の不安の払拭や安心して避難生活を送れるような体制の構築が求められます。

3 関係団体ヒアリング調査結果

3 関係団体ヒアリング調査結果

(1) 地域生活への移行について

地域で生活する条件として必要だと思うことについては、12の団体が「地域住民の理解」、「外出しやすい生活環境」が必要だと回答しています。

また、「相談相手や相談機関の充実」、「近くに通える施設や福祉的就労の確保」も回答が多くなっています。

(2) 他の団体等との連携・協力について

他の団体等との連携・協力については、「連携・協力している」団体が12団体、「連携・協力していない」団体が5団体となっています。今後、他の団体等と連携・協力を行いたいかについては、「連携・協力したい」が14団体となっており、関係団体や関係機関との連携を求める団体に対しての支援が必要です。

(3) 活動の問題点や課題

意見（抜粋）
保護者、本人の高齢化が進んでいる。
こどもが小学生になった事でママさん達がパートに出てしまい、平日の日中に集まる事ができなくなった。
会員数が少ない。
コミュニティ、コミュニケーションを目的として利用出来る施設の確保が難しい。
相馬地区、南相馬地区、双葉地区と広範囲で集まりにくい。障がい児の年齢が広く、年齢に合わせたイベントが設定しにくい。
他の団体の協力は得られるが、地域に根づいていない。
皆が自動車を持っているわけではないので、団体としては閉じこもりがち。バスを借りるだけに特化した助成金があればと思う。
障がい者支援家族会の運営として、家族間の情報の共有や交流の場が少ないので、次年度はできるだけ実行したいと思います。

(4) 障がい者（児）支援として、特に必要なこと

意見（抜粋）
どんなに障がいが高くても地域で暮らせる制度、場所、支援体制が必要。
障がい者に対する差別、アパルトヘイトはこの地域でもある。なくすため様々な施策が必要。
国連の権利条約と国、地方行政とのギャップがあまりにも大きい。
特に思うのは、居場所づくり。友達ができにくい子が多いので。周りの大人が声掛けをすることで広がる何かがあるかもしれない。その子が得意なことでも何でも良いから、自信を持てるように近くで応援してくれるといいと思う。
当事者の話をよく聴くこと。

意見（抜粋）
地域の保健福祉センターや障がい者団体などと連携し、地域全体での障がい者支援のネットワークを形成したい。
安心して出掛けられるよう、歩道・道路の細かな点検整備（点字ブロックや、点字ブロックのない箇所の段差解消など）。

（５）日常生活用具給付等事業について

意見（抜粋）
良い物が沢山作られているので、それらを「日常生活用具給付」に入れていただければと思います。障害を感知してくれる白杖等。
家族が生活用具や、マシン、補助具、助成等について詳しく調べて、利用しようとしても補助が受けられなかったり、用具が使えなかったケースを見てきました。この事業を進めるのであればそのような事はゼロにしていきたいです。

（６）災害時の避難について

意見（抜粋）
非常時の緊急連絡網を作成し、休日や夜間の連絡に備えている。また、震度５以上の地震時には、原則施設に集合することを基本としている。更に、利用者や保護者間の連絡のためのLINEを作っており、いざという時の緊急連絡に備えている。
災害に備えた話し合いはしていますが、会員で出来ることが限られてしまうので具体的な決めごとはありません。会員がほぼスマホを持っているのでグループLINEを始めました。１度に連絡ができて、情報交換に役立っています。
職員、利用者の安全確保、安否確認を最優先に行う。

（７）他団体と連携・協力することで出来ることや行いたいこと

意見（抜粋）
事業を継続していくための連携（他団体）、災害時の支援（地域から）。
現在は、NICOパークさんをはじめ、遊びの施設や体験をさせてもらえる団体さんの協力を得て、障がいのあるこどもも、他の目を気にすることなく遊べるイベントなどを行っています。現在協力のある企業、団体さんの他からも協力が得られるのであれば、こどもたちにさまざまな体験をさせたいと思います。
他の団体と協力することによって情報の発信力が強まる。
他団体との連携や協力があることで、１団体では見えてこなかった事が見えてくる。市民活動として広がりが見えてくる。他団体を知ることが大切。当団体を知ってもらうことで会員を増やすことができるかもしれない。

4 前計画の総括

4 前計画の総括

前計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）における主な取組状況などについて、基本施策ごとにまとめました。

（１）基本施策１ 権利擁護・人権擁護の推進

障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための「障害者差別解消地域協議会」の設置や、合理的配慮の提供に関する事例集の作成、研修会の実施等に取り組んできましたが、未だその成果が十分であるとはいえません。

また、人権を尊重する権利擁護の視点から、権利擁護事業の普及に関する取組も必要となっています。

（２）基本施策２ 障がいのある人への支援の充実

生活に様々な悩みや不安を抱える障がいのある人の相談支援体制を強化するため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築に取り組んできましたが、障がいのある人からの相談は、内容が多様化、複合化しており、更なる相談支援体制の充実・強化が必要です。

また、障がい福祉サービスの利用者は増加傾向にあり、本人と介護者が高齢化する中での対応を含め、個々の状況や地域の実情に応じたサービスの提供体制の整備とサービスの必要量の確保を図っていく必要があります。

（３）基本施策３ 障がいのある子どもへの支援の充実

南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会において、発達に支援が必要な子どもへのライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援やインクルーシブ教育の推進等の検討をするため、「こども部会」と「発達障がい者支援部会」を統合し、新たに「こども発達支援部会」を設置し、支援の必要なこどもの支援体制の構築等に取り組みましたが、ライフステージの変わり目における切れ目のない支援が課題となっています。

就学前、学齢期、卒業・就職期など、障がい児の成長に応じた連携支援体制の強化や、相談支援ファイル「かけはし」等を活用しながら、こども一人ひとりのニーズに応じた支援を提供していく必要があります。

(4) 基本施策4 地域における支援体制の充実

単身生活が困難な障がいのある人の生活の場や、緊急時の受け入れの確保策として、南相馬市障がい者グループホーム施設整備事業費補助事業の実施や、看護師等修学資金貸付制度の拡充等により、福祉を担う人材の確保に取り組みましたが、人材不足・人材育成は継続した課題となっています。

また、市内に整備予定の日中支援型グループホームを加えた、地域生活支援拠点等の整備を進め、障がいのある人の高齢化・重度化を見据えた支援体制の充実・強化に取り組む必要があります。

(5) 基本施策5 保健・医療サービスの充実

生活習慣病の予防、重症化防止のため、健康教育、健康相談等や、障がいのある人や家族、心の悩みや不安を抱えている人に対し、こころの健康相談会や、電話や来所、家庭訪問等による相談を実施しました。今後は、障がいのある人でも安心して健(検)診等が受けられるよう、体制の充実に取り組む必要があります。

(6) 基本施策6 社会参加の促進と自立への支援

障がいがあっても働く意欲のある方が、その能力を発揮できるよう、障がいのある人の就労支援のための「就労支援事業所ガイドブック」の作成や、「障がい者と企業をつなぐわかりやすい説明会」の開催等に取り組みましたが、障がい者の就労支援は、継続して取り組む必要があります。

また、地域交流や社会参加を促進するために、フライングディスク用具やフロアホッケー用具等を整備しました。今後は、フロアホッケーやサウンドテーブルテニス等の障がい者スポーツについて、普及促進を図る必要があります。

(7) 基本施策7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

災害時の避難に不安を抱える障がいのある人の防災に対する支援のため、福祉専門職の支援による個別避難計画作成に取り組みましたが、今後も継続した取組が必要です。

また、障がい特性に応じたコミュニケーションができるよう、「手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例」を施行し、市長記者会見の手話通訳や、要約筆記講習会等の実施により、多様なコミュニケーション手段の普及に取り組みましたが、障がいのある人が円滑に情報を得られるよう、情報アクセシビリティの向上への取組も必要となっています。

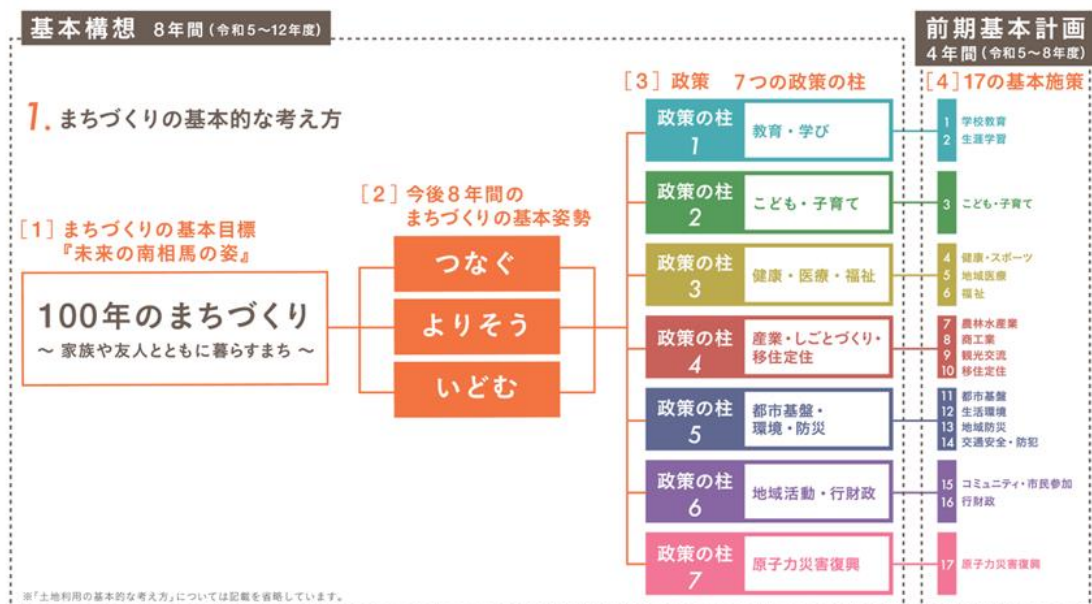
第3章 計画の基本理念と体系

第3章 計画の基本理念と体系

1 総合計画との関係

市では令和5年度を始期とする「南相馬市第三次総合計画」（以下「第三次総合計画」という。）を策定しました。未来の南相馬市の姿である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、今後8年間で、市民が震災と原発事故からの復興・再生を実感できることを目指します。

この目標達成に向けて、市民、事業者・まちづくり団体、行政が一体となって、協働によるまちづくりを進めるため、3つの「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」を掲げ、7つの政策の柱に基づき施策を展開します。



本計画は市の最上位計画である第三次総合計画の実現に向けた、障がい分野の個別計画に位置付けられます。総合計画に掲げる「目指す姿」や「各施策」等に準拠し、今後3年間で目指す姿や目標をより詳細に策定します。

2 まちづくりの基本姿勢と障がい分野の位置づけ

障がい分野においては、「まちづくりの基本姿勢」である「つなぐ」「よりそう」「いどむ」を以下のとおり実践し、基本目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を推進していきます。

つなぐ : 差別の防止や理解促進を啓発しながら、他分野多職種と連携した支援体制を構築することにより、障がいのある人が自ら望む生活ができるまちづくりを推進し、次世代へつないでいきます。

よりそう : 障がいのある人が地域で安心して生活するために、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築や相談支援体制の充実を進め、障がいのある人やそのご家族によりそいます。

いどむ : 障がい者の就労支援や、文化芸術活動等への参加を推進し、障がいのある人が障がいのない人と同様にその能力を発揮し、社会に参加することができる共生社会の実現にいどみます。

3 基本理念

誰もが健康で安心して暮らすことができるまちづくり

～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～

本市では、震災と原発事故以降、生活環境や地域の関係性が変化したことにより、地域コミュニティが希薄になっています。その中で、障がい児・者の福祉については、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいに対する理解促進や差別解消に関する取組を進めるとともに、障がい者の就労支援や、重度化・高齢化に対応した地域生活支援拠点等の整備に取り組む必要があります。

本計画の基本理念は、「南相馬市第三次総合計画 前期基本計画」の「政策の柱3 健康・医療・福祉」分野の目指す姿である、「誰もが健康で安心して暮らすことができるまちづくり」とします。

さらに、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、個人として尊重され、相互に思いやりの心でつながり、支え合うような社会になってほしいとの願いから、サブタイトルは、前計画を踏襲し、「～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～」とします。

4 基本理念実現のために

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の5点を掲げ、障がい者施策を一体的に推進していきます。

100年のまちづくり
～家族や友人とともに暮らすまち～

誰もが健康で安心して暮らすことができるまちづくり
～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～

基本目標1 障がいの理解の推進

障がいを理由とする差別や偏見の解消に努めながら、地域のなかで住民との交流を図り、障がいのある人への理解の醸成に取り組みます。

基本目標2 地域生活への支援

障がいのある人の個性や特性が市民に理解され、障がいのある人が地域の中で生活するために、支援体制の充実に取り組みます。

基本目標3 自立した生活への支援

自ら決定し、選択できる生活を支える上で必要となる支援の仕組みを構築するとともに、安定した生活を送れるよう、医療や教育・療育機関と連携した支援が提供できるよう取り組みます。

基本目標4 社会参加の促進（ノーマライゼーション）

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、雇用の場の確保、就労の定着に向けた支援やスポーツ・レクリエーション・文化活動の充実に取り組みます。

基本目標5 安全・安心な生活環境の推進

バリアフリーのさらなる推進により、安全・安心した生活が送れるようなまちづくりや、居住の場の提供の支援の取組等とともに、平常時からの情報提供の充実を強化し、防犯・防災対策を進めていきます。

〈まちづくりの基本姿勢〉

つなぐ

よりそう

いどむ

4 基本理念実現のために

障がいのある人が直面している課題を解決し、障がい福祉事業を総合的に充実させていくことが必要であることから、次の7つを基本施策として定め、この基本施策の下、着実に各種事業を進めていきます。

基本施策

1. 権利擁護・人権擁護の推進
2. 障がいのある人への支援の充実
3. 障がいのあるこどもへの支援の充実
4. 地域における支援体制の充実
5. 保健・医療サービスの充実
6. 社会参加の促進と自立への支援
7. 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

5 SDGsの推進

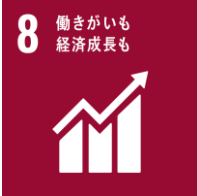
SDGsはSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標です。

「誰一人取り残さない」を合言葉に、令和12年（2030年）を目標として、「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など17のテーマからなる目標と、169のターゲットから構成されています。

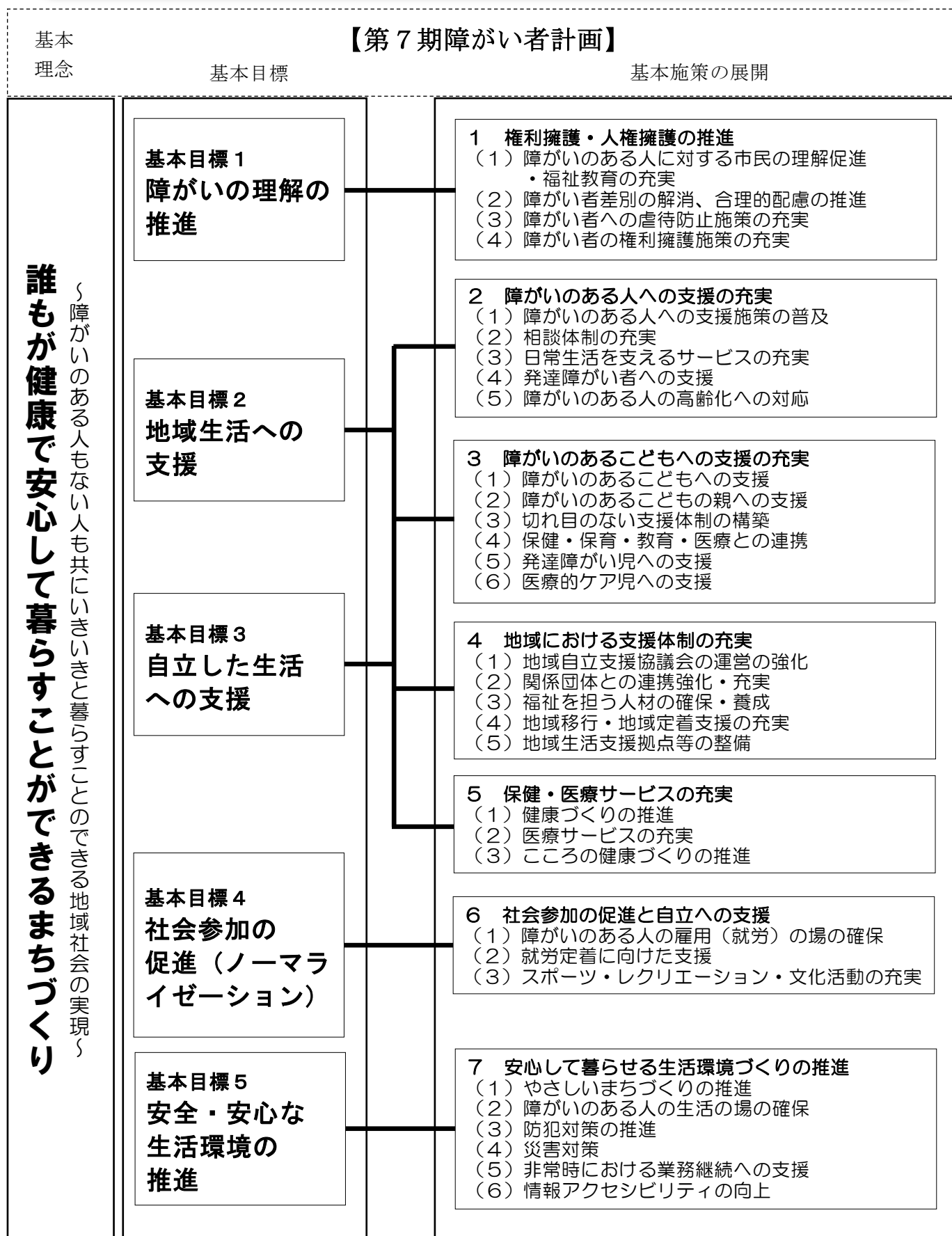
SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、市民一人ひとりが地域社会で活躍し、お互いに支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で、心身ともに元気で健やかな暮らしを続けられることを目指す本市の障がい者福祉施策の方向性と一致するものです。

本計画を推進するにあたっては、多様性を認め合いながら、誰もが活躍し、全員参加で支える社会の実現のため、特に以下に掲げるSDGsの8つの目標を意識し、施策に取り組みます。

■本計画におけるSDGsと基本施策の対応

 1 貧困をなくそう 【1 貧困をなくそう】 ■関連する主な基本施策 ・障がいのある人への支援の充実 ・社会参加の促進と自立への支援	 3 すべての人に健康と福祉を 【3 すべての人に健康と福祉を】 ■関連する主な基本施策 ・障がいのある人への支援の充実 ・障がいのあるこどもへの支援の充実 ・保健・医療サービスの充実
 4 質の高い教育をみんなに 【4 質の高い教育をみんなに】 ■関連する主な基本施策 ・障害のあるこどもへの支援の充実 ・社会参加の促進と自立への支援	 8 働きがいも経済成長も 【8 働きがいも経済成長も】 ■関連する主な基本施策 ・社会参加の促進と自立への支援
 10 人や国の不平等をなくそう 【10 人や国の不平等をなくそう】 ■関連する主な基本施策 ・権利擁護・人権擁護の推進 ・地域における支援体制の充実 ・社会参加の促進と自立への支援	 11 住み続けられるまちづくりを 【11 住み続けられるまちづくりを】 ■関連する主な基本施策 ・安心して暮らせる生活環境づくりの推進
 16 平和と公正をすべての人に 【16 平和と公正をすべての人に】 ■関連する主な基本施策 ・権利擁護・人権擁護の推進 ・障害のある人への支援の充実	 17 パートナリシップで目標を達成しよう 【17 パートナリシップで目標を達成しよう】 ■関連する主な基本施策 ・地域における支援体制の充実

6 計画の体系



【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画】

事業の展開

【第7期障がい福祉計画】**1 成果目標の設定**

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 自立支援給付事業の推進

- (1) 訪問系サービス
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)
- (2) 日中活動系サービス
(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・療養介護・短期入所・就労定着支援・就労選択支援)
- (3) 居住系サービス
(自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援)
- (4) 相談支援
(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

3 地域生活支援事業の実施

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) コミュニケーション支援事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
- (7) 移動支援事業
- (8) 地域活動支援センター機能強化事業
- (9) 訪問入浴サービス事業
- (10) 日中一時支援事業
- (11) 社会参加促進事業

【第3期障がい児福祉計画】**1 成果目標の設定**

- (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

2 障がい児通所及び障がい児相談の事業の充実

- (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- (2) 障がい児相談支援
- (3) 発達障がい者等に対する支援
- (4) こども・子育ての支援等における体制整備

第4章 障がい者計画の施策の展開

第4章 障がい者計画の施策の展開

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。

1 権利擁護・人権擁護の推進



(1) 障がいのある人に対する市民の理解促進・福祉教育の充実

【施策の方向】

市民が障がいのある人の個性や特性の理解を深めるため、広報や各種イベントの開催、講演会や研修会の実施等を通じて、心のバリアフリーを推進します。

また、障がいのない人も障がいのある人の抱える悩みや問題を共有し、お互いの理解につながるができるよう、多くの市民の交流事業への参加を促すとともに、交流の機会を提供するボランティアの活動等を支援します。

①障がいの理解促進

障がいのある人の自立と社会参加や、障がいの理解を深めるため、毎年12月9日の「障害者の日」、「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者雇用支援月間」（9月1日～30日）、4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）について、市のホームページや広報紙等に掲載し、周知を図ります。

また、広報紙を活用し、障がいに関する周知啓発や、障がい福祉サービス事業所等と協働して、障がい児者の作品展示会や事業所紹介等を行い、障がいの理解促進を図ります。

②各種イベント等の広報の推進

市のホームページや広報紙を通じて、市や南相馬市社会福祉協議会及び障がい者団体等が行う「おひさまといっしょに」や「健康福祉まつり」、「みんなの作品展示会」等の交流・啓発事業を積極的に広報します。

また、市や障がい者団体が行う事業等に関する情報を報道機関に提供するほか、南相馬チャンネルで放映する等、映像メディアも活用した広報を推進します。また、広報の手段については、インターネットやSNSの活用なども検討します。

③啓発活動・福祉教育の充実

障がいのある人の権利や障がい者施策に関するパンフレット等を作成して、市民や市内の小中学校、高等学校や企業等へ配布します。また、市民の障がいに対する認識を深めるための講演会や研修会を実施します。

さらに、市内の障がい者団体等と連携しながら、市内の小中学校や生涯学習センター等において、障がいについて学習できる機会をつくり、障がいの有無に関わらず、すべての人が尊重され、人を思いやり、ふれ合う共生社会への理解促進や、心のバリアフリーの推進を図ります。

1 権利擁護・人権擁護の推進

④障がい者に関するマークの普及啓発

共生社会の実現に向けた取組の一環として、ヘルプマークをはじめとした各種障がい者に関するマークについて、普及啓発を実施します。

⑤手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例の普及促進

言語としての手話の普及とろう者への理解の促進を図るとともに、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及を促進することにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指します。

⑥ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例の普及促進（新規）

障がいに限らず、不当な偏見、差別及び人権侵害を根絶するとともに、市民の人権の尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、全ての市民の人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

⑦ボランティア活動等への支援

地域共生社会の実現に向けた活動では、地域の方の理解や協力が不可欠です。

そこで、地域においてボランティア活動を始めたい人やボランティアによる支援を受けたい人に対する相談、ボランティア活動に対する意識の啓発などのインフォーマル活動を普及啓発し、障がいのある人を継続的に見守る地域づくりを推進していきます。

また、障がいのある人と地域において共に生活し支え合う意識を育み、多様な分野において障がいのある人の応援者となるよう、意識啓発等に取り組みます。

《インフォーマル活動とは》

公式に規定される活動ではなく、非公式な自主的活動のこと。本文中の意味合いで具体例を挙げると、近隣の助け合いや交流事業の実施などを指します。

i ボランティア・NPO法人等への支援

障がいのある人が、地域において多くの方々と交流するため、交流事業の実施に際しては、ボランティア・NPO団体間や関係機関の連携を調整するなど、ボランティア等の活動を支援します。

ii ボランティア活動団体への情報提供

南相馬市社会福祉協議会や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係団体との連携の下、障がいのある人の地域生活におけるニーズを把握し、ボランティア団体等がそのニーズにあった活動ができるよう情報の提供を行います。

○「障がいのある人に対する市民の理解促進・福祉教育の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
おひさまといっしょに 開催支援事業	障がい者のレクリエーションによる交流を深めるため、障がい者交流事業（スポーツ・レクリエーション）の開催を支援します。	社会福祉課
みんなの作品展示会	障がい福祉サービス事業所等と協働して、障がい児者の絵画、書、製品や写真などの展示や、事業所活動内容のパネル展示等を行います。	社会福祉課
健康福祉まつり	障がい福祉事業所の事業や活動の報告と市民との交流を図るため「健康福祉まつり」開催の支援をします。	社会福祉課
まちづくり出前講座	市民の理解促進を支援するため、市民ボランティアや行政、関係福祉団体を講師とした地域共生社会、障がいの理解等の講座や、手話教室などの学習機会を提供します。	生涯学習課

(2) 障がい者差別の解消、合理的配慮の推進

【施策の方向】

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、国・都道府県・市町村の役所、会社や店舗等の事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が定められました。

このような背景を踏まえ、家庭や地域、学校、会社等のあらゆるところで、市民が障がいのある人への偏見や差別の防止を図り、正しい理解を持つことにより、障がいのある人が自ら望む生活ができるような社会環境の整備に取り組みます。

①差別の防止と合理的配慮の提供

障がいを理由とする差別解消の推進に関する対応要領により、障がいの状態に応じた合理的配慮の提供を行います。

また、障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が、令和6年4月1日から民間事業者も法的義務となることから、障がいのある人への差別の防止と合理的配慮の理解の促進に向け、市民・事業所への啓発活動を行います。

《合理的配慮とは》

障害者の権利に関する条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

1 権利擁護・人権擁護の推進

②障害者差別解消法の推進

市民一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消するため、市民への障害者差別解消法の推進に係る取組として、講演会等を開催します。

また、障がい者差別解消支援地域協議会としての機能を有する、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会において、障がい者差別の解消に係る事例の共有、関係機関の連携、障がいや合理的配慮の理解促進・普及啓発等について協議を行い、障がいを理由とする差別の解消を目指します。

③受診サポートシートの配布

障がいのある人が相馬地域の医療機関を受診するにあたり、より良い診療環境を確保できるよう、受診サポートシートの普及を図ります。

(3) 障がい者への虐待防止施策の充実

【施策の方向】

平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者の自立・社会参加にとって虐待防止が極めて重要であることに鑑み、「虐待の禁止」や「虐待の早期発見のための規定」、「虐待を受けた障がい者に対する保護・自立支援の措置」等が定められました。

このような背景を踏まえ、障がいのある人への虐待や各種ハラスメントについて未然の防止と早期発見ができるような施策の充実に取り組みます。

①虐待の防止と相談窓口の機能強化

障がいのある人が不当な虐待を受けることなく、安心した生活が送れるように、障がいのある人に対する虐待の防止と早期発見について、市のホームページや広報紙等により啓発を行います。

また、高齢者及び障がい者虐待防止ネットワークや相談支援事業所・障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、家庭や就労先等での虐待の防止と早期発見に取り組めます。

なお、虐待については、市に相談窓口を設け、通報に対する正確な情報の把握と事実確認及び障がいのある人の虐待からの保護等、関係機関と連携して迅速に対応します。

②強度行動障がい者への支援体制の整備（新規）

強度行動障がいのある人への支援体制の整備が障がい者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障がいのある人への支援に関する研修の実施などの支援体制の整備に取り組めます。

③障がい福祉サービス事業所等における虐待防止の推進（新規）

障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や施設職員への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に取り組めます。

○「障がい者への虐待防止施策の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
虐待の相談の窓口	障がい者の虐待の未然防止について啓発を行うとともに、障がい者に関する虐待の通報があった場合には、実態を確認して適切な対応を行います。	社会福祉課
高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議	地域の関係機関による虐待の未然防止や早期発見・支援体制の共有と再発防止のための連携を強化します。	長寿福祉課 社会福祉課

(4) 障がい者の権利擁護施策の充実

【施策の方向】

平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」においては、「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」が定められており、平成 28 年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定されました。

このような背景を踏まえ、社会生活を送る中でも障がいのある人の権利が不当に侵害されないように、権利擁護の充実を図ります。

①権利擁護の推進

南相馬市社会福祉協議会、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活における権利が守られ、安心して自ら望む生活ができるよう支援する、権利擁護支援センターの設置についての検討や、権利擁護の推進に向けた市民・事業所への啓発活動を行います。

②成年後見制度の利用促進

障がいのある人の単身生活や、障がいのある人の親の高齢化により、日常生活における契約締結等の社会的行為や財産の保護等が難しい状況になってきているため、成年後見制度の利用促進を図ります。

成年後見制度は今後ますます需要が高くなると見込まれることから、地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、速やかな支援につなげられるよう、地域連携ネットワークを構築します。また、成年後見に関する総合的な相談窓口の整備に取り組みます。

○「障がい者の権利擁護施策の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
成年後見制度の利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援します。	長寿福祉課 社会福祉課
地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備（新規）	地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制である「中核機関」を整備し、成年後見に関する総合的な相談窓口を設置します。	長寿福祉課 社会福祉課

2 障がいのある人への支援の充実



(1) 障がいのある人への支援施策の普及

【施策の方向】

障がいのある人に対し、市のホームページや広報紙等の媒体を活用して、支援施策を周知することにより、情報のバリアフリーを推進します。

また、障がいのある人が安定した生活を営むための収入源となる手当や年金等、経済的支援施策の周知を図ります。

①広報活動の充実

市のホームページや広報紙等による広報活動を積極的に実施し、障がいのある人への支援施策をわかりやすく伝えます。市のホームページの内容など、今後はさらに充実を図り、広く市民の方への周知、啓発に取り組んでいきます。

また、広報紙の音声録音データの配布や動画による情報提供等で、周知の方法の充実を図ります。

②各種福祉援助制度の周知

障がいのある人に対する税制上の優遇措置や、各種割引制度についての手引きを作成し、市の福祉事務所で配布して制度の周知を図ります。

③年金制度・手当等の周知

相談支援事業所や市の福祉事務所等の窓口で、障がいのある人の生活安定のための障害基礎年金や、障がいのある人や障がいのあるこどもに関する手当等の制度の周知を図ります。

④生活福祉資金貸付制度の周知と支援

障がいのある人の自立と生活の安定のため、南相馬市社会福祉協議会で実施している貸付制度について周知を行います。

また、貸付制度を利用した障がいのある人に対して、計画的な返済の指導と支援について、南相馬市社会福祉協議会や相談支援事業所等と協力していきます。

○「障がいのある人への支援施策の普及」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
声の広報発行事業	視覚障がい者に行政や生活の情報を提供するため、広報紙と「社協だより」をCD（視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な方のために作られた、デイジー図書）に録音し、配布します。	社会福祉課
映像メディアの活用	南相馬チャンネル等により、聴覚障がい者に行政情報や生活情報を提供します。	秘書課
障がい児福祉手当 （20歳未満）、 特別障がい者手当 （20歳以上）、 経過的福祉手当の支給	在宅の障がい児者に手当を支給し、生活の安定の一助と福祉の増進を図ります。 ＊障がい児福祉手当と特別児童扶養手当は併給可能です。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	心身に障がいのある児童の保護者に対して手当を支給します。	こども家庭課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者に対して、医療費の一部（保険診療分に限る）を助成します。	社会福祉課
在宅重度障がい者対策事業	在宅重度障がい者に対し、治療材料、衛生機材を給付し、福祉の増進を図ります。	社会福祉課
重度身体障がい者タクシー運賃助成事業	重度身体障がい者にタクシーの初乗り運賃を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
人工透析患者通院交通費助成事業	じん臓機能障がい者が人工透析のため医療機関へ通院する際に要する経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
自立支援医療の推進	更生医療、育成医療に係る費用の自己負担額の上限を設定することにより、経済的な負担軽減を図ります。	社会福祉課
補装具費支給事業	障がいのある身体の機能を補うために用いられる補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給します。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	日常生活をより円滑に送るための用具や住宅改修に係る費用の一部を助成します。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入及び修理に要する費用の一部を助成します。	社会福祉課

※各事業には、資格要件があります。

2 障がいのある人への支援の充実

(2) 相談体制の充実

【施策の方向】

障がいのある人の希望を尊重し、その家族を含めた多様なニーズにきめ細かく対応するため、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等と連携し、専門的な相談にも応じることのできる総合的な相談支援体制の充実を図ります。

①相談支援事業の充実・強化

障がいのある人やその家族が抱える多様な相談に柔軟に対応し、総合的・専門的な相談支援が実施できるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築を推進し、相談支援の充実を図ります。

また、複合的な課題を抱えた方への支援ができるよう、相談支援事業所連絡会等において、事例検討や支援内容の共有を図り、障がいのある人に必要な情報が提供できるように、相談支援事業所の連携を強化します。

②意思決定支援に基づく相談支援体制の確立（新規）

障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するため、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対し、意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

○「相談体制の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい者等相談支援事業	市から委託された指定特定相談支援事業所が、障がいのある人や障がいのあるこどもに関する各種相談に応じます。	社会福祉課
基幹相談支援センターの設置	障がいのある人の総合的な相談や虐待防止に関する取組、相談支援事業者の人材育成など、地域の相談支援の中核的な役割を担います。	社会福祉課
市民相談事業	市民生活の中で生じる様々な問題等について支援を行うため、消費生活に関する相談及び法律相談等の専門家による相談業務を行います。	市民課
人権施策推進事業(新規)	ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例第9条により、障がいのある人に対する差別その他の人権侵害による被害者となった場合の支援に必要な相談支援について、国・県、市民及び事業者と連携し強化を図ることを推進します。	市民課

○（参考）相談支援事業所種別ごとの役割

相談支援事業名等	業 務 内 容
基幹相談支援センター	●総合的・専門的な相談の実施 ●地域の相談支援体制強化の取組 ●地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ●地域の相談機関との連携強化 ●地域移行・地域定着の促進の取組 ●権利擁護・虐待の防止 等
障害者相談支援事業	●福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ●社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ●社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング ●権利擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介 等
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	●基本相談支援 ●計画相談支援等 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援
指定一般相談支援事業所	●基本相談支援 ●地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 等

出典：厚生労働省資料

2 障がいのある人への支援の充実

(3) 日常生活を支えるサービスの充実

【施策の方向】

障がいのある人の日常生活を支えるため、各種障がい福祉サービスの充実やサービス提供体制の構築に努めます。

①自立支援給付事業におけるサービスの充実

障害者総合支援法における自立支援給付事業について、利用者が希望するサービスを必要なときに受けられるよう、居宅介護や同行援護等の訪問系サービス、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービス、自立生活援助や施設入所支援等の居住系サービス等の各種サービスにおける内容の充実やサービス提供体制の構築に取り組みます。

②地域生活支援事業におけるサービスの充実

本市が実施主体となる地域生活支援事業について、障がいのある人が地域で安心して日常生活を送れるよう、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の各種サービスにおける質的・量的な充実を図り、個々のニーズや地域の実態に応じて柔軟に支援を提供できるように取り組みます。

○「日常生活を支えるサービスの充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等のサービスを提供します。 ※「第5章 障がい福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。	社会福祉課
地域生活支援事業	本市が地域の実情を勘案して実施する事業であり、移動支援事業、日中一時支援事業等の支援を提供します。 ※「第5章 障がい福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。	社会福祉課
市要配慮者家庭ごみ戸別収集事業	家庭ごみをごみ集積場に持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者に対して、戸別に訪問して家庭ごみを収集する支援を行います。	長寿福祉課 社会福祉課 生活環境課

(4) 発達障がい者への支援

【施策の方向】

発達障がいのある人それぞれの特性に応じた支援体制の構築や、発達障がいの理解促進に向けた広報・啓発活動を推進します。

①発達障がいの理解促進

医療機関や発達障がい者支援センター等の関係機関との連携強化に努めるとともに、外見からはわかりづらい発達障がいについて、個々の発達障がいの特性等も含め、さらなる理解促進に向けた広報・啓発活動を推進し、発達障がいのある人が地域や職場等で適切な配慮を受けられるように努めます。

②切れ目のない支援体制の構築

相談支援ファイル「かけはし」の活用や、青年期以降の連携等、継続した支援ができる体制の充実に努めます。

③未診断の発達障がい者への対応

成人するまで未診断の人が、必要時に円滑に相談できるよう、県発達障がい者支援センターや県発達障がい地域支援マネージャー等の相談窓口の周知を図ります。

(5) 障がいのある人の高齢化への対応

【施策の方向】

障がいのある人の高齢化に対応した環境づくりの推進や、サービスの提供体制の構築に努めます。

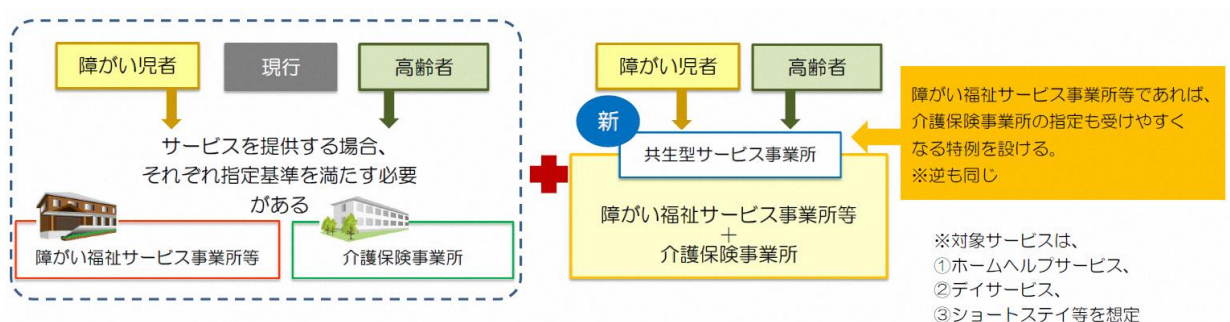
①高齢化を見据えた環境づくり

障がいのある人の高齢化への対応として、「親亡き後」を見据えたグループホーム等の整備や住宅のバリアフリー化を推進するとともに、介護保険サービスの円滑な利用も含め、個々の状況に応じたサービスの提供に努めます。

②共生型サービスの実施

同一の事業所で障がい福祉サービスと介護保険サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の実現を推進し、障がいのある人が高齢になっても、使い慣れた事業所においてサービスを継続利用できる体制の構築に努めます。

<共生型サービスのイメージ図>



3 障がいのあるこどもへの支援の充実

3 障がいのあるこどもへの支援の充実



(1) 障がいのあるこどもへの支援

【施策の方向】

障がいのあるこどもや発達に心配のあるこどもや保護者が、地域社会で安心して生活でき、必要とする支援が受けられるようにするため、関係機関等と情報を共有し、支援の充実を図ります。

①障がいのあるこどもへの支援

特別な支援を必要とする障がいのあるこどもや発達に心配のあるこどもについて、障がい児通所支援事業など必要とする適切な支援を受けられるよう支援を行います。

②障がいのあるこどもの理解と周知

障がいのあるこどもや保護者が、地域社会で安心して生活できるように、市民や企業等に対して障がいのあるこどもの特性についてのパンフレット等を配布し、理解の促進に努めます。

また、児童・生徒への障がいの理解を促進するため、福祉教育を推進します。

③相馬地方児童発達支援連携会議の実施

相馬地方児童発達支援連携会議と連携し、児童の発達支援強化と関係機関の連携構築及び情報共有を図り、こどもと保護者が安心して生活できる地域づくりを推進します。

また、児童発達支援センターの設置や医療的ケア児の支援等について協議、検討を行い、相馬地方の連携構築及び情報共有を図っていきます。

④インクルーシブ¹教育の推進

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、すべてのこどもが共に学ぶことができるように、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる柔軟な仕組みを整備するとともに、各学校の教育環境の状況に応じて必要な合理的配慮が提供できるよう支援体制の充実を図ります。

⑤インクルーシブな場の提供

すべてのこどもや保護者が排除されず、共に過ごすことができるインクルーシブな場を提供します。

¹ 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、共に認め合い共生すること

○「障がいのある子どもへの支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
幼児通級指導 (ことばの教室) 事業	ことばやコミュニケーションに何らかの心配をもつ幼児とその保護者に対し、個々に応じた言語指導等を行います。	こども家庭課
母子健康包括支援センター事業	母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	こども家庭課
障がい児通所支援サービス及び障がい児相談支援	障がい児支援利用計画に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。 ※「第6章 障がい児福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。	社会福祉課
地域子育て支援拠点施設整備事業（新規）	インクルーシブな場を提供するとともに、障がいのある子どもやその保護者の交流、育児相談、情報提供、講習等を行います。	こども家庭課

(2) 障がいのある子どもの親への支援

【施策の方向】

障がいのある子どもの親が持つ悩み・不安等の解決や負担軽減のため、様々な支援や事業の充実を図ります。

①障がいのある子どもの親への支援の充実

障がいのある子どもの親が持つ悩み・不安等を把握し、課題解決に向けて必要な情報提供や相談支援等を行います。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実や、ペアレント・プログラム等を実施し、障がいのある子どもの親の負担軽減を図ります。

○「障がいのある子どもの親への支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
ペアレント・プログラム講座	子育てに難しさを感じる保護者を対象に、楽しく子育てをする自信をつけることを目的とし、こどもの行動の理解やほめて育てるコツを学ぶ機会を提供します。	こども家庭課
日中一時支援事業	心身障がい児等の日中の活動の場の確保や、その家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息の提供を目的とし、心身障がい児等の放課後や長期休暇中の預かり等を実施します。	社会福祉課
地域子育て支援拠点施設整備事業（(1)の再掲）	インクルーシブな場を提供するとともに、障がいのある子どもやその保護者の交流、育児相談、情報提供、講習等を行います。	こども家庭課

3 障がいのあるこどもへの支援の充実

(3) 切れ目のない支援体制の構築

【施策の方向】

障がいのあるこどものライフステージに沿って、切れ目のない支援を提供するための体制整備に努めます。

① ライフステージに応じた切れ目のない支援

障がいのあるこどもが、ライフステージに沿って適切な支援が受けられるように、相談支援ファイル「かけはし」²や個別の教育支援計画「就学支援シート」³を活用し、保育園・幼稚園等や学校、障がい児福祉サービス事業所、就労支援事業所等との円滑な引継ぎや相談支援の充実等、本人や保護者の方が繰り返し説明する負担を軽減し、伝え忘れを防ぐことで、生涯にわたり一貫した切れ目のない支援を受けることができるようにしていきます。

② 相談支援ファイル「かけはし」の活用推進

相談支援ファイル「かけはし」は、療育の現場では未就学児から学童に切り替わる際などに、次の事業者への引継ぎとして有効活用されています。生涯にわたって支援が引き継がれるよう、今後は、相談支援ファイルの活用推進に向けてさらに周知を図ります。

(4) 保健・保育・教育・医療との連携

【施策の方向】

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進し、障がいのあるこども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、保健・保育・教育・医療機関との連携を図ります。

① 保健との連携

乳幼児健診や各種相談会により、障がいの早期発見・早期支援に努め、家庭や保育園等の適切な関わりや必要な支援を受けられるよう努めます。

② 保育機関との連携

保育園・幼稚園・認定こども園で、障がいのあるこどもが適切な環境で育つことができるよう、市で実施する巡回相談事業等を通じて、保育士等への指導・助言を行うとともに保健・教育機関や療育機関との連携を図ります。

² 進級・進学・就労するなどのライフステージが変わるときや、新たに福祉サービスを利用するときに、園や学校の先生、支援機関のスタッフなどと、支援の必要な方の普段の様子や関わり方、知っておいてほしい情報を共有するツール

³ 支援が必要なこどもの就学に際して、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校に、こどもの支援に役立つ情報を円滑に引き継ぐためのツール

③教育機関との連携

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するために保健・福祉・保育・教育・医療との連携の下、障がいのあるこども一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を目指します。最新の知見も踏まえながら、管理職を含む全ての教職員への研修等を促進することを通して、障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深めるよう努めます。

また、障がいのあるこどもや発達に心配のあるこどもが、早期に療育を受けることができるよう教育機関も含めた関係機関が連携を図り、療育機関を利用しているこどもについては、ケース会議等を開催し、支援方法についての共通理解を図ることができるよう努めます。

学校施設のバリアフリー化に向けた取組等を進めます。また、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICT⁴を活用した学習機会の確保に努めます。

④福祉教育の推進

学校教育との連携により、福祉に関する理解と関心を深める活動や高齢者や障がいのある人との交流の推進に努めます。

⑤医療機関との連携

医療機関と連携して、重度障がい者の支援や、医療的ケア児に対する早期の支援体制整備に努めます。

⑥相馬支援学校地域支援センター「しせい」との連携

相馬支援学校の地域支援センター「しせい」と連携し、地域で共に学び共に生きる特別支援教育の理解啓発を図るとともに、地域における特別支援教育の体制整備を支援していきます。

⁴ 情報通信技術を指す Information & Communications Technology の略称

3 障がいのある子どもへの支援の充実

○「保健・保育・教育・医療との連携」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい児保育の実施	障がい児保育を実施している民間保育施設に補助金を交付するとともに、支援が必要な児童を受け入れるための保育環境の充実を図ります。	こども育成課
介助員の配置	心身に障がいのある児童生徒が市内の小中学校に就学する場合の適正な学習環境の確保を図るため、必要に応じ介助員を配置します。	学校教育課
学習支援員の配置	きめ細やかな指導の充実を図るため、小中学校に学習支援員を配置します。	学校教育課
健診における心理士の相談	乳幼児健診に心理士を配置し、発達の遅れや心配のある幼児の相談・指導を実施します。	こども家庭課
発達支援教室	乳幼児健診等で経過観察を要する児を対象に、親子で触れ合う遊びを通して健やかな発達を促すとともに、保護者がこどもの発達と関わり方を理解し、不安や悩みを軽減し安心して子育てできるよう支援します。	こども家庭課
乳幼児発達相談会	乳幼児健診等において発達面で経過観察を要する児と保護者を対象に、心理士による発達検査、相談、指導を実施します。	こども家庭課
ことばの相談会	ことばの発達に経過観察を要する児と保護者を対象に、言語聴覚士による検査や相談、言語指導等を実施します。	こども家庭課

(5) 発達障がい児への支援

【施策の方向】

発達障がいを持つこどもの早期発見のため専門員による巡回等を行うとともに、関係機関との連携による支援体制の構築や教育環境の整備に努めます。

①発達障がい児の早期発見・支援

乳幼児健診や専門員による幼稚園・保育所等の施設への巡回・相談支援を行う「発達障がい等児童早期発見・早期支援事業」により、発達障がいを持つこどもの早期発見に努めるとともに、教育機関や医療機関、発達障がい者支援センター等の関係機関との連携強化により、一人ひとりの状況や特性に応じた適切な指導や支援、情報提供等に努め、必要に応じて医療機関の受診や児童発達支援等の療育機関の利用を勧めます。また、支援の途切れがちな高校中退・卒業後の支援体制の構築に努め、社会参加に向けた支援に取り組めます。

②発達障がい児の教育環境の整備

発達障がいについて理解促進に努め、発達障がいを持つこどもが他のこどもとともに安心して教育を受けられる体制を構築します。また、発達障がいを持つこどもが個々の能力・特性に応じて適切な教育を受けられるよう、教育環境を整備します。

③通常学級における特別支援教育の充実

学校では、支援が必要な児童生徒に対して、管理職と特別支援コーディネーターが中心となり、校内体制を整え、関係機関と連携して対応します。また、教育的ニーズに基づいて「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、支援の必要な児童生徒が、自分の持っている力を十分に発揮できるように、教育環境及び指導支援の充実を目指します。

○「発達障がい児への支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
発達障がい等児童早期発見・早期支援事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員による巡回相談、個別相談、保護者支援、相談支援ファイルの普及等を通し、発達障がいの早期発見・早期対応、及び切れ目のない一貫した支援体制の充実を目指します。	こども家庭課
介助員の配置 ((4)の再掲)	心身に障がいのある児童生徒が市内の小中学校に就学する場合の適正な学習環境の確保を図るため、必要に応じ介助員を配置します。	学校教育課
学習支援員の配置 ((4)の再掲)	きめ細やかな指導の充実を図るため、小中学校に学習支援員を配置します。	学校教育課

3 障がいのある子どもへの支援の充実

(6) 医療的ケア児への支援（新規）

【施策の方向】

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な「医療的ケア児」について、適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携による支援体制の構築や教育環境の整備に努めます。

①医療的ケア児への支援

医療的ケア児について、障がい児通所支援事業等の必要とする適切な支援を受けられるよう支援を行います。また、医療機関等と連携して、医療的ケア児に対する早期の支援体制整備に努めます。

②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行うため、医療的ケア児等のコーディネーターを配置します。

また、医療的ケア児等が適切な支援を受けることができるように、コーディネーターを中心とした連携体制の構築について検討していきます。

③医療的ケア児等に関する相談支援体制の整備

医療的ケア児及びその家族が、地域で安心して生活を送ることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、寄せられる相談に丁寧に対応するなど、相談支援体制の充実を図ります。

④医療的ケア児等に関わる関係機関の連携

医療的ケア児とその家族への適切な支援に向けて、県の医療的ケア児支援センターや保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が集まる場を設置し、連携強化に努めます。

4 地域における支援体制の充実



(1) 地域自立支援協議会の運営の強化

【施策の方向】

地域における保健・医療・福祉・教育・就労等、多分野・多職種とのネットワークシステムの構築により、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりや相談支援事業等を適切かつ円滑に実施していくため、地域自立支援協議会の運営強化を図ります。

①地域自立支援協議会の運営強化

地域自立支援協議会においては、地域におけるネットワークシステムを活用し、障がいのある人に関する問題や課題を提起し、解決策を協議・検証します。

また、障がい福祉サービスの充実や相談支援事業等の適切かつ円滑な実施に結びつけるため、地域自立支援協議会の運営を強化し、地域の福祉力の向上を図ります。

○「地域自立支援協議会の運営の強化」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会	障がいのある人が地域で生活する上で発生する問題や課題を検証し、解決のための方策等の協議を行います。	社会福祉課

(2) 関係団体との連携強化・充実

【施策の方向】

障がい者施策の充実を図るため、障がい者関係団体と行政との意見や情報交換を密にして、連携の強化を図ります。

①障がい者関係団体との連携強化・活動推進（新規）

身体・知的・精神障がい者団体等と行政との意見や情報交換の場を増やすとともに、より連携を密にしながら、より良い障がい者施策の推進を図ります。

また、障がい者関係団体の活動の活性化に向け、障がい者や家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を推進します。

②民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員、家庭児童相談員や相談支援事業所等の関係機関が連携を図り、相談活動の向上に努めます。

③障がい者等相談支援事業所・地域包括支援センター意見交換会の実施

障がいサービス利用者の円滑な介護保険サービスへの移行、障がい分野と高齢分野双方の業務理解を図ることを目的に意見交換会を定期的に実施します。

4 地域における支援体制の充実

○障がい者関係団体

(50 音順)

団体名	関係する主な障がいの種別
あいネット「歩の会」	視覚障がいのある人を支援する会
いち・に・さんの会	精神障がいがある人の親の会
おひさまクラブ	障がいのある子とその家族の子育てサークル
音訳ボランティアこだまの会	音訳により視覚障がい者を支援する会
家族会あおい麦	知的・精神に障がいがある人の親の会
公益社団法人日本オストミー協会 福島県支部相馬方部	人工肛門・人工膀胱を増設している方（オストメイト）
公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会 相双方部	視覚障がい
高次脳機能しょうがい友の会 「ひめさゆりの会」	高次脳機能障がい
しゃべり場 つぼみの会	発達支援子育てサークル
障がい児者ひまわりの会	障がい児・者の会
全国パーキンソン病友の会 福島県支部 相双方部会	パーキンソン病患者の会
相双地域腎友会	腎臓機能障がい
太陽の会	精神障がいのある人の活動団体
パソコン要約筆記 南相馬 かきつばた	パソコン要約筆記により聴覚障がい者を支援する会
浜北聴障会	聴覚障がい
ぴあハート相双	発達障がいのある人とその家族の会
福島県自閉症協会相双分会	自閉症児者の親の会
南相馬手話サークル耳通口	手話の勉強と聴覚障がい者との交流の会
南相馬市身体障がい者福祉会	身体障がい
南相馬市福祉事業所連絡協議会	障がい福祉サービス事業所で構成された会

(3) 福祉を担う人材の確保・養成

【施策の方向】

障がいのある人が安心した日常生活を過ごせるよう、必要な障がい福祉サービスが安定して提供できる人材の確保と養成に努めます。

①介護職（障がい福祉サービス部門）へ従事する人材の確保

i 介護職（障がい福祉サービス部門）への就労促進

ハローワーク等との連携の下に実施する「福祉のお仕事相談会」等を活用し、参加者に介護職（障がい福祉サービス部門）の理解を求めるとともに、障がい福祉事業所のパンフレットの配布等により、障がい福祉事業所の仕事の理解を深め、障がい福祉サービス部門への就労を促進します。就労後の支援としては、地域の研修体制の構築など、就労定着のための取組も今後検討します。

また、障がいのある人の福祉サービスの利用の利便性を高める同行援護・行動援護や移動支援等の支援者を養成する講習会等について、市のホームページや広報紙等を通じて周知します。

ii 手話奉仕員等養成事業等の開催による支援者の育成と確保

手話奉仕員等養成講座（2年間のカリキュラム）や朗読奉仕員養成講座等を開催し、視覚や聴覚に障がいのある人が必要とする奉仕員等としての支援ができる人材を育成するとともに、支援者育成のための指導者確保に努めます。

また、福島県が実施する手話通訳者養成講座等を相双地方でも開催できるよう連携、調整を行い、手話通訳者等の養成に努めます。

加えて、市のホームページや広報紙、声の広報発行事業等を活用して、手話奉仕員等派遣事業について周知し、活用を図ります。

②南相馬市福祉のしごと就職説明会

介護に携わる職員不足が深刻化していることから、介護保険事業者と障がい福祉事業者と合同で、「福祉のしごと就職説明会」を開催します。

③看護師・介護福祉士等の確保について

みらい育成修学資金事業を活用し、看護師・介護福祉士等の免許・資格を取得した方が、一定期間、市内障がい福祉事業所に勤務した場合、貸付金の返還債務を免除し、市内の障がい福祉事業所における人材の確保と定着に努めます。

④障がい福祉サービスの質の向上等（新規）

障がい福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組について、県と連携して推進します。また、相双障がい保健福祉圏域連絡会人材育成部会と連携して、障がい福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

また、障がい福祉サービスの提供にあたっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進めます。

4 地域における支援体制の充実

○「福祉を担う人材の確保・養成」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
手話奉仕員等養成事業	視覚障がい者や聴覚障がい者の意思疎通を図るため、手話・朗読・要約筆記の奉仕員養成講座等を開催します。	社会福祉課
看護師等修学資金貸付制度	看護師等の確保を目的に、本市の医療機関等（障がい福祉事業所を含む）において看護師等の業務に従事しようとする方に、在学期間中の修学資金等を貸し付けます。	教育総務課 健康政策課 長寿福祉課 社会福祉課
介護福祉士等修学資金貸付制度	介護福祉士等の確保を目的に、本市の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しようとする方に、在学期間中の修学資金等を貸し付けます。	教育総務課 長寿福祉課 社会福祉課
南相馬市保育・介護・医療等人材バンク	地域の医療機関・福祉事業所への就業希望者の掘り起こしと、資格を活かした就業の支援のため、人材バンクの推進を図ります。	健康政策課 こども育成課 長寿福祉課 社会福祉課

(4) 地域移行・地域定着支援の充実

【施策の方向】

関係機関・団体と連携した支援体制の整備により、障がいのある人の地域生活への移行の促進に取り組むとともに、地域で自分らしい生活を送るための支援を行います。

①地域生活への移行の促進

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等の関係機関・団体と連携した支援体制の整備により、地域生活を支えるためのサービス提供体制の整備を進め、障がいのある人の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行の促進に努めます。また、入所施設との連携により、障がいのある人が在所時から地域生活への移行を見据えた取組や意識づくりができるような体制整備を行います。

②地域定着のための支援

地域で生活する障がいのある人本人の希望にあった暮らしができるよう、支援者だけでなく本人や家族等の意見・要望を汲み取り、障がい者一人ひとりの状況に合わせた住居の確保や日中の居場所・活動の場の整備を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活をするための支援に取り組めます。

③安定した生活への支援

災害公営住宅等に入居した方や避難先から戻った方が安定した生活を送れるよう、また避難先から帰還しようとしている方が、安心して南相馬市に戻って生活できるよう、相談支援体制や障がい福祉サービスの提供体制の基盤整備を図るとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携して支援に努めます。

(5) 地域生活支援拠点等の整備

【施策の方向】

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、「地域共生社会」実現のために精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築による総合的な相談支援等の実施を推進します。

①「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

地域共生社会を見据えた取組として、高齢者部門と障がい者部門との意見交換を行い、課題の共有と改善を通して、より良いサービス提供体制の構築を図るとともに、対応が困難な個別ケースについては、民生委員や地域住民、関係部門の専門多職種と連携して、支援体制の強化に努めます。

②地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活への移行や親元からの自立等に係る支援、障がいのある人の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えて、障がい者やその家族の緊急時に対応できるよう、迅速な相談支援の実施や日中支援型グループホーム等を活用した受け入れ体制の整備を図ります。

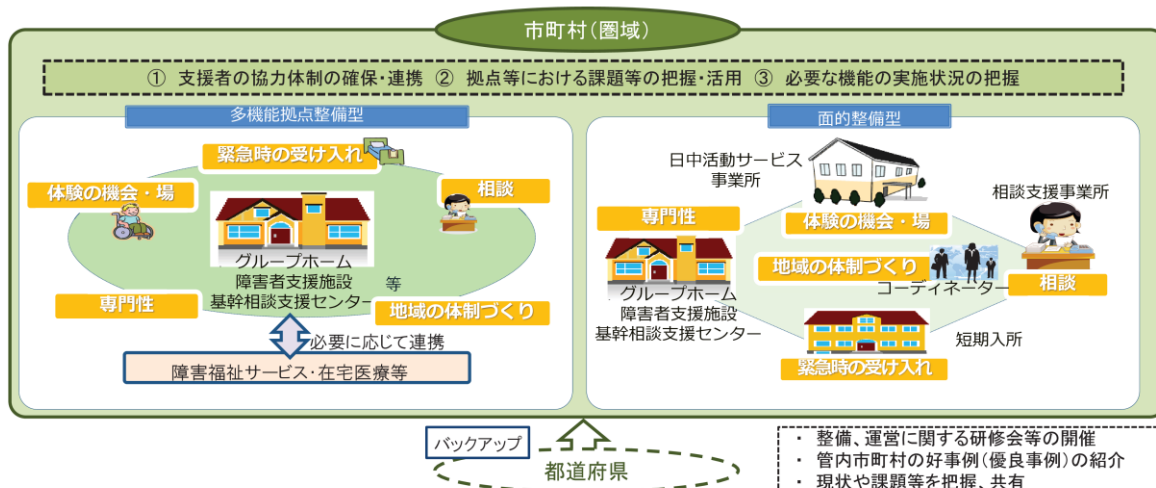
また、支援が難しい障がい者等への対応について、地域全体で支援する協力体制を構築するため、多職種連携の強化を図るとともに、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会地域生活支援部会において、地域のニーズや既存のサービスの整備状況等を整理し、この地域の実情に合った効果的な支援を行うことができる地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



出典：厚生労働省

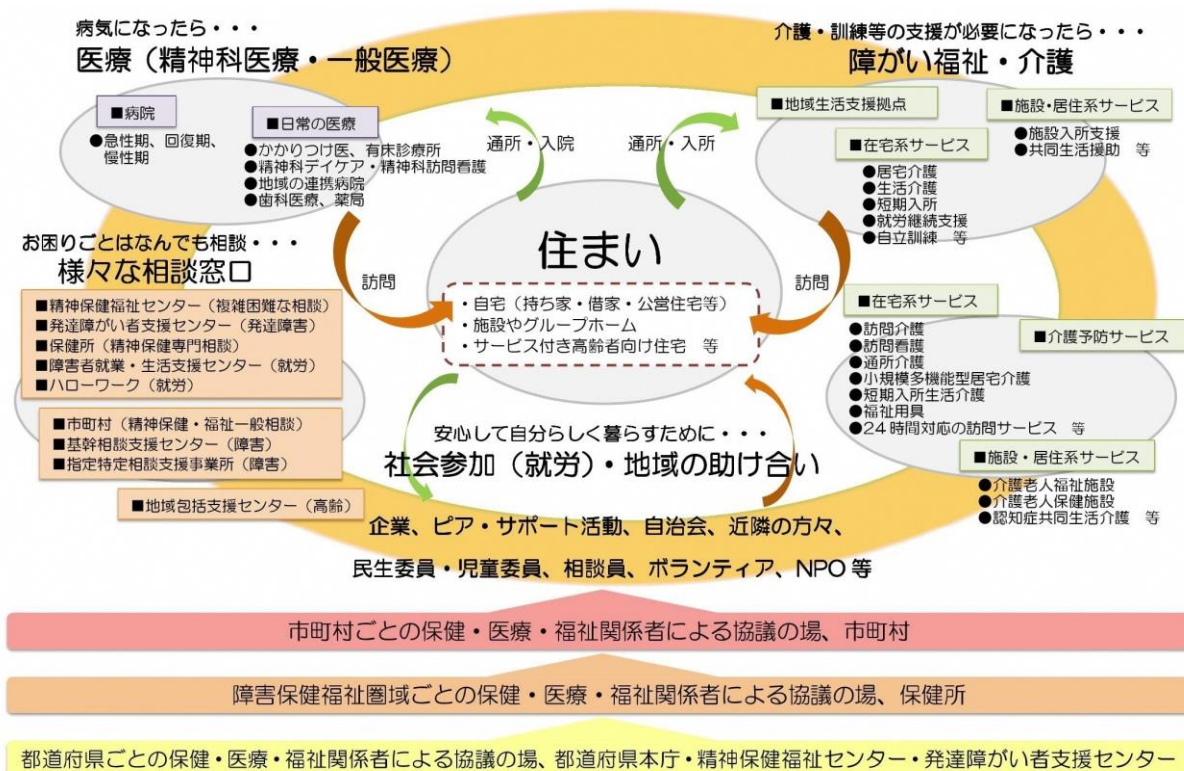
4 地域における支援体制の充実

③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者も、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の地域生活支援部会や、相双圏域における地域移行・地域定着部会において、協議を行います。

また、地域や障がい福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携により、長期入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進されるよう、支援体制の構築を図ります。

＜精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ図＞



5 保健・医療サービスの充実



(1) 健康づくりの推進

【施策の方向】

生活習慣病の予防と重症化予防対策に取り組みます。

①生活習慣病の予防と早期発見

自分の健康状態を知り健康管理をすること及び生活習慣病の早期発見、早期治療のため、特定健診、各種がん検診の実施体制の充実を図ります。また、特定保健指導の実施により、生活習慣病を予防する健康づくりの支援に努めます。

②生活習慣病の重症化予防

生活習慣病にかかっても重症化を予防するため、医療機関等と連携し、保健指導実施体制の充実を図ります。

③障がいのある人の健（検）診受診率の向上

総合健（検）診会場では、障がいのある人がスムーズに受診できるよう、受診時間の調整やスタッフの誘導等について配慮します。

また、広報やホームページ、電子メール等で周知するとともに、国保特定健診対象者には、個別通知やハガキ等を用いたコールリコール方式による受診勧奨を行い、受診率向上に取り組めます。

○「健康づくりの推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
健（検）診事業	特定健診・各種がん検診等を実施します。	健康づくり課
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症重症化を予防するため、保健指導を実施します。	健康づくり課

5 保健・医療サービスの充実

(2) 医療サービスの充実

【施策の方向】

市内医療機関の連携を強化し、障がいのある人が健やかな生活を送れるよう支援します。

①医師の確保・医療機関の充実

障がいの早期発見と療育機関等との連携のため、専門的な医師を配置する小児科や精神科医院等の充実に努めます。

②医療機関の再開・整備

震災後、精神科を標榜する医療機関においては、避難指示区域の指定により休止している医療機関もあります。避難に伴い、転院を余儀なくされた方が、安心して帰還し、治療を受けることができるように医療環境の整備に努めます。

(3) こころの健康づくりの推進

【施策の方向】

地域で安心した生活を送れるようこころの健康づくり及び自殺予防対策を推進します。

①こころのケア事業の推進

障がいのある人や家族、心の悩みや不安を抱えている人に対し、精神科医師及び心理士によるこころの健康相談会を開催します。また、随時電話や来所、家庭訪問等による相談を実施し、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。

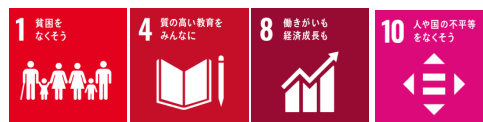
②自殺予防の取組

身近な人の心の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや関係機関へつなぐゲートキーパーを養成します。また、命の大切さや自殺予防についての理解を深められるよう普及啓発に努めます。

○「こころの健康づくりの推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
こころの健康相談事業	心の悩みや不安のある方を対象に精神科医師、心理士、保健師等によるこころの健康相談会や電話、来所、家庭訪問等による相談を実施します。	健康づくり課
ゲートキーパー養成研修会	大切な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で支え見守ることができるよう研修会を開催します。	健康づくり課

6 社会参加の促進と自立への支援



(1) 障がいのある人の雇用（就労）の場の確保

【施策の方向】

障がいのある人が自立した生活を行い、社会参加をする上で、雇用（就労）の場の確保は非常に重要となります。地域社会で働く場を確保するため、企業に対して障がいのある人の雇用に対する支援制度の周知やアプローチを行います。一般就労⁵を希望する方には、できる限り一般就労ができるよう支援を実施するとともに、一般就労が難しい方には福祉的就労⁶の場を提供し、障がいのある人が安心して働けるための支援をします。

①雇用促進のための制度の周知

企業等が障がいのある人を雇用することによって適用される助成制度について、ハローワーク相双や福島県立テクノアカデミー浜等の各関係機関との連携体制を強化し、企業等に対して啓発します。また、合理的配慮の理解について、引き続き広く市民への周知、啓発を図るとともに、就労支援部会等の場で周知や啓発方法について検討します。

②雇用の促進と安定

福島県における障がいのある人の雇用状況は、県内の対象企業（常用労働者数が43.5人以上規模の企業）に雇用されている障がい者数が過去最高となる一方、令和5年6月1日現在において、対象企業のうち法定雇用率（2.3%）を達成している企業が福島県全体で56.7%、相双管内で59.4%と、福島県全体では4割強の企業、相双管内では約4割の企業が法定雇用率に達していない状況にあります。引き続き障がいのある人の雇用の促進について、ハローワーク相双と情報交換を行いながら就労支援の推進を行います。

また、障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワーク相双等と連携しながら、企業や雇用主に対し障がいのある人の雇用への理解を求めるとともに、障がいのある人一人ひとりの能力に合った採用の増加や、トライアル雇用⁷等各種制度の周知と活用に努めます。さらに、公共団体においても、障がい者の法定雇用率を遵守するよう働きかけを行います。

あわせて、法定雇用率の達成のみならず、障がいのある人が個々に持てる能力を発揮していきいきと活躍できるよう雇用の質の向上に向けて取り組みます。

⁵ 通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労を示す

⁶ 一般就労が困難な障がいのある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、就労継続支援事業所などの福祉施設等において生産活動に従事する

⁷ 労働者と雇用主が3か月以内の試用雇用契約を結び、適正や業務遂行の可能性等を見極めた上で、試用雇用終了後に本採用するかどうかを決める制度

6 社会参加の促進と自立への支援

③障がいのある人の就労機会の支援

i 職業、訓練情報等の提供

障がいのある人の就労に向け、企業における障がいのある人の雇用状況や就労に必要な技術の習得等のために、ハローワーク相双、福島県立テクノアカデミー浜など複数の関係機関で連携して実施している「障がいのある方に対する就職支援：委託訓練」の情報等の周知と活用に努めます。また、精神障がい者雇用トータルサポーター⁸、ジョブコーチ等が十分に活動できるように、関係機関と連携して必要な支援を行います。

ii 相談支援体制の充実

障がいのある人の働く場を確保して自らの能力を活かすことができるよう、ハローワーク相双や相双障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、障がいのある人の就職の相談や支援等に努めます。

④一般就労が困難な障がいのある人に対する支援

一般就労が困難な障がいのある人に対する支援を図るために、就労を支援する事業所等に対して、障がい福祉サービスを充実して提供できるように、国や県等からの施設整備等に関する補助金等の情報を周知します。

⑤工賃の向上への支援

就労継続支援事業所等の事業所パンフレットの配布と市のホームページへの掲載により、事業所の商品や作業の提供を紹介して、市民や企業等による就労継続支援事業所等の利用と活用を推進するとともに、農福連携等による工賃向上、就労先確保への支援を行います。

⑥障がい者就労施設等からの物品等調達方針の推進

障害者優先調達推進法による市内の物品等調達方針を周知・実践し、障がい者就労支援施設等の受注の機会の確保と調達拡大に努めます。また、その実績を市のホームページへ掲載し公表します。

(参考) 令和2年度実績：21,911,374円 令和3年度実績：12,168,718円

令和4年度実績：23,423,966円

○「障がいのある人の雇用（就労）の場の確保」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
相双地域障がい者就職面接会	障がい者を積極的に雇用する意思のある事業所等と就職を希望する障がい者が一堂に会して相対方式による面接会を実施し、障がい者の就職促進、就職機会の拡大及び事業主への啓発を行います。	社会福祉課 (ハローワーク相双・福島労働局)
障がい者と企業をつなぐわかりやすい説明会	障がい者雇用の促進と理解を深めることを目的に「障がい者と企業をつなぐわかりやすい説明会」を開催し、障がい特性の説明や障がい者雇用についての理解促進を図ります。	社会福祉課 (地域自立支援協議会就労支援部会)

⁸ 精神障がいに関する専門的知識を有しており、ハローワークにおいて雇用事例の収集や職場実習の実施、就職後のフォローアップ等、精神障がい者に対する総合的・継続的な支援を行っている

(2) 就労定着に向けた支援

【施策の方向】

障がいのある人の就労後の職場定着に向けて、継続した支援を行うことで安心して仕事を続けられる環境づくりに取り組みます。

①職場定着に向けた支援の充実

障がいのある人が安心して働き続けることができるように、企業や相双障害者就業・生活支援センター、就労継続支援事業所等との連携により、就労後の環境変化による生活面の課題の把握に努めるとともに、相談体制づくりやフォローアップ研修の実施、ジョブコーチの活用など、受け入れ時から就労後まで継続した支援を行い、就労者の職場定着に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

【施策の方向】

スポーツやレクリエーション、文化活動、余暇活動を通じて地域の人々との交流や、楽しみや生きがいづくりにつなげていけるよう、支援体制の整備を図ります。

①スポーツ・レクリエーション活動の充実

i 利用者支援体制の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション等の活動促進を図るため、スポーツ等をする際の支援体制の充実に努めます。

また、フロアホッケーやサウンドテーブルテニス等の障がい者スポーツについて、普及促進を図ります。

ii 施設の条件整備の充実

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション等を楽しむことができるよう、公共施設への情報支援機器の設置等、障がい者に配慮した施設の整備に努めます。

iii レクリエーション支援用具の無償貸出

フライングディスクやフロアホッケー用具等は無償で貸出し、障がい者の体力増進、社会参加や地域社会との交流の機会確保を図ります。

②生涯学習・芸術文化参加の支援

i 障がいのある人や障がいのあるこども等の作品展の開催支援

障がいのある人や障がいのあるこども等による絵画、書、手工芸等の作品を展示し、市民の障がいのある人や障がいのあるこども等に対する理解を深めます。

ii 芸術文化活動への支援

障がいのある人や障がいのあるこども等の創造性を育み、生活に潤いを与える絵画、書、彫刻、デザイン、演劇等、芸術文化活動への取組を支援します。

6 社会参加の促進と自立への支援

iii 図書館等の利用への支援

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和 2 年 7 月策定）等を踏まえ、視覚障がい等により、一般的な図書の利用が難しい障がいのある人や障がいのあるこども等に対する支援として、市立図書館等にさわる絵本、点字・録音図書、対面朗読、活字文書読み上げ装置等の整備を推進するとともに、司書の専門性を磨き、図書館サービスの向上を図ります。

iv 施設の条件整備の充実（新規）

地域の文化施設において、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上や、公演、展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供、障がいのある人向けの鑑賞イベントの実施等、障がいのある人のニーズを踏まえつつ、I C T等を活用しながら、アクセシビリティの向上に努めます。

③交通・移動手段の充実

障がいのある人や障がいのあるこども等がスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加するため、企業等に対して低床バス等の導入を推進して移動手段等の充実に努めます。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用や移動支援、同行援護等を促進し、移動手段の確保を図ります。

○「スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
おひさまといっしょに 開催支援事業 （1（1）の再掲）	障がい者のレクリエーションによる交流を深めるため、障がい者交流事業（スポーツ・レクリエーション）の開催を支援します。	社会福祉課
手話によるおはなし会	障がいのあるこどもの読書活動や図書館利用を支援するため、手話によるおはなし会を開催し、読書に親しめる機会を増やします。	中央図書館 社会福祉課
みんなの作品展示会 （1（1）の再掲）	障がい福祉サービス事業所等と協働して、障がい児者の絵画、書、製品や写真などの展示や、事業所活動内容のパネル展示等を行います。	社会福祉課

7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進



(1) やさしいまちづくりの推進

【施策の方向】

公共施設及び民間施設や交通機関におけるバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインについて普及啓発を行い、障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすい施設となるようこれらに配慮した施設整備を推進します。

また、外部からの情報伝達に工夫の必要な、視覚や聴覚に障がいのある人にとって住みやすい環境づくりを推進します。

①人にやさしい施設整備の推進

歩道等の拡幅・段差の解消や色を統一した視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改修を行うほか、白杖や車椅子を使用しても歩きやすい道の整備箇所の拡大を検討します。

また、バリアフリーマップの周知及び配布を行うとともに、バリアフリーマップの内容を充実させる取組を進めます。

店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点を店舗事業者や設計者に周知し、市内のバリアフリー整備に努めます。

②施設案内板等の設置

聴覚に障がいがある人や視覚に障がいがある人への配慮のため、市内施設等の音声案内版の設置を推進します。

③公共施設等の施設整備の充実

公共施設や交通施設等に障がい者用駐車場、多目的トイレ、スロープ等の整備の充実を推進します。

また、公共施設については、ユニバーサルデザインに基づき整備するとともに、バリアフリー化を進めます。

④公園等の設備整備の充実

福島県の「人にやさしいまちづくり条例」施設整備基準により、公園等の設備整備の充実を推進します。

○「やさしいまちづくりの推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
社会資本整備総合交付金等事業	障がい児者、高齢者、児童等の安全確保のため、歩道の確保、段差解消や視覚障がい者用誘導ブロック等の設置を行います。	土木課 都市計画課
人にやさしいまちづくり条例の推進	福島県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。	都市計画課

7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

(2) 障がいのある人の生活の場の確保

【施策の方向】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、グループホームの充実や市営住宅の優先入居、住宅改修への支援等を行います。

①グループホーム等の整備促進

単身生活が困難な障がいのある人の生活の場の確保策として、グループホーム等の整備促進を図ります。

②市営住宅の住環境の改善等

市公営住宅等長寿命化計画⁹に基づき行う市営住宅の建替え、改修等の整備にあたっては、障がいのある人が住みよい住環境の整備に努めます。

また、入居について障がいのある人の「優先制度」を周知します。

③住宅改修への支援

日常生活用具給付事業で行っている住宅改修費補助制度を、市のホームページや広報紙を利用して周知し、障がいのある人が暮らしやすい住環境の整備を図ります。

また、住宅改修関連会社に対しても、住宅改修費補助制度に関する情報提供を行い、該当する住宅の改修に際しては、障がいのある人が利用しやすい制度になるよう理解の促進を図ります。

○「障がいのある人の生活の場の確保」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
日常生活用具給付事業：住宅改修等	日常生活用具給付事業で行っている住宅改修費により、障がい者が暮らしやすい住宅の整備を図ります。	社会福祉課
公営住宅整備事業（バリアフリー化）	障がい者や高齢者に配慮し、市営住宅の建設や改修に際しては、バリアフリー化を推進します。	建築住宅課
公共交通の確保	交通弱者も生きがいを持って行動できるよう移動手段の確保や利便性向上に努めます。	生活環境課

⁹ 地域の実情に応じた計画的な建替えや計画的な修繕など、効率的かつ計画的なストックマネジメントを目指すための中長期的な維持管理計画

(3) 防犯対策の推進**【施策の方向】**

障がいのある人に対する防犯対策の普及啓発に努めるとともに、緊急時における通報・連絡体制の充実を図ります。

①安全で安心なまちづくりの推進

すべての市民の協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、障がいのある人が犯罪の被害者にならないよう、地域や警察等との連携を図ります。

②緊急時の通信体制の充実**i 緊急時の情報媒体の充実**

障がいのある人が緊急時において、迅速に通報し、適切なサービスを受けられるような情報媒体の充実・活用や、民間事業所との連携による連絡体制の確保に努めます。

ii 障がい者の緊急通報方法の周知（新規）

耳や言葉の不自由な方が緊急時にメールやファックス等を利用して警察や消防へ通報できる各種制度（SOSメール 110、FAX110 番、メール 119 番、FAX119 番、Net 119 等）の周知を図ります。

○「防犯対策の推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
安心見守りネットワーク	市民が、地域から孤立することなく安心して生活できる環境を確保するため、事業所、警察署及び市の連携によって孤立死等の発生を未然に防ぐことを目的に、事業所等と行政が協定を結び、連絡体制を構築して実施します。	社会福祉課
消費者安全確保地域協議会	高齢者や障がい者を始めとする消費者被害に遭いやすい特性を有する市民に対し、見守り等の取組を行います。	市民課

7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

(4) 災害対策

【施策の方向】

災害時要配慮者のうち、避難行動要支援者の特性に応じた防災対策を推進します。

また、東日本大震災等の災害の経験を活かし、警察や消防のほか地域における自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉事業所等の避難支援等関係者で連携し、緊急時における避難支援体制の充実に努めます。

①地域連携による防災対策の推進

i 災害時要配慮者対策の推進

自主防災組織や民生委員・児童委員、相談支援事業所等との連携とともに、災害時における要配慮者の安否確認や情報伝達及び避難誘導の体制確立など、地域連携による防災対策を推進します。

ii 災害時要配慮者等への防災意識の啓発推進

災害時要配慮者やその家族と地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災の出前講座実施など、関係機関・団体等と連携し、防災意識の啓発を推進します。

また、平常時の備えとしては、各地域の居宅における災害リスクやハザードマップについて確認していただくことが重要であるため、啓発の推進にあたっては、福島県で作成している『ふくしまマイ避難ノート』や市防災マップ等の活用も図ります。

②避難時の支援体制の充実

避難が長期化した場合においても安全・安心な避難生活が送れるよう、災害時要配慮者の避難を踏まえた施設・設備の整備に努め、要配慮者への避難支援体制など指定避難所の運営体制の充実に努めます。

また、避難行動要支援者名簿や災害時の個別避難計画の作成を推進する際には福祉事業所と連携した対応を実施する等、日常から災害時に備えた避難支援体制の充実に努めます。

③福祉避難所の運営体制の整備

要配慮者が指定避難所での避難生活に困難が生じ、「福祉避難所」が開設された場合には、要配慮者の円滑な移動・移送に努めるとともに、安心した避難生活が送れるよう福祉資機材の備蓄や輸送の支援体制の構築を推進します。

また、災害時要配慮避難支援センターマニュアルに基づき、災害時要配慮避難支援センターを設置します。

④災害時の情報提供手段の周知・確保

視覚障がい者や聴覚障がい者など、周りからの情報を得ることが困難な人がその特性に応じて情報を取得できるよう、多様な情報提供手段の確保に努めます。また、災害時に情報を受け取れる場所や手段の周知に取り組みます。さらに、防災メール加入促進や防災ラジオの配布等を行い、災害時の迅速な情報提供体制を確保します。

⑤避難訓練の実施

障がいのある人が災害時に速やかに避難し、安心した避難生活ができるように平常時から備えるため、市の総合防災訓練等の際、指定福祉避難所において、自主防災組織や民生委員・児童委員、相談支援事業所等との連携による災害時要配慮者避難訓練を行います。

○「災害対策」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者名簿の作成・配付	災害時や災害のおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方（障がいのある人や要介護3以上の方など）の名簿を作成し、行政区、民生委員、地域包括支援センター等の支援等関係者へ平時から配付することで、名簿に登録されている避難行動要支援者の支援体制を構築します。	危機管理課 社会福祉課 長寿福祉課 こども家庭課

(5) 非常時における業務継続への支援

【施策の方向】

令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、障害福祉サービス事業所等に対する業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられ、令和6年4月以降はすべての障害福祉サービス事業所等が業務継続計画を策定し、災害などの緊急事態に備えておく必要があります。

障害福祉サービス事業所等が策定した業務継続計画が、有事の際に有効に活用できるよう、訓練の実施や非常時に備えた物資の調達・備蓄などを啓発するほか、定期的な業務継続計画の確認・見直しを促進します。

①自然災害への対策支援

自然災害が発生した場合は、深刻な人的被害が生じる危険性があり、利用者と職員の安全確保とともに職員の労働環境が過酷になることが懸念されます。事業所の業務継続限界点の引き上げを目標に、避難訓練の実施や防災啓発活動、食料、飲料水、生活必需品、燃料、防寒対策、その他の物資の備蓄・調達状況の定期的な確認を、事業所と連携して推進します。

②感染症への対策支援

障がい者は感染症による重症化リスクが高いことから、感染症発生・拡大を想定した訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備を推進するとともに、障がい福祉サービス事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するよう推進します。

また、感染症発生時の必要な物資については、事業所に適切な備蓄と対応長期化に備えた調達体制の確保を促します。

7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

(6) 情報アクセシビリティの向上

【施策の方向】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある人が円滑かつ速やかに必要な情報にアクセスすることができるよう、情報メディア等の媒体を活用して、情報アクセシビリティの充実を図ります。

①情報提供体制の充実

障がいのある人が、日常生活を送る上で必要な情報が容易に得ることができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実に取り組みます。

②ウェブアクセシビリティの周知・啓発（新規）

障害者差別解消法の改正により、ウェブアクセシビリティの対応が、令和6年6月から民間事業者も法的義務となることから、市民・事業所への啓発活動を行います。

○「情報アクセシビリティの向上」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
声の広報発行事業 (2(1)の再掲)	視覚障がい者に行政や生活の情報を提供するため、広報紙と「社協だより」をCD（視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な方のために作られた、デージー図書）に録音し、配布します。	社会福祉課
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者が公的機関等に赴く場合など、円滑な意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。	社会福祉課
市窓口における遠隔手話通訳サービス（新規）	市窓口において、聴覚障がい者が円滑に情報を取得・発信できるよう、遠隔による手話通訳サービスを実施します。	社会福祉課
登録手話奉仕員スキルアップ研修会	市に登録している手話奉仕員の手話による意思疎通の技術向上のため、登録手話奉仕員スキルアップ研修会を行います。	社会福祉課
南相馬チャンネル管理運営事業	聴覚障がいのある人が番組内容を理解できるようにするため、市長定例記者会見の番組に手話通訳を付けます。	秘書課
ホームページ事業	障害者差別解消法の合理的配慮の提供で義務付けられている市が管理運営するウェブサイト（市公式ホームページ等）のウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3:2016）への準拠について必要となる対応を行います。	秘書課

第5章 障がい福祉計画の事業の展開

第5章 障がい福祉計画の事業の展開

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（こども家庭庁・厚生労働省告示）に即して定めるものです。本計画では、第6期障がい福祉計画（令和3年度～5年度）に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。

1 成果目標の設定

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。目標値の達成に向けて、必要な環境整備等を積極的に推進します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 地域生活移行者の増加：令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減：令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減

●第6期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
目標値	6 人	令和元年度末時点の施設入所者数（92人）のうち6人（6.5%）の地域生活への移行を目標としていました。
実績値	1 人	
目標値	2 人	令和元年度末時点の入所者数（92人）を2人減（2.2%）することを目標としていました。
実績値	4 人	

●第7期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度末時点の入所者数（A）	89 人	令和4年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	84 人	令和8年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数（C）	6 人	令和8年度末時点の施設入所者から地域生活への移行する者の見込み
	6.7%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み（率）	5 人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数（A-B）
	5.6%	削減割合（（A-B）/A）

1 成果目標の設定

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について成果目標としたことを踏まえ、国の指針に基づき、精神障がいのある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する
- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する

●第6期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
目標値	1 回/年	保健、医療及び福祉関係者による一年間の協議の場の開催回数を目標値としていました。
実績値	1 回/年	
目標値	20 人	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における、参加者数を目標値としていました。
実績値	20 人	

●第7期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
協議回数	1 回/年	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
参加者数	20 人	協議の場における、参加者数

(3) 地域生活支援の充実

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等を整備します。また、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証や検討を行います。

また、強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るために、強度行動障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握できるよう、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

第7期計画の成果目標の設定**【国の目標値】**

- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

●第6期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
目標値	1 か所	地域生活支援拠点等の整備か所数を目標としていました。
実績値	0 か所	
目標値	1 回/年	地域生活支援拠点等の検証・検討回数を目標としていました。
実績値	1 回/年	

●第7期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
整備数	1 か所	令和8年度末時点の整備か所数
検証・検討回数	2 回/年	令和8年度末時点の検証・検討回数
配置人数	1 人	令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数
整備の有無	有	令和8年度末時点の強度行動障がい有する者に対する支援体制の有無

1 成果目標の設定

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設利用者の一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行を図る」という考え方にに基づき、就労移行の支援が円滑に行われるよう、支援体制の充実を図り、今後、福祉施設から一般就労へスムーズに移行できるように、ハローワーク相双等の関係機関との連携を図るとともに、就労先の確保に努めます。

この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨や目的、実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する利用者の目標値についても設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 福祉施設から一般就労への移行：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 就労支援事業を利用した一般就労移行者の増加：令和3年度実績の1.31倍以上
- 就労継続支援A型事業を利用した一般就労移行者の増加：
令和3年度実績の1.29倍以上
- 就労継続支援B型事業を利用した一般就労移行者の増加：
令和3年度実績の1.28倍以上

●第6期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 一般就労移行者数	10人	令和元年度の一般就労移行者数（4人）の1.27倍以上
実績値 一般就労移行者数	4人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	5人	令和元年度の就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数（2人）の1.30倍以上増加
実績値 就労移行支援事業利用者数	1人	令和5年度の就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数
【目標値】就労継続支援 A型事業利用一般就労者数	1人	令和元年度の就労継続支援A型事業を利用した一般就労移行者数（0人）の1.26倍以上
実績値 就労継続支援A型事業利用者 数	0人	令和5年度の就労継続支援A型事業を利用した一般就労移行者数
【目標値】就労継続支援 B型事業利用一般就労者数	4人	令和元年度の就労継続支援B型事業を利用した一般就労移行者数（2人）の1.23倍以上
実績値 就労継続支援B型事業利用者 数	3人	令和5年度の就労継続支援B型事業を利用した一般就労移行者数

●第7期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
令和3年度の一般就労移行者数	4人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	6人	令和3年度実績の1.28倍以上
令和3年度就労移行支援事業利用一般就労者数	3人	令和3年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標値】令和8年度就労移行支援事業利用一般就労者数	4人	令和3年度実績（3人）の1.31倍以上
令和8年度就労移行支援事業所数（見込）	1か所	令和8年度就労移行支援事業所数の見込み
【目標値】令和8年度一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	1か所	令和8年度就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数
令和3年度就労継続支援A型事業利用一般就労者数	0人	令和3年度に就労継続支援A型事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標値】令和8年度就労継続支援A型事業利用一般就労者数	1人	令和3年度実績（0人）の1.29倍以上
令和3年度就労継続支援B型事業利用一般就労者数	1人	令和3年度に就労継続支援B型事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標値】令和8年度就労継続支援B型事業利用一般就労者数	1人	令和3年度実績（1人）の1.28倍以上

②就労定着支援事業利用者数

障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

○ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度実績の1.41倍以上

●第6期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】（再掲） 一般就労移行者数	10人	令和5年度の一般就労移行者数の目標値
実績値（再掲） 一般就労移行者数	4人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	7人	令和5年度の一般就労移行者数の目標値のうち7割
実績値 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	1人	令和5年度の一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業を利用した者の数

1 成果目標の設定

●第7期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
令和3年度の一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	0 人	令和3年度に一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	1 人	令和3年度実績（0人）の1.41倍以上

③就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）に係る目標値を設定します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 就労定着支援事業による就労定着率：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

●第6期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
目標値	1 か所	令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数
実績値	0 か所	

●第7期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
令和3年度の就労定着率が7割以上の事業所数	0 か所	就労定着支援事業所のうち、令和3年度の就労定着率が7割以上の事業所数
令和8年度の就労定着支援事業所数（見込）	1 か所	令和8年度の就労定着支援事業所数の見込み
【目標値】 就労定着率が7割以上になる 就労定着支援事業所数	1 か所	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国が「相談支援体制の充実・強化等」を成果目標としたことを踏まえ、国の基本指針に基づき、基幹相談支援センターを中心として、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することに努めます。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 基幹相談支援センターの設置：基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化：
 - 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する
 - 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する
 - 個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する
 - 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善：
 - 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）の見込みを設定する
 - 参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する

●第6期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
目標値	有	令和5年度の障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を目標としていました。
実績値	有	
目標値	36 件	令和5年度の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を目標値としていました。
実績値（令和4年度）	142 件	
目標値	6 件	令和5年度の地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を目標値としていました。
実績値（令和4年度）	48 件	
目標値	10 回	令和5年度の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を目標としていました。
実績値	20 回	

1 成果目標の設定

●第7期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	有	基幹相談支援センターの設置有無
【目標値】 相談支援事業所に対する指導・助言	140 回	令和8年度の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
【目標値】 相談支援事業所の人材育成の支援	50 件	令和8年度の地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
【目標値】 相談機関との連携強化の取組	6 回	令和8年度の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
【目標値】 個別事例の支援内容の検証の実施	24 回	令和8年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数
【目標値】 主任相談支援専門員の配置	1 人	令和8年度の主任相談支援専門員の配置人数
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	1 回	令和8年度の協議会における相談支援事業所の参画による事例の検討の実施回数
【目標値】 協議会における参加事業者・機関数	20 か所	令和8年度の参加事業者・機関数
【目標値】 協議会の専門部会の設置数	6 回	令和8年度の協議会の専門部会の設置数
【目標値】 協議会の専門部会の実施回数	30 回	令和8年度の協議会の専門部会の実施回数

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが求められています。また、請求の過誤をなくし、適正な運営を行っている事業所が確保されるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】	
○ 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用：	
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する	
○ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有：	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する	

●第6期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
目標値	15 人	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の令和5年度の参加人数を目標値としていました。
実績値（令和4年度）	12 人	
目標値	有	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無を目標としていました。
実績値	無	
目標値	1 回	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の実施回数を目標値としていました。
実績値	0 回	

●第7期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	15 人	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の令和8年度の参加人数
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の体制	有	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1 回	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の実施回数

2 自立支援給付事業の推進

2 自立支援給付事業の推進

「自立支援給付事業」は、国で事業内容が決められています（実施主体は南相馬市）。そのうち介護給付と訓練等給付は、サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」に区別されています。各サービスの利用者負担は、原則としてサービス費用の1割（定率負担）ですが、収入に応じた月額上限額があり、収入が少ない利用者への軽減措置があります。なお、各サービスの提供体制については、状況に応じて人材確保・育成を図っていくなど、体制の整備に適宜努めます。

	訪問系	日中活動系	居住系
介護給付	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援	○生活介護 ○療養介護 ○短期入所 （ショートステイ）	○施設入所支援
訓練等給付		○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○就労定着支援 ○就労選択支援（新規）	○共同生活援助 （グループホーム） ○自立生活援助
相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援		
補装具費			
自立支援医療	○育成医療 ○更生医療 ○精神通院医療		

(1) 訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

<居宅介護>

障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

<同行援護>

重度の視覚障がい者（児）に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

<行動援護>

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障害者等包括支援>

障がい支援区分6（児童については区分6に相当する支援の度合）で意思の疎通に著しい困難を伴う人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援		1,473.25 時間分 (49人)	1,435.25 時間分 (56人)	1,502.25 時間分 (56人)	1,456 時間分 (59人)	1,477 時間分 (62人)	1,498 時間分 (65人)
目標値		1,358 時間分 (45人)	1,546 時間分 (48人)	1,690 時間分 (50人)			
達成率		108.5%	92.8%	88.9%			

※各年度3月の利用実績及び推計値。単位の「時間分」とは、1か月あたりのサービス利用時間の総数。（ ）内は利用実人数。

2 自立支援給付事業の推進

【サービス見込月間量（サービス種別ごとの内訳）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	365.75 時間分 (35 人)	338.75 時間分 (42 人)	398.25 時間分 (41 人)	383 時間分 (42 人)	393 時間分 (44 人)	403 時間分 (46 人)
目標値						
達成率						
重度訪問介護	978.5 時間分 (4 人)	964.5 時間分 (4 人)	967.5 時間分 (4 人)	930 時間分 (4 人)	930 時間分 (4 人)	930 時間分 (4 人)
目標値						
達成率						
同行援護	129 時間分 (10 人)	132 時間分 (10 人)	132.5 時間分 (10 人)	140 時間分 (12 人)	150 時間分 (13 人)	160 時間分 (14 人)
目標値						
達成率						
行動援護			4 時間分 (1 人)	3 時間分 (1 人)	4 時間分 (1 人)	5 時間分 (1 人)
目標値						
達成率						

※各年度3月の利用実績及び推計値。単位の「時間分」とは、1か月あたりのサービス利用時間の総数。（ ）内は利用実人数。

◇必要量の見込み

これまでの利用者数と直近の利用状況を勘案し、見込み量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人が、地域の中で安心した生活を送るために必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、事業所に対し、積極的に各種事業の実施を働きかけていきます。また、精神障がい者等の地域生活への移行に伴い、サービス提供体制の整備に努めます。

訪問系サービスについては、障がいの種別に関わらず、すべてのサービス利用を希望する障がいのある人に対し、事業所においてスムーズなサービス提供が行われるよう、各種研修会の情報提供や、事業所間の連携と情報交換を行い、居宅介護事業の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）

<生活介護>

常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

<自立訓練（機能訓練）>

生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<自立訓練（生活訓練）>

生活を営む上で生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<宿泊型自立訓練>

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用できるようにするとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

<就労移行支援>

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

<就労継続支援（A型）>

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<就労継続支援（B型）>

企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人、就労アセスメントにより就労に係る課題等の把握が行われている人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 自立支援給付事業の推進

【サービス見込月間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護		2,766 人日分 (144人)	2,838 人日分 (146人)	2,774 人日分 (141人)	2,900 人日分 (145人)	2,900 人日分 (145人)	2,900 人日分 (145人)
目標値		2,800 人日分 (140人)	2,800 人日分 (140人)	2,800 人日分 (140人)			
達成率		98.8%	101.4%	99.1%			
自立訓練(機能訓練)		0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	5 人日分 (1人)	10 人日分 (1人)	15 人日分 (2人)
目標値		31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)			
達成率		0.0%	0.0%	0.0%			
自立訓練(生活訓練)		112 人日分 (8人)	178 人日分 (13人)	114 人日分 (9人)	169 人日分 (13人)	182 人日分 (14人)	195 人日分 (15人)
目標値		112 人日分 (8人)	126 人日分 (9人)	129 人日分 (10人)			
達成率		100.0%	141.3%	88.4%			
宿泊型自立訓練		0 人日分	0 人日分	0 人日分	31 人日分 (1人)	31 人日分 (1人)	31 人日分 (1人)
目標値							
達成率							
就労移行支援		62 人日分 (3人)	109 人日分 (6人)	72 人日分 (4人)	152 人日分 (8人)	152 人日分 (8人)	152 人日分 (8人)
目標値		82 人日分 (4人)	106 人日分 (5人)	108 人日分 (5人)			
達成率		75.6%	102.8%	66.7%			
就労継続支援(A型)		27 人日分 (2人)	29 人日分 (2人)	80 人日分 (4人)	80 人日分 (4人)	80 人日分 (4人)	80 人日分 (4人)
目標値		66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)			
達成率		40.9%	43.9%	121.2%			
就労継続支援(B型)		4,175 人日分 (226人)	4,542 人日分 (246人)	4,417 人日分 (252人)	4,451 人日分 (259人)	4,466 人日分 (268人)	4,481 人日分 (277人)
目標値		4,370 人日分 (230人)	4,465 人日分 (235人)	4,560 人日分 (240人)			
達成率		95.5%	101.7%	96.9%			

※各年度3月の実績及び推計値。単位の「人日分」とは、1か月あたりのサービス利用日数の総数。

()内は利用実人数。

◇必要量の見込み**＜生活介護＞**

障がい支援区分が3人以上（50歳以上の場合区分2以上）に該当する人の見込み数を基礎として、現利用者とアンケート調査結果から算出しました。

利用者は年々増加傾向にあり、需要も多いため、利用増を見込んでいます。

＜自立訓練（機能訓練）＞

現在の身体障がい者の施設の利用者数を基礎として、アンケート調査結果を勘案して算出しました。

また、市内介護事業所がサービス提供を検討しており、利用増を見込んでいます。

＜自立訓練（生活訓練）＞

標準利用期間の2年が終了することにより、他サービスに移行する方もいますが、新規利用や需要は一定数あります。居宅訪問型自立訓練を開始した事業所もあるため、今後の利用者の増加も見込んで、算出しました。

＜宿泊型自立訓練＞

現在の利用希望者から勘案して算出しました。

＜就労移行支援＞

現在の利用者の標準利用期間と、事業所の現時点での動向等を勘案して算出しました。

＜就労継続支援（A型）＞

現在の利用者は県外事業所を利用していることなど、現在のサービス利用者数を基本とし、福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

＜就労継続支援（B型）＞

新規利用者が増加しており、利用者の終了もあまり見られないことなどから、現在のサービス利用者数を基本とし、事業所の現時点での動向や地域生活への移行者、アンケート調査の結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

サービス提供事業所に対し、支援体系が利用者のニーズに合ったもので、かつ充実が図られるように協力を求めています。

また、事業所に対して情報提供を行っていくとともに、障がいのある人の地域生活への移行・地域定着を進める上でも、サービス提供事業所間の連携を強化し、障がいのある人が障がい福祉サービスを自由に選択できるような体制づくりを推進していきます。

2 自立支援給付事業の推進

②療養介護

＜療養介護＞

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込月間量】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
療養介護	14 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
目標値	14 人	14 人	14 人			
達成率	100.0%	107.1%	107.1%			

※各年度3月の実績及び推計利用者数。

◇必要量の見込み

現在の療養介護の利用者数を基本とし、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

現在の療養介護の利用者は、いずれも市外の施設に入所中となっています。

◇必要量確保のための方策

相双管内には療養介護を提供できる障がい福祉サービス事業所がないことから、利用希望者に対しては、医療機関や市外及び県外の障がい福祉サービス事業所と調整し、協力体制を図りながらサービスの提供を支援します。

③短期入所

<短期入所>

居宅で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込月間量】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所	45 人日分 (9人)	126 人日分 (14人)	104 人日分 (12人)	135 人日分 (18人)	140 人日分 (20人)	145 人日分 (22人)
目標値	40 人日分 (8人)	60 人日分 (10人)	90 人日分 (14人)			
達成率	112.5%	210.0%	115.6%			

※各年度3月の実績及び推計値。単位の「人日分」は、1か月あたりのサービス利用日数の総数。

()内は利用実人数。

◇必要量の見込み

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う利用日数の増加見込みや、指定事業所の増加見込み、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

短期入所は介護者のレスパイトケアとしての役割もあり、様々な目的での短期入所利用が増加する中、障がいのある人が必要なときに利用できるよう、事業所等の協力を得て、短期入所施設の確保に努めます。

2 自立支援給付事業の推進

④就労定着支援

＜就労定着支援＞

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【サービス見込年間量】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労定着支援	0 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
目標値	1 人	3 人	7 人			
達成率	0.0%	33.3%	14.3%			

※各年度の実績及び推計利用実人数。

◇必要量の見込み

令和4年度に相馬地方の事業所が就労定着支援を開始したことや、就労移行者の状況、福祉施設の現時点での意向やアンケート調査結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

サービス対象者に対する事業の周知に努めるとともに、事業所に対する事業実施の働きかけを行います。

⑤就労選択支援（新規）

＜就労選択支援（新規）＞

令和7年度から開始予定の新規サービスで、障がいのある人ご本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

【サービス見込年間量】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労選択支援	新規			/	0 人	1 人
目標値						
達成率						

※各年度の推計利用実人数。

◇必要量の見込み

令和7年度から開始予定の新規サービスです。障がいのある人のニーズとこの地域におけるサービス提供体制を勘案して、設定しました。

◇必要量確保のための方策

サービス対象者に対する事業の周知に努めるとともに、事業所に対する事業実施の働きかけを行います。

2 自立支援給付事業の推進

(3) 居住系サービス

①自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援

<自立生活援助>

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしに移行した人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

<共同生活援助（グループホーム）>

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

<施設入所支援>

地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込月間量】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	3 人	3 人	4 人	5 人	5 人	5 人
目標値	3 人	4 人	4 人			
達成率	100.0%	75.0%	100.0%			
共同生活援助 （グループホーム）	76 人	80 人	80 人	88 人	90 人	92 人
目標値	70 人	75 人	80 人			
達成率	108.6%	106.7%	100.0%			
施設入所支援	87 人	89 人	88 人	88 人	86 人	84 人
目標値	92 人	91 人	90 人			
達成率	94.6%	97.8%	97.8%			

※各年度 3 月の実績及び推計利用者数。

◇必要量の見込み

＜自立生活援助＞

標準利用期間は1年ですが、令和3年4月から、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能となっていることから、事業所の現時点での動向や地域生活への移行者、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

＜共同生活援助（グループホーム）＞

現在のサービスの利用者数を基礎として、指定事業所の増加見込や、精神障がい者等の地域生活への移行・地域定着を含め、福祉施設からグループホームへの移行者数、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

市内グループホームに空きはありますが、重度の方を対象としたグループホームは不足している状況です。

＜施設入所支援＞

現在の施設入所者数を基礎として、成果目標との整合性を図り、将来の地域生活への移行・地域定着や新たに見込まれる利用者数を勘案し、入所者数の減少を見込んで算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人の施設入所から地域生活への移行を促進するため、障がい福祉サービスの実施事業所によるグループホームの施設整備を促進するとともに、市民に対しては、障がいのある人が地域で共に生活するために、障がいの種類や特性、障がい福祉施設の内容等の広報活動を、市のホームページや広報紙等を活用して、積極的に周知します。

2 自立支援給付事業の推進

(4) 相談支援

<計画相談支援>

市が指定する指定特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも6か月に1回は継続サービス利用支援を行いサービスが適当かを検討します（モニタリング）。

<地域移行支援>

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<地域定着支援>

居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込年間量】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	416 人	452 人	452 人	460 人	470 人	480 人
目標値	431 人	441 人	451 人			
達成率	96.5%	102.5%	100.2%			
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人
目標値	4 人	5 人	5 人			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人
目標値	3 人	3 人	3 人			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

※各年度の実績及び推計利用実人数。

◇必要量の見込み**＜計画相談支援＞**

障がい福祉サービスの利用が見込まれる者で、計画相談を現在利用している人、福祉施設や精神障がい者等の地域生活への移行・地域定着の移行数と新たに計画相談を利用する人を見込んで、見込量を算出しました。

＜地域移行支援＞

平成30年度、令和元年度に利用がありましたが、サービス利用がない状況が続いています。福祉施設や精神科病院からの地域移行者を勘案し、見込み量を設定しました。

＜地域定着支援＞

令和2年度まで利用がありましたが、サービス利用がない状況が続いています。地域移行者を勘案し、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人が、本人に適したサービスを選択でき、また生活状況も含めて適切にアドバイスが受けられるよう、相談員や相談支援専門員の確保及び育成を図るとともに、今後も関係機関と連携し、相談支援の提供体制を充実させる必要があります。地域移行支援事業の活用など、課題の解決にも努めます。

また、障がい福祉サービスでは支援として対応が不十分なケースについては、医療機関のデイケアや訪問看護等のサービスの選択も視野に入れた体制を整えていきます。

3 地域生活支援事業の実施

3 地域生活支援事業の実施

「地域生活支援事業」は、南相馬市が地域の実情を勘案して事業の内容を決定します。この事業を利用する場合の利用者負担額（手数料）は、条例により定めています。

平成 25 年度からは、難病等の指定（平成 27 年 1 月には 130 疾病から 151 疾病に拡大、平成 27 年 7 月には 332 疾病に拡大、平成 29 年 4 月には 358 疾病に拡大、平成 30 年 4 月には 359 疾病に拡大、令和元年 7 月には 361 疾病に拡大、令和 3 年 11 月には 366 疾病に拡大、令和 6 年 4 月には 369 疾病に拡大予定。）を受けた人も障がい者の範囲に加わり、障がい者の範囲が拡大されたため、それぞれの障がいの状況に応じた障がい福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等を行います。

○理解促進研修・啓発事業	○自発的活動支援事業
○相談支援事業	○成年後見制度利用支援事業
○コミュニケーション支援事業	○日常生活用具給付等事業
○移動支援事業	○地域活動支援センター機能強化事業
○訪問入浴サービス事業	○日中一時支援事業
○社会参加促進事業	
・スポーツ・レクリエーション教室開催事業	・点字・声の広報等発行事業
・奉仕員養成研修事業	・自動車運転免許取得・改造費助成事業

（１）理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人の個性や特性の理解を深めるためのパンフレットの配布や、共生社会の実現に向けたイベント等を開催します。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動の支援を検討します。

◇自発的活動支援事業の実施形式

ピアサポート活動支援	障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援します。
災害対策活動支援	障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援します。
孤立防止活動支援	地域で障がい者等が孤立することがないように、見守り活動を支援します。
社会活動支援	障がい者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障がい者等に対する社会復帰活動を支援します。
ボランティア活動支援	障がい者等に対するボランティアの養成や活動を支援します。
身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動支援	(ア) 地域住民が、障がい者等が社会生活を営む上で感じる心のバリアに気づき、実際に声かけや簡易な支援等を行うことができるよう、実践的な研修会の開催を行います。 (イ) 障がい者等が日常生活を営む上で困りごとが生じた際、円滑に周囲に援助を求めることができるよう、障がい者等に対する一定の理解を有するとともに適切な支援を行うことのできる地域住民が、一見してそれとわかるためのツールの周知・頒布を行います。
その他形式	上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式による活動を支援します。

出典：厚生労働省資料

(3) 相談支援事業**<障害者相談支援事業>**

障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

<基幹相談支援センター>

成年後見制度に関する普及啓発及び相談支援等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応が難しい個別事例への同行支援や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

また、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域生活への移行に向けた取組等を実施します。

3 地域生活支援事業の実施

【サービス見込量（事業所数、設置有無）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
目標値	5 か所	5 か所	5 か所			
達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
基幹相談支援センター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
目標値	1 か所	1 か所	1 か所			
達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

◇必要量の見込み

＜障害者相談支援事業＞

指定特定相談支援事業所に障がい者等相談支援業務を委託して事業を実施しています。各事業所の業務量については、計画相談支援業務の増加や相談内容の複雑化により増大していますが、基幹相談支援センターと連携し、引き続き5か所の相談支援事業所において、相談支援体制の充実を目指します。

＜基幹相談支援センター＞

令和2年度に設置された基幹相談支援センターにおいて、引き続き相談支援体制の充実を目指します。

◇必要量確保のための方策

相談員・相談支援専門員の業務が複雑化していることから、定期的な相談支援事業所連絡会の開催により、事業所が担う基本相談等の均等化を図るとともに、事例検討等により相談員・相談支援専門員の技術の向上に努め、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、児童の支援に関する高い専門性を持った相談支援専門員の養成や確保、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化について、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

＜成年後見制度利用支援事業＞

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を扶助することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

【サービス見込量（利用者数：延べ）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度 利用支援事業	0 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
目標値	2 人	2 人	2 人			
達成率	0.0%	50.0%	50.0%			

◇必要量の見込み

これまでの利用者数を勘案し、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人が制度を利用し希望した生活が送れるよう、制度の周知を各サービス提供事業所等と協力して行っていきます。

3 地域生活支援事業の実施

(5) コミュニケーション支援事業

<手話通訳者・要約筆記者派遣事業>

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣を行います。

【サービス見込量（利用者数：延べ）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	92 人	33 人	48 人	100 人	100 人	100 人
目標値	108 人	120 人	120 人			
達成率	85.2%	27.5%	40.0%			

◇必要量の見込み

これまでの利用実績を基礎とし、必要な支援が確保されるよう、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

手話奉仕員については、障がいのある人の医療機関の受診や行政手続きの同行には、専門用語を使用した手話通訳が求められていることから、様々なニーズに対応できるよう手話通訳者等の養成に取り組み、意思疎通の仲介に必要な技術と知識を習得した支援者の育成と確保に努めます。

また、手話や要約筆記等のコミュニケーション支援の理解及び普及に向けた周知・啓発を行い、手話等を使用しやすい環境整備に取り組みます。

(6) 日常生活用具給付等事業

<日常生活用具給付等事業>

在宅の重度障がい者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【サービス見込量（給付件数）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	2 件	0 件	2 件	3 件	3 件	3 件
目標値	3 件	3 件	3 件			
達成率	66.7%	0.0%	66.7%			
自立生活支援用具	8 件	2 件	4 件	6 件	6 件	6 件
目標値	6 件	6 件	6 件			
達成率	133.3%	33.3%	66.7%			
在宅療養等支援用具	5 件	7 件	8 件	6 件	6 件	6 件
目標値	6 件	6 件	6 件			
達成率	83.3%	116.7%	133.3%			
情報・意思疎通支援用具	18 件	7 件	9 件	10 件	10 件	10 件
目標値	8 件	8 件	8 件			
達成率	225.0%	87.5%	112.5%			
排泄管理支援用具	1,521 件	1,553 件	1,416 件	1,520 件	1,520 件	1,520 件
目標値	1,400 件	1,400 件	1,400 件			
達成率	108.6%	110.9%	101.1%			
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 件	0 件	2 件	3 件	3 件	3 件
目標値	3 件	3 件	3 件			
達成率	33.3%	0.0%	66.7%			

3 地域生活支援事業の実施

◇日常生活用具の用途及び形状

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

出典：厚生労働省資料

◇必要量の見込み

これまでの給付実績を基礎として、障がいのある人の地域生活移行者の割合を勘案し、見込量を算出しました。在宅障がい者の生活を支援するため、実施している事業を継続することを目標とします。

◇必要量確保のための方策

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人が必要とする用具を的確に支給できるよう、制度について市のホームページや広報紙等を活用して周知に努めます。

(7) 移動支援事業

<移動支援事業>

屋外での移動が困難な全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【サービス見込量（利用者数）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援事業	0 人 0 時間	0 人 0 時間	2 人 15 時間	10 人 50 時間	10 人 50 時間	10 人 50 時間
目標値	10 人	10 人	10 人			
達成率	0.0%	0.0%	20.0%			

※令和3、4年度は年間の利用延人数・時間、令和5年度は年間推計値を掲載。

◇必要量の見込み

これまで利用のあった利用者が新型コロナウイルス感染症により外出を控え利用がなくなりました。実施事業所が市内にないため、需要はありますが利用には至っていません。アンケート調査結果や地域のニーズを勘案し、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人がサービスを希望通り利用できるよう、市内で移動支援事業が実施できるよう関係機関に協力を求めています。地域自立支援協議会地域生活支援部会において、移動支援についての協議を行っており、市内事業所が実施できるよう検討を進めています。

3 地域生活支援事業の実施

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

<Ⅰ型>

地域活動支援センター（Ⅰ型）は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

<Ⅱ型>

地域活動支援センター（Ⅱ型）は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

<Ⅲ型>

地域活動支援センター（Ⅲ型）は、利用者 10 人以上、概ね 5 年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

本市では、平成 18 年 10 月から、国の基準を満たす小規模作業所を地域活動支援センターとして指定し、機能強化事業補助金を交付して事業の向上を図ってきました。指定施設が他の福祉サービス事業所へ移行したことにより、市内に地域活動支援センターはない状況ですが、地域のニーズを確認し、必要な支援を検討します。

(9) 訪問入浴サービス事業

<訪問入浴サービス事業>

身体障がい者の居宅を訪問して入浴のサービスを行い、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。対象者は、重度身体障がい者（児）で、自宅や日中活動の場での保清の確保が困難な人です。

【サービス見込量（年間利用者数）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	4人	4人	4人	5人	5人	5人
目標値	5人	5人	5人			
達成率	80.0%	80.0%	80.0%			

◇必要量の見込み

対象者が自宅や日中活動の場での保清の確保が困難な重度障がい者のため、利用者数は横ばいで推移しています。実績値に基づき、利用者数を見込みました。

◇必要量確保のための方策

事業に関する周知を行い、在宅の重度障がい者の日常生活を継続的に支援します。サービス提供事業所の減少により、希望日時に利用できないという課題について、サービス提供事業所や支援機関との連携を強化し、利用者の希望に添ったサービスが提供できるよう努めます。

(10) 日中一時支援事業

<日中一時支援事業>

障がい児者の日中における活動を確保し、障がい児者の家族の就労支援及び障がい児者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、就学している障がい児の放課後または在宅障がい者の日中の支援を図ります。

【サービス見込量（年間利用者数）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
日中一時支援事業	31人	24人	27人	30人	30人	30人
目標値	45人	45人	45人			
達成率	68.9%	53.3%	60.0%			

3 地域生活支援事業の実施

◇必要量の見込み

これまでの実績に基づき、目標値を見込みました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人や障がいのあるこどもの介護者の、日中の介護負担の軽減のため、利用者の希望に添えるよう事業所との調整に努めます。

また、市外に避難している利用者についても、避難先でも同様のサービスが受けられるよう、市外のサービス提供事業所と連携を図ります。

(11) 社会参加促進事業

＜点字・声の広報等発行事業＞

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により、市の広報、視覚障がい等のある人に関係する事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活をする上で必要度の高い情報等を提供します。

＜奉仕員養成研修事業＞

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的として、朗読・手話の奉仕員養成講習会等を開催します。

＜自動車運転免許取得・改造費助成事業＞

下肢、体幹、聴覚障がい者が就労等の社会復帰のため自動車運転免許を取得する場合、及び重度の肢体不自由の障がい者が就労等の目的で自己所有の自動車を運転するために必要な改造を行う場合、費用の一部を助成します。

【サービス見込量（年間数）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
スポーツ・レクリエーション教室開催事業（事業件数）	0 件	0 件	2 件	1 件	1 件	1 件
目標値	2 件	2 件	2 件			
達成率	0.0%	0.0%	100.0%			
点字・声の広報等 発行事業（利用者数）	13 人	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人
目標値	14 人	14 人	14 人			
達成率	92.9%	100.0%	100.0%			
手話入門教室 （受講者数）	9 人	16 人	15 人	20 人	20 人	20 人
目標値						
達成率						
手話奉仕員養成講座 （受講者数）	7 人	7 人	8 人	10 人	10 人	10 人
目標値	10 人	10 人	10 人			
達成率	70.0%	70.0%	80.0%			
朗読奉仕員養成講座 （受講者数）	10 人	11 人	15 人	20 人	20 人	20 人
目標値	20 人	20 人	20 人			
達成率	50.0%	55.0%	75.0%			
要約筆記奉仕員養成 講座（受講者数）	9 人	5 人	8 人	10 人	10 人	10 人
目標値	10 人	10 人	10 人			
達成率	90.0%	50.0%	80.0%			
手話奉仕員・講師ス キルアップ講座 （開催回数）		3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
目標値						
達成率						
自動車運転免許 取得・改造費助成 事業（助成件数）	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
目標値	2 人	2 人	2 人			
達成率	50.0%	50.0%	100.0%			

※令和3、4年度は年間の事業件数・利用延人数・開催回数、令和5年度は年間推計値を掲載。

3 地域生活支援事業の実施

◇必要量の見込み

<スポーツ・レクリエーション教室開催事業>

令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できませんでした。実施事業を見直し、目標値を設定しました。

<点字・声の広報等発行事業>

これまでの事業の実績に基づき、目標値を算出しました。

<奉仕員養成研修事業>

これまでの事業の実績に基づき、参加者増を目標値としました。

<自動車運転免許取得・改造費助成事業>

令和3年度、令和4年度、自動車改造費助成事業はそれぞれ1人の利用がありました。見込値は前計画と同数と見込みます。

◇必要量確保のための方策

いずれの事業も地域で生活する障がいのある人が社会参加をするために必要な事業であることから、利用者の希望に沿って実施することができるよう、利用者の意見・要望の聴取に努めるとともに、委託して実施する事業については、委託先との連携により事業の充実を図ります。

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開

第3期南相馬市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられました。本計画では、第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第6項及び障害者総合支援法第88条第6項の規定で障がい福祉計画と一体に策定することができる計画とされていることから、第7期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

1 成果目標の設定

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき目標を設定します。

第3期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 児童発達支援センターの整備：各市町村または各圏域に1か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築：
各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備：
各市町村または各圏域に1か所以上確保
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置：
令和8年度末までに各市町村または各圏域に協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置（市町村は圏域での設置も可）

①児童発達支援センターの整備

国では、令和8年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置すること、または地域の実情により未設置の場合、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備することとしており、国の基本方針を踏まえて、地域のニーズやセンターの役割等を整理し、どのような支援が必要かなどを、相双保健福祉事務所や近隣市町村と協議を行い、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会、相馬地方児童発達支援連携会議等の意見も踏まえながら検討を行っていきます。

1 成果目標の設定

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国では、保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする、としています。本市においては、令和3年度より、2事業所が市内で保育所等訪問支援の提供を開始しています。引き続き支援が必要な児童がサービスを利用できるよう、支援体制の強化を図ります。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

重度の身体障がいと知的障がい重複した状態にある「重症心身障がい児」については、一般の障がい児通所支援事業所では支援を受けることが困難であり、重症心身障がい児への支援に対応した事業所は少ない状況にあります。

国では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができる体制を構築するため、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上確保することとしています。

本市においては、放課後等デイサービス事業所で重症心身障がい児の支援を行っていることから、地域の事業所において重症心身障がい児が希望するサービスを受けられるよう、引き続き支援体制の強化を図ります。

④保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

近年の医療技術の進歩により、これまでであれば命を落としていた重度の疾患・障がいのある子どもを救えるようになったことなどを背景として、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な「医療的ケア児」が増加しています。

本市では、平成30年度から保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会こども部会（現：こども発達支援部会）を設置し、協議の場としています。また、令和2年度から医療的ケア児等に関するコーディネーターを2名配置しています。今後も、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、地域自立支援協議会等の意見も踏まえながら協議を行うとともに、コーディネーターの周知・啓発や連携方法等について検討していきます。

●第2期計画の実績

項 目	数 値	考 え 方
目標値	1か所	令和5年度末までの保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備か所数を目標としていました。
実績値（令和4年度）	1か所	
目標値	2人	令和5年度末までの医療的ケア児等コーディネーターの配置数を目標としていました。
実績値（令和4年度）	2人	

●第3期計画の目標値

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 令和8年度末の協議の場の数	1か所	令和8年度末までの保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備か所数
【目標値】 令和8年度の コーディネーター配置数	2人	令和8年度末までの医療的ケア児等コーディネーターの配置数

2 障がい児通所及び障がい児相談の事業の充実

本市には、障がい児通所支援事業として、障がいのあるこどもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の習得、集団生活への適応のための訓練を行う「児童発達支援」と、放課後や夏休み等に、就学している障がいのあるこどもを通所させて、生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進を図る放課後等の居場所づくりとしての「放課後等デイサービス」、児童が普段通っている施設に専門職員が訪問し、集団生活への適応を支援する「保育所等訪問支援」を実施している事業所があります。

今後は、療育手帳所持者や、乳幼児健診で経過観察が必要となった幼児数が増えていることを踏まえ、障がいの状況に応じ、必要なサービスが提供できるよう、相談支援体制の充実を図りながら、障がい児通所支援事業等を進めます。

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、

居宅訪問型児童発達支援

①障がい児通所支援サービス内容について

<児童発達支援>

障がいのある児童に、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。また、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童に対しては、必要とされる治療を行います。

<放課後等デイサービス>

障がいのある就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

<保育所等訪問支援>

療育経験のある専門職員が保育所や小学校等を訪問し、こどもが集団生活に適応できるよう支援を行います。

<居宅訪問型児童発達支援>

重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

2 障がい児通所及び障がい児相談の事業の充実

【サービス見込月間量】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	447 人日分 (84 人)	458 人日分 (91 人)	442 人日分 (88 人)	435 人日分 (80 人)	459 人日分 (83 人)	483 人日分 (86 人)
目標値	476 人日分 (78 人)	515 人日分 (82 人)	559 人日分 (87 人)			
達成率	93.9%	88.9%	79.1%			
医療型児童発達支援	0 人日分 (0 人)	0 人日分 (0 人)	0 人日分 (0 人)	児童発達支援に一元化		
目標値	3 人日分 (1 人)	3 人日分 (1 人)	3 人日分 (1 人)			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
放課後等 デイサービス	1,263 人日分 (161 人)	1,275 人日分 (158 人)	1,284 人日分 (169 人)	1,304 人日分 (163 人)	1,377 人日分 (172 人)	1,449 人日分 (181 人)
目標値	1,340 人日分 (183 人)	1,421 人日分 (199 人)	1,507 人日分 (216 人)			
達成率	94.3%	89.7%	85.2%			
保育所等訪問支援	3 人日分 (3 人)	11 人日分 (7 人)	2 人日分 (2 人)	28 人日分 (12 人)	34 人日分 (15 人)	40 人日分 (18 人)
目標値	20 人日分 (5 人)	32 人日分 (8 人)	40 人日分 (10 人)			
達成率	15.0%	34.4%	5.0%			
居宅訪問型 児童発達支援	0 人日分 (0 人)	0 人日分 (0 人)	0 人日分 (0 人)	5 人日分 (1 人)	5 人日分 (1 人)	5 人日分 (1 人)
目標値	5 人日分 (1 人)	5 人日分 (1 人)	5 人日分 (1 人)			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

※各年度3月の利用実績及び推計値。単位の「人日分」とは、1か月あたりのサービス利用日数の総数。()内は利用実人数。

◇必要量の見込み

＜児童発達支援＞

利用者数は増加傾向にあり、発達相談会等から療育に繋がるケースが増えている現状を勘案して算出しました。

＜放課後等デイサービス＞

利用者数はほぼ横ばいで推移しています。新規利用者や市内事業所の定員等から見込量を算出しました。

<保育所等訪問支援>

支給決定児は令和5年12月時点で29名ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用を控えている状況がありました。現在、市内2事業所で行っており、利用件数も増加傾向にあるため、利用増を見込みます。

<居宅訪問型児童発達支援>

現在支給決定をしている方はいないため、見込値は前計画と同数と見込みます。

◇必要量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、各事業所の状況を把握しながら、サービス提供の充実を図るよう努めます。保育所等訪問支援事業については、関係機関と連携しながら、体制整備に努めます。居宅訪問型児童発達支援事業については、サービスの周知とともに、支援が必要な重症心身障がい児等の把握に努めます。

(2) 障がい児相談支援**<障がい児相談支援>**

指定障がい児相談支援事業者が障がい児通所支援サービスの支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成します。また、支給決定後においては、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【サービス見込年間量】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい児相談支援	256人分	257人分	269人分	250人分	253人分	256人分
目標値	268人分	291人分	315人分			
達成率	95.5%	88.3%	85.4%			

※各年度の実績及び推計利用実人数。

◇必要量の見込み

新規利用者は増加していますが、中学校や高校入学などを機に利用を終了する方も多いことを踏まえて見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

児童の相談支援を対応する指定障がい児相談支援事業者は現在3か所であり、うち2か所は障がい者の相談支援を対応する指定特定相談支援事業者等も兼ねていることから、速やかな相談支援が提供できない状況にあります。利用者の伸びに応じ、相談員・相談支援専門員の人材の育成及び確保について、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議し、NPO法人等へ同事業の拡大や開始を働きかけ、サービス提供の充実を図ります。

2 障がい児通所及び障がい児相談の事業の充実

(3) 発達障がい者等に対する支援

＜発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保＞

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等がこどもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等を実施し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の構築とこれらの支援プログラム等の実施者を計画的に養成することに努めます。

【支援プログラム等見込量（受講者数：延べ人数）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
支援プログラム等の 受講者数（保護者）		7人	6人	9人	8人	8人	8人
目標値		7人	7人	7人			
達成率		100.0%	85.7%	128.6%			
支援プログラム等の 実施者数（支援者）		新規			3人	3人	3人
目標値							
達成率							

◇必要量の見込み

これまでの受講者数の実績を勘案し、見込み量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

- ・市内の幼稚園・保育園等に通園している保護者等に講座の案内を配布するとともに、職員に支援プログラムの周知を図り参加促進に努めます。
- ・支援者拡充のため、こども育成課と連携し幼稚園・保育園等の職員の参加について調整を図ります。
- ・ホームページや子育て世帯向けのポータルサイト等を活用し保護者等の参加促進に努めます。

(4) こども・子育ての支援等における体制整備

＜こども・子育て支援等における体制整備＞

障がい児のこども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努め、こども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における支援体制の整備に努めます。

障がいのあるこどもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関の連携のもとに、早期発見・早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。

また、地域子育て支援拠点施設などのインクルーシブな場を提供するとともに、障がいのあるこどもやその保護者の交流、育児相談、情報提供、講習等を行います。

第7章 計画の推進

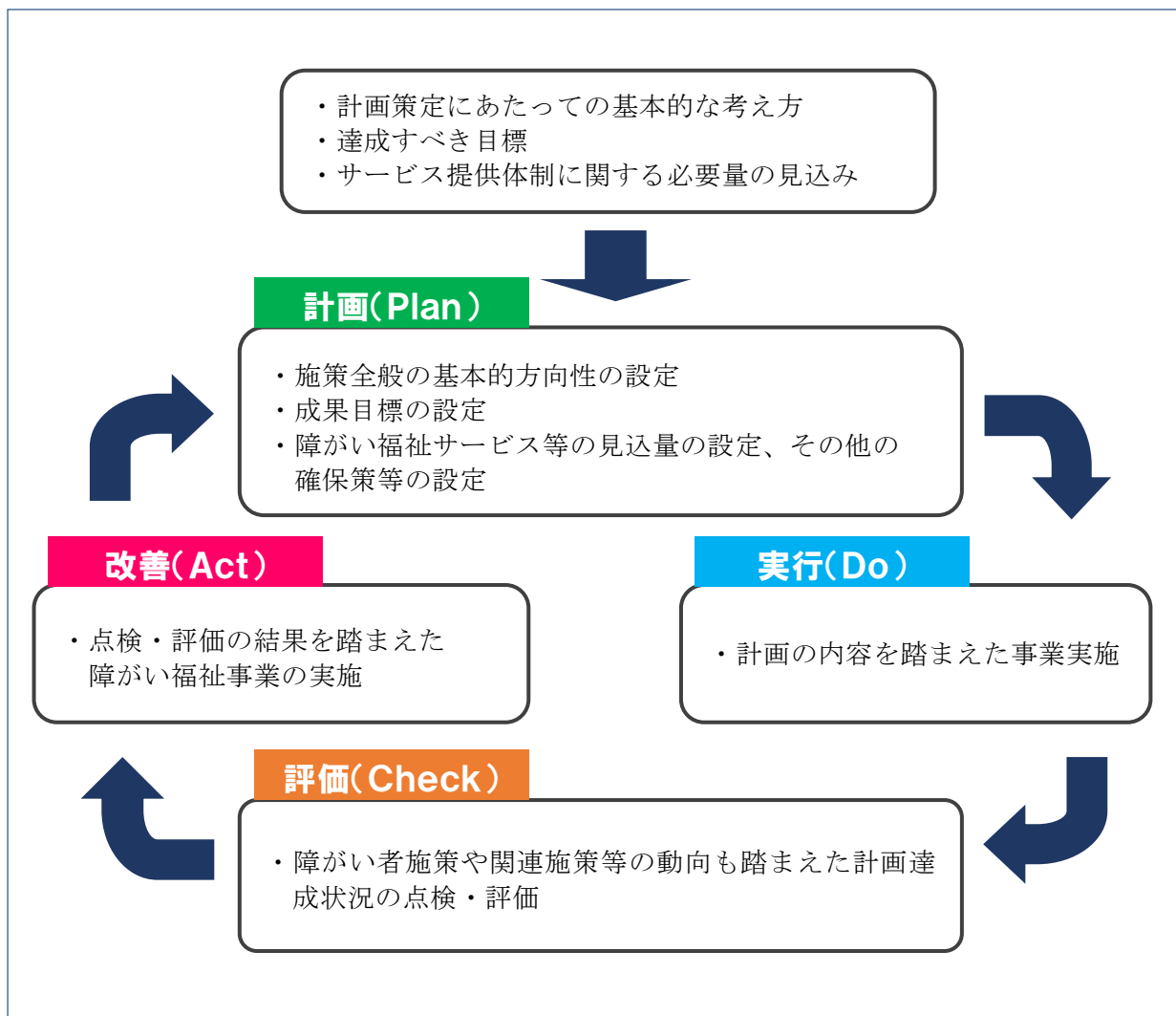
第7章 計画の推進

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させながら、計画達成状況の点検・評価を行います。また、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会の各専門部会においても、関係する事務事業の達成状況の点検・評価を行います。

これらの点検した結果については、地域自立支援協議会の全体会に報告して、今後の障がい福祉サービスの提供体制の確保や関係機関の連携体制の構築等についての協議を行いながら、その後の障がい福祉事業の実施に反映していきます。

さらに、事業実施にあたっての問題や課題等については、障がいのある人や障がい福祉サービスを利用している人、事業所などの関係者から意見を聴取して検証し、より良い障がい福祉サービスが提供できるような支援体制づくり、障がい福祉施策の実施に努めます。

【PDCAサイクルのプロセス】



【地域自立支援協議会の各専門部会が点検する事務事業項目】

○地域生活支援部会	第4章 障がい者計画の施策の展開 2 障がいのある人への支援の充実 4 地域における支援体制の充実 5 保健・医療サービスの充実 6 社会参加の促進と自立への支援 7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進 第5章 障がい福祉計画の事業の展開 1 成果目標の設定 2 自立支援給付事業の推進 3 地域生活支援事業の実施
○権利擁護部会	第4章 障がい者計画の施策の展開 1 権利擁護・人権擁護の推進 2 障がいのある人への支援の充実 4 地域における支援体制の充実 7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進 第5章 障がい福祉計画の事業の展開 3 地域生活支援事業の実施
○就労支援部会	第4章 障がい者計画の施策の展開 4 地域における支援体制の充実 6 社会参加の促進と自立への支援 第5章 障がい福祉計画の事業の展開 1 成果目標の設定 2 自立支援給付事業の推進
○こども発達支援部会	第4章 障がい者計画の施策の展開 2 障がいのある人への支援の充実 3 障がいのあるこどもへの支援の充実 5 保健・医療サービスの充実 6 社会参加の促進と自立への支援 第5章 障がい福祉計画の事業の展開 3 地域生活支援事業の実施 第6章 障がい児福祉計画の事業の展開 1 成果目標の設定 2 障がい児通所及び障がい児相談の事業の充実
○災害対策検討会	第4章 障がい者計画の施策の展開 7（4）災害対策

第 8 章 資料編

第8章 資料編

1 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会共同設置要綱

平成24年 2 月24日

告示第 6 号

改正 令和 4 年 3 月24日告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市及び飯館村（以下「構成市村」という。）が、南相馬市障がい者等相談支援事業実施要綱（平成20年南相馬市告示第28号）第6条第1項及び飯館村障がい者等相談支援事業実施要綱（平成20年飯館村訓令第1号）第6条第1項の規定による地域自立支援協議会を共同で設置するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この地域自立支援協議会は、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、地域において障がい者及び障がい児の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関の連携体制の構築等に関する協議を行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、協議会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 障がい福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 関係機関の業務において課題となった事項の対応策に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の連携体制の構築に関すること。
- (4) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (5) 関係機関の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 障がい福祉計画等の進捗状況と進行管理に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事項

3 協議会は、前項の協議のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障害を理由とする差別の解消に向けた協議を行うものとする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから南相馬市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 権利擁護関係者
- (7) 障がい者及び障がい者団体関係者
- (8) 関係行政機関の職員

1 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会共同設置要綱

(9) 前各号に掲げるもののほか、南相馬市長及び飯舘村長（以下「構成市村長」という。）が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

ただし、最初に開催される会議は、南相馬市長が招集し、会長が選任されるまでの間会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局会議)

第8条 協議会の運営について調整・提案等を行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、次に掲げる者で構成する。

(1) 協議会会長及び副会長

(2) 構成市村の障がい福祉担当者

(3) 相談支援アドバイザー

(4) 相談支援事業者

(5) 設置部会の部会長

(6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める者

3 事務局会議の議長には協議会の会長を、副議長には協議会の副会長をもって充てる。

(部会)

第9条 協議会に特定の事項について調査及び検討を行うため、部会を置く。

2 設置する部会の名称、人数等は事務局会議で調整のうえ、協議会で決定する。

3 各部会の部会員は、委員及び障がい福祉関係機関等から推薦された協力員のうちから、それぞれ会長が指名する。

4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 第7条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「南相馬市長」とあるのは「会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(負担金)

第10条 協議会等の運営等に要する経費に充てるため、飯舘村は負担金を拠出するものとし、その額は構成市村長の協議により決定するものとする。

2 前項の規定による負担金の納入の時期は、構成市村長が協議により定める。

(予算の執行)

第11条 協議会等に要する経費については、南相馬市の歳入歳出予算の定めるところにより執行するものとする。

(負担金の精算)

第12条 南相馬市長は、各年度において協議会に要する経費の予算に残額が生じた場合においては、飯舘村の負担金の額を翌年度において精算する。

(経費の執行状況)

第13条 南相馬市長は、各年度の出納閉鎖後速やかに協議会等に要する経費の予算の執行状況を飯舘村長に通知するものとする。

(告示の改廃)

第14条 この告示を改廃しようとするときは、あらかじめ構成市村長協議のうえ決定する。

(秘密の保持)

第15条 協議会等の会議の構成員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第16条 協議会等の庶務は、南相馬市障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、協議会の会議の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 前項に定めるもののほか、構成市村で決定すべき事項は、構成市村長協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(南相馬市地域自立支援協議会運営要綱の廃止)

2 南相馬市地域自立支援協議会運営要綱（平成 20 年南相馬市告示第 29 号）は、廃止する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日告示第 66 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会委員名簿

2 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	団体機関名・役職	全体	計画	地域	権利	就労	こころ	災害
1	志賀 崇永	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 原町共生授産園	○		○				
2	山田 晴彦	南相馬市福祉事業所連絡協議会 会長 特定非営利法人ぼーんず ぼーんずB	○				○		
3	荒 潤正	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所 相談支援アドバイザー	◇	○		◎			○
4	村田 純子	特定非営利活動法人 ほっと悠 相談支援センター ほっと悠	○						
5	石田 宏之	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ 相談支援事業所 そらまめ	○			○			
6	岩崎 ちあき	特定非営利活動法人 はらまちひばり 相談支援事業所 はらまちひばり	○				○		
7	菅野 勝也	特定非営利活動法人 あさがお 相談支援事業所 とともに	○					○	○
8	新妻 直恵	特定非営利活動法人 きぼう	◎	◇		○			○
9	須藤 康宏	医療法人社団 メンタルクリニックなごみ 相馬地方基幹相談支援センター拓	○	○	◎				○
10	只野 健太	公益財団法人 金森和心会雲雀ヶ丘病院	○		○				
11	井上 緑也	福島県中小企業家同友会	○				○		
12	佐藤 光弘	福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会)	○						
13	高田 公恵	社会福祉法人 ちいろば会 原町聖愛こども園	○						
14	坂本 亜希子	福島県立相馬支援学校 元PTA	○						
15	石垣 真樹子	福島県立相馬支援学校	○	○					
16	泉 邦子	相馬人権擁護委員協議会 高齢者・障がい者人権委員会	○			○			
17	鈴木 礼子	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会	○						
18	佐藤 清彦	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会 鹿島区福祉サービスセンター	○			○			
19	菅野 純子	社会福祉法人 飯館村社会福祉協議会	○						
20	東海林 広尚	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課 障がい者支援チーム	○	○					
21	北部 大輔	福島県浜児童相談所南相馬相談室	○					○	
22	金山 敬子	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課 児童家庭支援チーム	○	○				○	
23	大和田 布佐子	福島県教育庁相双教育事務所学校教育課	○	○				○	
24	星 延尚	相双公共職業安定所 求人・専門援助部門	○						
25	北原 美樹	飯館村教育委員会	○					○	
26	北畑 尚子	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ 自立研修所 ビーンズ	○	○			◎		
27	信成 知子	特定非営利活動法人 きぼう みなみそうま子どもサポートセンター「かのん」	○	○				◎	
28	青田 由幸	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ	○	◎		○			◎
29	青木 圭太	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会 地域福祉課		○			○		

第8章 資料編

2 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	団体機関名・役職	全 体	計 画	地 域	権 利	就 労	い し み	災 害
30	齋藤 香織	社会福祉法人 飯館村社会福祉協議会		○		○			
31	岡 幸枝	福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会)		○					
32	豊永 久美	特定非営利活動法人 ほっと悠 相談支援センター ほっと悠			○				
33	門馬 こずえ	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ デイさぼーと ぴーなっつ			○				
34	鈴木 信茂	特定非営利活動法人 はらまちひばり はらまちひばりワークセンター			○				
35	郡 信子	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ 相談支援事業所 そらまめ			○				○
36	有間 育美	障がい児者 ひまわりの会			○				
37	小島 令子	特定非営利活動法人 あさがお 共同生活援助 いやしの家			○				
38	清水 浩行	特定非営利活動法人 あさがお 相談支援事業所「ともに」			○	○			
39	吉田 由樹	医療法人社団 メンタルクリニックなごみ ウィル生活・相談支援センター			○				
40	渡部 香奈子	株式会社 クオリティーライフ 看護小規模多機能型居宅介護ナースィングホームつばさ 原町			○			○	○
41	大塚 俊介	株式会社 協心			○				
42	福島 祐子	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所			○				
43	西内 実菜	特定非営利活動法人 相双に新しい精神科医療保険福 祉システムをつくる会 訪問看護ステーション なごみ			○				
44	西山 喜代子	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会			○				
45	佐藤 杏美	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課 障がい者支援チーム			○				
46	庄司 智子	福島県立相馬支援学校			○				○
47	大内 龍太郎	社会福祉法人 飯館村社会福祉協議会			○				
48	西川 恵理子	南相馬市立総合病院地域医療連携室			○				
49	丸山 香織	南相馬市健康福祉部健康づくり課			○				
50	鈴木 日向	南相馬市健康福祉部長寿福祉課			○				
51	酒井 美徳	特定非営利活動法人 ほっと悠 相談支援センター ほっと悠				○			
52	西 みよ子	特定非営利活動法人 あさがお				○			
53	邊見 直子	特定非営利活動法人 あさ家 あさ家				○			
54	伏見 香代	医療法人社団 メンタルクリニックなごみ 相馬地方基幹相談支援センター拓				○	○		
55	竹中 芳子	障がい児者 ひまわりの会				○			
56	鎌田 貴文	太陽の会				○			
57	山田 清子	視覚障がい者福祉協会 相双方部				○			
58	高澤 孝夫	視覚障がい者福祉協会 相双方部				○			
59	小川 尚一	南相馬手話サークル「耳通口」				○			

2 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	団体機関名・役職	全体	計画	地域	権利	就労	介護	災害
60	鈴木 秀一	南相馬手話サークル「耳通口」				○			
61	生駒 八重子	パソコン要約筆記南相馬				○			
62	志賀 トシ	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会				○			
63	志賀 光良	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課 障がい者支援チーム				○			
64	高野 由紀子	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ 自立研修所 えんどう豆					○		
65	森 桂子	特定非営利活動法人 あさがお 就労継続支援B型 きぼうのあさがお					○		
66	石坂 香子	特例非営利活動法人 はらまちひばり はらまちひばりワークセンター					○		
67	高田 緩奈	特定非営利活動法人 きぼう ちゃいんどサポート「かのん」					○		
68	佐藤 光男	福島県授産事業振興会 障害者事業所支援アドバイザー					○		
69	山本 博幸	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 相双就業・生活支援センター					○		
70	渡部 実	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会					○		
71	櫻井 綾子	原町商工会議所					○		
72	早瀬川 祐芳	鹿島商工会					○		
73	松橋 佳奈絵	鹿島商工会					○		
74	酒井 鉄平	ハローワーク相双					○		
75	日下部 実仁	福島県立テクノアカデミー浜					○		
76	齊藤 順子	福島県立テクノアカデミー浜					○		
77	安藤 成彬	福島県立相馬農業高等学校					○		
78	奥山 美穂	福島県立相馬支援学校					○		
79	三条 美雪	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所						○	
80	小澤 なな	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 のびっこらんど愛愛						○	
81	野倉 一美	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 のびっこらんど原町						○	
82	高橋 真利恵	特定非営利活動法人 あさがお 放課後等デイサービス はぐくみ・あさがお						○	
83	新妻 了	特定非営利活動法人 きぼう じゅにあサポート「かのん」						○	
84	大杉 寿美子	特定非営利活動法人 きぼう キンダー・ラボ「かのん」						○	
85	酒井 有紀子	特定非営利活動法人 きぼう きっずサポート「かのん」						○	
86	平賀 舞	障がい児者 ひまわりの会						○	
87	菅野 邦美	おひさまクラブ						○	
88	佐藤 文代	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ デイさぼーと ぴーなっつ						○	
89	田村 文子	学校法人青葉 青葉幼稚園 (南相馬市私立幼稚園協会)						○	
90	加藤 貴之	ライブラリー南相馬訪問看護ステーション						○	

第8章 資料編

2 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	団体機関名・役職	全体	計画	地域	権利	就労	こども	災害
91	足立 知子	特定非営利活動法人 相双に新しい精神科医療保険福祉システムをつくる会 相馬広域こころのケアセンターなごみ						○	
92	大内 眞弓	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会						○	
93	岡崎 あゆみ	福島県立相馬支援学校						○	
94	館下 大恵	相馬農業高等学校						○	
95	伊藤 亜希子	飯舘村教育委員会						○	
96	青田 陽香	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会 地域福祉課						○	
97	金澤 裕美	医療法人社団 メンタルクリニックなごみ 相馬地方基幹相談支援センター 拓						○	
98	加藤 みゆき	南相馬市教育委員会事務局学校教育課						○	
99	長川 侑加	南相馬市こども未来部こども育成課						○	
100	佐藤 理香	市立総合病院 地域医療連携室						○	
101	佐々木 守	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 原町共生授産園							○
102	梅田 幸雄	特定非営利活動法人 あさがお 多機能事業所「ともに」							○
103	杉 重子	特定非営利活動法人 あさ家							○
104	牛来 敏夫	南相馬市民生委員児童委員連絡協議							○
105	佐々木 智洋	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会 地域福祉課							○

※表中、「全体」は「全体会」、「計画」は「計画策定検討会」、「権利」は「権利擁護部会」、「地域」は「地域生活支援部会」、「就労」は「就労支援部会」、「こども」は「こども発達支援部会」、「災害」は「災害対策検討会」の略です。

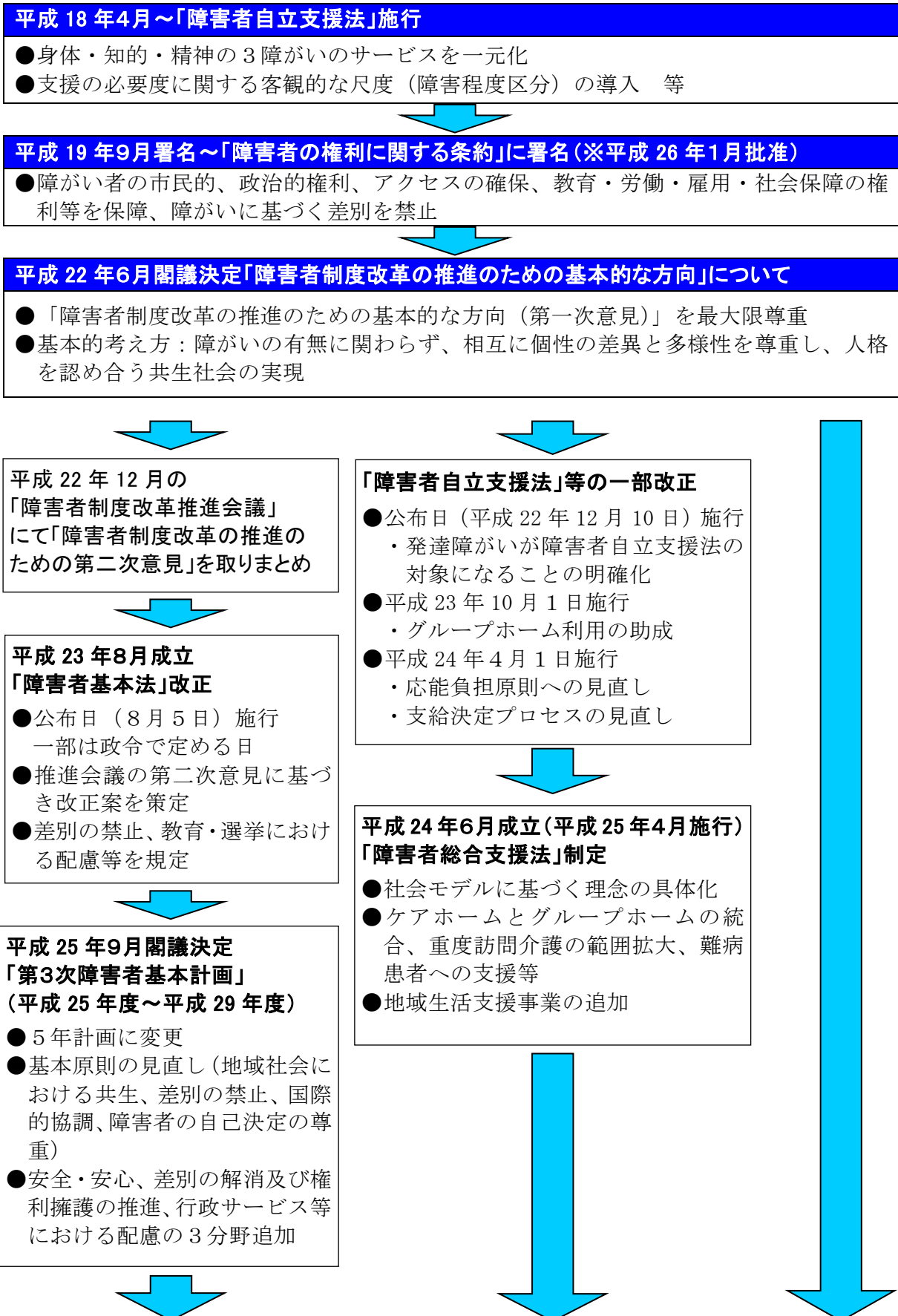
※表中の「◎」は「会長」または「部会長」、「◇」は「副会長」または「副部会長」を表しています。

3 計画策定の経緯

3 計画策定の経緯

令和5年4月21日	第1回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 全体会
令和5年6月14日	第1回計画策定検討会
令和5年6月30日	第1回こども発達支援部会
令和5年7月5日	第1回権利擁護部会
令和5年7月27日	第2回計画策定検討会
令和5年8月7日	第1回災害対策検討会
令和5年8月10日	第2回権利擁護部会
令和5年8月25日	第2回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 全体会
令和5年9月4日	第2回就労支援部会
令和5年9月12日	第2回地域生活支援部会
令和5年10月3日	第3回計画策定検討会
令和5年10月12日	第3回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 全体会
令和5年10月25日	企画調整会議
令和5年10月31日	第4回計画策定検討会
令和5年11月7日	庁議
令和5年11月21日	原町区地域協議会（パブリックコメント実施報告）
令和5年11月24日	鹿島区地域協議会（パブリックコメント実施報告）
令和5年11月27日	小高区地域協議会（パブリックコメント実施報告）
令和6年1月11日	第5回計画策定検討会
令和6年1月17日	第6回権利擁護部会
令和6年2月1日	企画調整会議
令和6年2月8日	庁議

4 障がい者制度改革の動向



[障がい者制度改革の動向の続き]

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ(平成 26 年2月 19 日～)

「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病(難病等)が拡大

- 平成 29 年 4 月 (第 3 次)
332 疾病→358 疾病へ拡大

「障害者雇用促進法」の一部改正

- 平成 28 年 4 月施行
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
- 平成 30 年 4 月施行
法定雇用率の算定基礎の見直し

平成 28 年5月成立

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 公布日(平成 28 年 6 月 3 日)施行
医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
- 平成 30 年 4 月全面施行

平成 30 年策定

「第5期障害福祉計画」
(平成 30 年度～令和2年度)

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・就労定着に向けた支援
 - ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・発達障がい者支援の一層の充実

平成 30 年 3 月策定

「第4次障害者基本計画」
(平成 30 年度～令和 4 年度)

- 各分野に共通する横断的な視点
 - (1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保
 - (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
 - (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
 - (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
 - (6) P D C A サイクル等を通じた実効性ある取組の推進

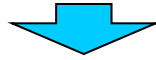
平成 25 年6月成立
(平成 28 年4月施行)
「障害者差別解消法」制定

- 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
- 国・都道府県・市町村等の役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

平成 28 年 5 月成立
(平成 28 年8月施行)
「発達障害者支援法」改正

- 発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮等を求める
- 障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 生活全般にわたる支援の促進
- 担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備

[障がい者制度改革の動向の続き]



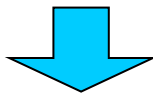
「障害者雇用促進法」の一部改正

- 令和2年4月施行（一部令和元年6月14日、9月6日施行）
- 障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握など
- 民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度を創設（令和2年4月施行）

令和3年策定

**「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」
（令和3年度～令和5年度）**

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援拠点などにおける機能の充実
 - ・福祉施設から一般就労への移行などの推進
 - ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・発達障がい者などに対する支援
 - ・障害児通所支援などの地域支援体制の整備
 - ・相談支援体制の充実・強化など（新規）
 - ・障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）
 - ・障がい福祉人材の確保
 - ・障がい者の社会参加を支える取組

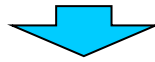


「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」制定

- 公布日（令和4年5月25日）施行
- 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に制定

4 障がい者制度改革の動向

[障がい者制度改革の動向の続き]



**令和3年5月成立
「障害者差別解消法」一部改正**

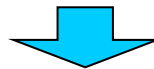
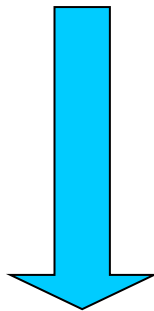
- 令和6年4月1日施行
- 改正の主なポイント
 - ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
 - ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
 - ・障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化

**令和4年6月成立
「児童福祉法の一部を改正する法律」制定**

- 令和6年4月1日施行
- 改正の主なポイント
 - ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
 - ・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
 - ・社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
 - ・児童の意見聴取等の仕組みの整備
 - ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
 - ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
 - ・児童をわいせつ行為から守る環境整備等

**令和4年12月成立
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」制定**

- 令和6年4月1日施行
- 改正の主なポイント
 - ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実
 - ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
 - ・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
 - ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
 - ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備



**令和5年3月策定
「第5次障害者基本計画」
（令和5年度～令和9年度）**

- 各分野に共通する横断的視点
 - （1）障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - （2）共生社会の実現に資する取組の推進
 - （3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - （4）障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
 - （5）障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
 - （6）PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

**令和6年策定
「第7期障害福祉計画」
「第3期障害児福祉計画」
（令和6年度～令和8年度）**

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・福祉施設から一般就労への移行等
 - ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・地域における相談支援体制の充実・強化
 - ・障がい者等に対する虐待の防止
 - ・地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・障害福祉サービスの質の確保
 - ・障がい福祉人材の確保・定着
 - ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
 - ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・その他：地方分権提案に対する対応

第7期障がい者計画・障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

南相馬市 健康福祉部 社会福祉課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

TEL:0244-24-5241



制 作 者

表 紙

(左上) 大場 岳志さん
(左下) 高江 由洋さん

(右上) 石川 均さん
(右下) 金谷 佳奈枝さん

裏表紙

(左上) 小針 さえ子さん
(左下) 原町共生授産園

(右上) 特定非営利活動法人きぼう
(右下) 星 幸子さん